

第 525 回 愛 知 地 方 最 低 賃 金 審 議 会

令和 8 年 7 月 2 日(木) 午後 2 時 00 分～

KKR ホテル名古屋 4 階 福寿の間

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 愛知県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金

(2) 愛知地方~~労働~~審議会愛知県最低賃金専門部会の設置等について

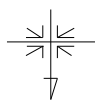
(3) 愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

(4) 愛知地方最低賃金審議会検討小委員会の設置等について

(5) その他

3 閉 会

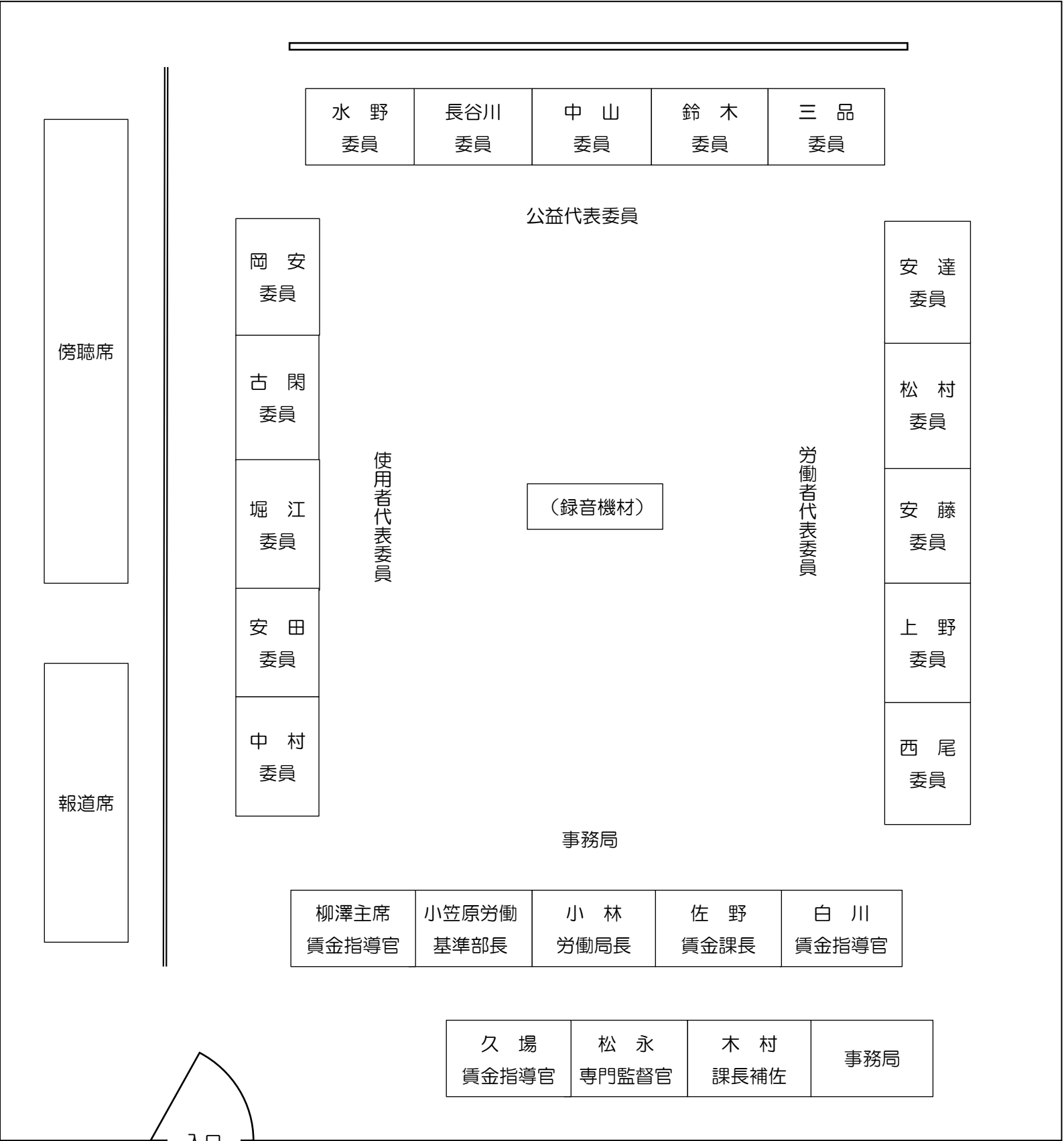
第 525 回 愛知地方最低賃金審議会 配席図



令和 8 年 7 月 2 日(木)

午後 2 時 00 分～

KKRホテル名古屋 4階「福寿の間」



資 料 目 次

資料№

1. 第50期 愛知地方最低賃金審議会委員名簿
2. 愛知労働局関係職員名簿
3. 令和8年度 特定最低賃金の改正に関する申出状況
4. 愛知地方最低賃金審議会運営規程
5. 愛知地方最低賃金審議会検討小委員会運営規程
6. 令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理

別添資料

- ① 物価高騰のもと最低賃金をただちに1700円以上へ引き上げ、全国一律最低賃金制度の実現を求める要請書（写）
[全労連東海北陸ブロック 2026年最賃キャラバン資料]
全労連東海北陸地方協議会
 - ② 愛知県最低賃金を1800円以上に引き上げるために生計費重視・開かれた審議、中小企業支援を国に求めること及び早期発効を求める要請書（写）
愛知県労働組合総連合
 - ③ オンライン署名
「最低賃金を今すぐ1800円以上に引き上げ、
中小企業支援を拡充しましょう」
愛知県労働組合総連合
- 個人署名（写）
「最低賃金を1800円以上とし、中小企業支援を求める要請」
愛知県労働組合総連合

第50期 愛知地方最低賃金審議会委員名簿

(令和8年6月12日現在)

公益代表委員

○会長
代理

◎会長

氏 名	現 職 等
スズキ シンヤ 鈴木 進也	いぶき法律事務所 弁護士
ナカヤマ ノリヨシ 中山 徳良	名古屋市立大学大学院経済学研究科 教授
ハセガワ フキコ 長谷川 ふき子	成田・長谷川法律事務所 弁護士
ミシナ マコト 三品 信	中日新聞社 論説委員
ミズノ ユカ 水野 有香	愛知大学経済学部 教授

労働者代表委員

氏 名	現 職 等
アダチ カズキ 安達 一樹	日本労働組合総連合会愛知県連合会 労働条件局長
アンドウ トモコ 安藤 知子	全ユニー労働組合 中央執行副委員長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長
ウエノ ミサコ 上野 都砂子	CKD労働組合 事務局長 JAM 副会長
ニシオ キョヒト 西尾 清人	全トヨタ労働組合連合会 副会長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 執行委員
マツム ラミ 松村 実	日本製鉄名古屋労働組合 組合長 日本基幹産業労働組合連合会愛知県本部 委員長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長

使用者代表委員

氏 名	現 職 等
オカヤス ヨシヤス 岡安 良康	愛知県経営者協会 総務・企画部 部長
コガ ケンゾウ 古閑 賢三	愛知県中小企業団体中央会 振興部長兼三河分室長
ナカム ラサトシ 中村 智	日進精機株式会社 代表取締役社長
ホリエ クニコ 堀江 公仁子	株式会社フェアウィンド 代表取締役
ヤスダ アキコ 安田 朗子	株式会社サンワ 代表取締役社長

(敬称略、五十音順)

愛 知 労 働 局 関 係 職 員 名 簿

(令和 8 年 7 月 2 日現在)

愛知労働局長	こばやし 小林 ようこ 洋子
労働基準部長	おがさわら 小笠原 てつじ 哲治
賃金課長	さの 佐野 あきら 晃
主席賃金指導官	やなぎさわ 柳澤 あつこ 敦子
賃金課長補佐	きむら 木村 つよし 剛
専門監督官	まつなが 松永 まさたか 昌剛
賃金指導官	くば 久場 りょうた 亮汰
賃金指導官	しらかわ 白川 しゅうじ 集士

令和8年度 特定最低賃金の改正に関する申出状況

令和8年7月2日現在

		種 類	①申出者	②申出ケース	③提出月日	④受理月日
1	愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金	改 正	日本労働組合総連合会愛知県連合会	労働協約	6/23	6/23
2	愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金					
3	愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金					
4	愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金					
5	愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業					
6	愛知県自動車(新車)小売業最低賃金					

愛知地方最低賃金審議会運営規程

令和4年7月1日改正

（目的）

第1条 愛知地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、愛知労働局長（以下「局長」という。）、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（小委員会）

第3条 会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

（委員の欠席）

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 前3項の規程は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、議決書又は答申書を局長に提出するものとする。

(小委員会規程)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の委員長が当該小委員会に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年7月1日改正から施行する。

愛 知 地 方 最 低 賃 金 審 議 会 検 討 小 委 員 会 運 営 規 程

第1条 この規程は、最低賃金の審議に係る検討小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか必要な事項について定めるものである。

第2条 委員会の構成は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれ3名とし、各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。

2 委員長は、公益を代表する委員のうちから選任する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ前項の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときのほか、愛知労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、第1回会議は、局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

第4条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で速報するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、1議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 委員長は、会議の審議結果又は、審議経過について、必要に応じてすみやかに、愛知地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第8条 この運営規程に規定するもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会の議決に基づいて定めるものとする。

〔附 則〕

この規程は、平成13年 5月 8日から施行する。

〔附 則〕

この規程は、平成15年 3月 4日から施行する。

〔附 則〕

この規程は、令和 元年10月15日から施行する。

〔附 則〕

この規程は、令和 4年 7月 1日から施行する。

〔附 則〕

この規程は、令和 5年 7月 4日から施行する。

令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理

令和8年6月23日

1 令和7年度の地域別最低賃金の審議結果と課題

令和7年度の地域別最低賃金については、令和7年9月5日までに全ての地方最低賃金審議会で答申が出され、全国加重平均で1,121円、過去最大66円の引上げとなった。

令和7年度は、中央最低賃金審議会において、A・Bランク63円、Cランク64円と、昭和53年度に目安制度が始まって以降、最も高い引上げ額の目安（以下「目安額」という。）が提示された。また、この目安額を踏まえ、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39道府県で目安額を上回る答申が出され、うち11県では、目安額を10円以上上回る高い引上げ額となった。

また、発効日についても、11月以降を発効日とする地域が27府県に達し、令和8年1月1日以降を発効日とする地域も6県あった。

これら令和7年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえると、

- ・ 目安額を大幅に上回る答申は、近隣県等との競争や最下位回避の意識の下、地域の実態と乖離した引上げとなったのではないかといった、審議に対する疑義がメディア等から呈されたこと
- ・ 地域ごとに発効日に大きなばらつきが生じ、一時的に地域間格差が拡大するほか、年度ごとに発効時期が大幅に変動することで、労使双方の予見可能性が損なわれるおそれがあること

等の課題があったと考えられる。

そこで、今般、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）」において、令和8年度以降の審議に向けて、主にこれら2つの事項について課題の整理と対応方針の整理を行うこととした。

2 近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方

(1) 課題

- 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項において、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と規定されており、法定3要素のデータに基づく審議が原則である。また、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（令和5年4月6日）においても、「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導

くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた」とされたところ。

- 一方で、令和7年度の地方最低賃金審議会では、近隣県等の答申が出た後で審議を行うために、審議会日程を後ろ倒しにする動きも一部に見られ、近隣県等や同じランク内での過度な競争意識や最下位回避の意識の中で、高い引上げ額となったのではないかと指摘がある。
- また、全員協議会の議論の中では、目安額に大幅な上乗せをする地域が多数生じる状況が今後も続くのであれば、目安制度の在り方自体を議論する必要があるのではないかと、この意見もあった一方、これらの審議結果の背景には、目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応として、補助金等による政府の支援が示されたことなど、令和7年度の特殊事情があったのではないかと、この意見も出された。

(2) 対応方針

- 令和5年に開催された全員協議会では、「最低賃金法第9条第2項¹の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであること」を確認し、合意が得られたところであり、今後も、この基本的な考え方に基づいて、中央及び地方最低賃金審議会での審議を行うべきである。
- とりわけ、近隣県等との金額のみの比較だけで当該地域の最低賃金額を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく、法定3要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべきである。
- 審議の結果、示された最低賃金額だけを捉えて「高すぎる」「低すぎる」との批判が生じることは適当でなく、目安額に大幅な上乗せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきである。
- なお、令和7年度の審議では、一部で、地方最低賃金審議会の開催を予定していたものの、審議せずに審議日程を延期する動きも見られたが、これが仮に他地域の審議結果のみをもって当該地域の最低賃金額を決めたいとの意向によるものだとすれば、法定3要素のデータに基づく審議という最低賃金額の決め方そのものへの疑義を生じかねないことに留意が必要である。
- また、特に前年度、例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議では、その影響等を公労使委員間で確認した上で、当該年度の審議を行うべき

¹ 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。(最低賃金法第9条第2項)

である。

- 地方最低賃金審議会において、総合指数など様々な指標を活用し、全国における当該地域の位置づけを踏まえて地域別最低賃金額を決める事例も見られる。総合指数などの様々な指標を活用することは、地域の法定3要素の状況を勘案する際の一つの方法だと考えられるが、可能な限り最新のデータを用いて、法定3要素それぞれのデータを確認すべきである。その上で、他地域との比較を行う上では、当該地域の日本全体での位置づけを総合的に考慮すべきである。
- また、中央最低賃金審議会 で用いられた指標のうち、一部について都道府県別データがなく、地方最低賃金審議会委員が対応に苦慮しているという意見があった。厚生労働省は、当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータのうち、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする。

3 発効日についての考え方

(1) 課題

- 金額改正の発効日について、最低賃金法第14条第2項では、「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から」とされている。従前は、多くが「公示日から起算して30日を経過した日」から発効する法定発効であり、指定日発効について議論するケースは少なかった。
- 令和7年度は、中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の日安に関する公益委員見解」（令和7年8月4日）に「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」との記載が盛り込まれた。これを踏まえ、地方最低賃金審議会 で、引上げ額だけでなく発効日についても議論が行われた結果、特に、中央最低賃金審議会が示した目安額に10円以上の上乗せをするなど、地域別最低賃金額の大幅な引上げがあった11県において、指定日発効とした結果、発効日が例年に比べ大幅に後ろ倒しされる傾向が見られた。
- 令和7年度は指定日発効が急増し、過半数の27府県で11月以降の発効となったほか、10月1日発効の栃木県から令和8年3月31日発効の秋田県まで発効日に大きなばらつきが生じた。
- さらに、6県において発効日が令和8年1月以降となったが、これらの県では、地方最低賃金審議会において、
 - ・ 地域別最低賃金引上げに伴う影響率が他地域と比べて高いこと
 - ・ これまで目安額どおりの引上げが続いてきたことから、令和7年度の大幅引上げは県内企業にとってインパクトが大きいこと
 などの点について公労使委員間で議論が行われた結果、発効日が例年と比べて

大幅に後ろ倒しされることとなったものである。

- 一方で、地域間の発効日の極端なばらつきは、最低賃金制度の全国的な整合性の観点のほか、一時的に地域間格差が拡大することや、仮に年度ごとに発効時期が大幅に変わるのであれば、労使双方の予見可能性を損なうおそれがあることなどの課題があるものと考えられる。
- 発効日の在り方については、一部の地方最低賃金審議会から、
 - ・ 地方に委ねることなく、法律の中立性、斉一性を踏まえ、中央において責任をもって結論を導き出すよう要望する
 - ・ 中央最低賃金審議会において、発効日の在り方や留意すべき点などについて考え方を示した上で、地方最低賃金審議会において議論を深めることが適当である
 - ・ 発効日の後ろ倒しを当該地域のみで実施した場合、他地域とのバランスの問題が生じるため、制度改正を含め、中央最低賃金審議会でも議論すべき等の意見や要望が出されている。
- 全員協議会の議論において、次のような課題意識が示された。
 - ・ 地方から、発効日をどのように決めれば良いのか分からないという声が多く上がっており、一定の目安を示してほしいという意見も聞かれる。地方最低賃金審議会の委員が考えるべき方向性や考慮要素をある程度明確に示す必要があるのではないか。
 - ・ 発効日の決め方について、地方最低賃金審議会の委員の中に迷いや混乱が生じているように思う。中央最低賃金審議会として地方最低賃金審議会に対し、期待していることをメッセージとして改めて示すべきではないか。
 - ・ 「支払い準備」の解釈が過度に柔軟に広がると発効日の後ろ倒しの歯止めがきかなくなるため、一定程度定義し、メッセージとして発出する必要があるのではないか。

(2) 発効日の後ろ倒しの背景と影響の確認

- 地域の実情を把握するため、まずは令和7年度の審議において、越年発効となった6県を含め発効日が後ろ倒しとなった府県の背景と賃上げへの影響を確認した。
(越年発効となった背景)
- 越年発効となった背景については、参考資料1のとおり、県により様々ではあるものの、熊本県を除く5県が、高い引上げ額に言及していた。
(発効日の後ろ倒しや越年発効の影響(企業や事業所への調査))
- 発効日が越年した県における求人賃金の状況について、ハローワークで受理したパートタイムの新規求人賃金を用いて確認したところ、3月発効の群

馬県・秋田県の両県において、令和7年度改定後の地域別最低賃金額を下回る求人の割合（未達求人割合）は、令和7年7月時点では約6割（群馬県：54.0%、秋田県：66.0%）であったところ、同年12月時点で約4割に減少し、令和8年1月時点で3割弱、2月時点で約1割となった（参考資料2）。

同じ企業を対象に継続して調査したものではないことに留意が必要であるが、本データを令和7年7月の未達求人割合に対する各月の未達求人割合の比率で見ると、群馬県（令和8年3月1日発効）の場合、令和7年12月で約7割（70.7%）、令和8年1月で5割、令和8年2月で1割弱（8.3%）に、秋田県（令和8年3月31日発効）の場合、令和7年12月で6割強（62.6%）、令和8年1月で約4割（40.6%）、令和8年2月で3割弱（28.9%）、令和8年3月に5%台（5.6%）となった。なお、本データはハローワークで受理した新規求人賃金に関するものであり、求人を出した企業が自社従業員の最低賃金近傍労働者の賃上げを行った時期を表したものではないことに留意する必要がある。

- 発効日が例年より後ろ倒しされたことの中小企業への影響に関して、独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査を用いた厚生労働省の集計によると、必ずしも地域別最低賃金額の改定による賃上げではない点に留意が必要²だが、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が例年より後ろ倒しされ令和7年11月から令和8年3月までの間であった27府県に本社のある中小企業のうち、約8割の企業が「賃金の引上げ時期に影響はない」と回答した一方、約2割の企業は「引上げ時期を遅らせた（遅らせる予定である）」と回答し、その割合は発効日が遅いほど高くなった。また、発効日が後ろ倒しされたことによる企業経営等への様々な影響について、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した一方、約1割の企業は「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答し、同じくその割合は発効日が遅いほど高くなった。（参考資料3）
- さらに、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県の労働局において、地域別最低賃金の引上げの影響率が高い6業種³の中小企業・小規模事業者に対し、発効日が後ろ倒しになったことによる賃上げ時期への影響や、その受止め等についてヒアリングを行った。発効日の後ろ倒しを踏まえて賃上げ時期を遅らせたか否かについては、いずれの県でも、「例年より遅らせた」とする事業者もいれば「例年どおり」とする事業者もいた。「遅らせた」事業者の理由として、「賃上げ原資の確保」等

² 発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関する厚生労働省の委託調査についても同様の点に留意が必要

³ ①製造業②運輸業・郵便業③卸売業・小売業④宿泊業・飲食サービス業⑤生活関連サービス業・娯楽業⑥サービス業（他に分類されないもの）

の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も多くあった。一方、「例年どおり」とする事業者の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」との回答が多く、他に、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（福島県、飲食業等）」、「四国4県に支社があるので、一番早いところに合わせて賃上げしている（徳島県、運輸業）」、「（賃上げ時期に期限のある）県の補助金を利用するため（群馬県、製造業）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（福島県、運輸業）」などの回答があった。また、発効時期が例年より後ろ倒しされたことの受止めとして、「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（熊本、生活関連サービス業）」、「人件費を削減できてありがたい（群馬、小売業等）」などの意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（秋田、飲食業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（徳島県、サービス業）」などの意見があった。（参考資料4）

（発効日の後ろ倒しや越年発効の影響（労働者への調査））

- 他方、発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関して、厚生労働省の委託調査によれば、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県に主な仕事の勤務先がある最賃近傍雇用者（ここでは、時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者を指す。）のうち、約4割の労働者が「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」と回答した一方、3割台半ばの労働者が「遅れた」と回答した。また、地域別最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響について、6割台半ばの労働者が「特に影響はなかった」と回答した一方、約2割の労働者が「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」、約1割の労働者が「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」と回答した。（参考資料5）
- また、同調査において、過去1年間で時間あたり賃金が増えた最賃近傍雇用者について、賃金が増えた時期を確認したところ、「わからない」を除いて、「2025年10月」が3割台半ばと最も多く、「2026年4月」が1割台半ばと次いで多かった。これを令和7（2025）年度の地域別最低賃金の発効日別にみると、令和8（2026）年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」が4割弱と最も多く、令和8年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」が約3割と最も多く、「2026年3月」が3割弱と次いで多くなった。（参考資料6）

(3) 全員協議会における議論

- 発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第 14 条第 2 項に「公示の日から起算して 30 日を経過した日（公示の日から起算して 30 日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされている。
- こうした中で、望ましい発効日の時期や地方最低賃金審議会での審議における考慮要素等に関しては、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨を踏まえると、引上げ額と引き換えに発効日が後ろ倒しされるのは本末転倒であり、早期発効が重要であるという意見があった。また、法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限り公労使で十分に議論した上で決定することを明確にすべきという意見があった。さらに、就業調整の問題など他制度の課題を最低賃金法の枠組みの中に持ち込むことは、最低賃金法の本来の趣旨を歪めるおそれもあるため、できる限り最低賃金法の目的に即して運用することが望ましいとの意見があった。
- 他方で、特に令和 7 年度においては、事業者の予想を大きく上回る高い引上げ幅となった地域もある中で、発効日が後ろ倒しされたことは、企業にとって、賃金原資の確保、給与規程の見直し、就業調整の抑制等の観点から一定の意義があったと考えられるという意見があった。また、発効日のばらつき自体が直ちに問題なのではなく、決定理由についての議論と説明が不十分だった点に課題があり、引上げ額と同程度の重みをもって発効日についても議論を尽くし、その理由を対外的に丁寧に説明することで納得性を高めることが重要であるという意見があった。さらに、地方最低賃金審議会が発効日について議論されたことは大きな進展だが、年度ごとに発効日が大幅に変動すると、労使ともに予見可能性を欠くとともに、年度によっては次の発効日までの期間が短くなることによるデメリットについても踏まえるべきであるという意見もあった。
- さらに、引上げ額と発効日の関係について、次の意見があった。
 - ・ 地方最低賃金審議会の審議では、金額と発効日を分けて議論するプロセスを踏むべきである。最低賃金法上も、地域別最低賃金額の決定原則（第 9 条第 2 項）と発効時期の規定（第 14 条第 2 項）が明確に分けられている。
 - ・ 中央最低賃金審議会の「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」（令和 7 年 8 月 4 日）で「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」と示した趣旨は、発効日を交渉材料にして良いということではなく、引上げ額についてしっかり議論し、引上げを着実に実行できる発効日を地方最低賃金審議会の公労使委員間であわせて議論して決めてほしいという趣旨である。

- ・発効日の設定次第で、額では最下位を回避しつつ、企業側の準備期間を確保するなど、発効日がいわば「交渉材料」として扱われている。発効日が後ろ倒しされることで、名目の引上げ額と実際の引上げ効果との乖離が生じる状況となることは共通の認識とすべきである。物価上昇局面で発効日が遅れると、実質的な引上げ効果は更に低くなる。

(4) 対応方針

- 公労使委員それぞれが、発効日が引上げ額との間で「交渉材料」となっていることへの課題意識や、地方最低賃金審議会における公労使委員間の建設的な議論につながる基盤や指針を示すべきではないかとの認識を示した。そこで、議論を踏まえて、発効日の在り方について、次の基本的考えを確認した。
 - ・発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされており、指定日発効⁴とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論して決定すること。
 - ・発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とすべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。
 - ・指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。

4 その他

その他、ランク区分の見直しや、EU指令についての考え方に関して、委員から以下のような意見が出された。

⁴ 曜日の都合等により1日～数日程度ずらすようなケースは除く。

(1) ランク区分の見直し

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
 - ・現在のランク区分は、額差の幅が大きいBランクと、ほとんど幅のないCランクという構造になっており、目安の示し方として、現在のA B C区分が妥当なのか改めて検討の余地がある。次の見直しでは、現在のA B C区分を前提とした入替えにとどまらず、ランク制度のフレームそのものの在り方について幅広く検討する必要がある。
 - ・ランク区分そのものが、地域間格差を生む一つの要因になっている側面がある。次の見直しでは、どのような指標や考え方に基づいてランクを区分するか、その手法自体についても検証する必要がある。

(2) EU指令についての考え方

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
 - ・EU指令で示された賃金の中央値の60%や平均値の50%等の水準について議論する際は、均等待遇の見地から、所定内給与だけでなく特別給与も加味して見る必要がある。
 - ・物価や賃金が大きく変動する時代における合理性のある最低賃金の水準について、労働者の生計費や通常の事業の賃金支払能力の観点から、名目上の水準値がどれほど実質的な意味を持つのかについて、今後の議論の中で意識する必要がある。
 - ・日本と諸外国の賃金制度の違いや、OECDによる国際比較において各国のデータに含まれる賃金の範囲等を精査した上で議論を尽くす必要がある。

5 今後の取組について

- 中央最低賃金審議会は地方最低賃金審議会に対し、令和8年度以降、2及び3の考え方を踏まえた審議を行うことを要望する。
- 4（1）及び（2）について、全員協議会で引き続き議論を行うことで合意した。

発効日を令和8年1月1日以降に指定した県の根拠

参考資料 1

都道府県名	発効日指定の根拠
秋田県 (令和8年3月31日) 【1,031円、 +16円(+8.4%)】 (参考) 影響率：29.3%	・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであることや、<u>最賃引上げの影響率は全国でも高い水準にあり(令和6年度全国3位)、令和7年度の引上げで更に影響率が高まることが想定。</u> ・このような状況から、<u>企業の準備期間を十分に確保する必要性が他県と比較しても高く、制度上可能な最大限の準備期間を確保。</u>
群馬県 (令和8年3月1日) 【1,063円、 +15円(+7.9%)】 (参考) 影響率：18.5%	・これまで目安を大幅に超える改定を行っていなかったことを受け、<u>企業の準備期間を十分確保する必要性がある一方、企業における給料の締め日の状況や「1日」という県民への分かりやすさの観点</u>を踏まえて、<u>最大限の準備期間を確保。</u>
福島県 (令和8年1月1日) 【1,033円 +15円(+8.2%)】 (参考) 影響率：21.9%	・過去に例を見ない大幅な引上げであること、<u>官公需を含めた価格転嫁などの見直しが必要になること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>
徳島県 (令和8年1月1日) 【1,046円 +3円(+6.7%)】 (参考) 影響率：27.4%	・2年間で150円という全国でも例のない大幅引上げとなるため、<u>十分な準備期間を確保する必要があること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>
熊本県 (令和8年1月1日) 【1,034円、 +18円(+8.6%)】 (参考) 影響率：21.6%	・8月10日から大雨で県内に大きな被害が生じたため、使側は復旧に時間を要するとして令和7年度は例年よりも指定日発効を強く要望した。労側は当初、最賃と今回の大雨被害は別の問題として早期発効を求めたものの、<u>被害状況を踏まえて令和7年度に限った特殊事情として最終的に同意し、答申時期も考慮して発効日を1月1日とすることで労使が合意。</u>
大分県 (令和8年1月1日) 【1,035円、 +17円(+8.5%)】 (参考) 影響率：27.6%	・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであること、<u>最賃引上げの影響も令和6年度時点で27.6%と高い水準であったが、令和7年度の引上げで更に高まること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>

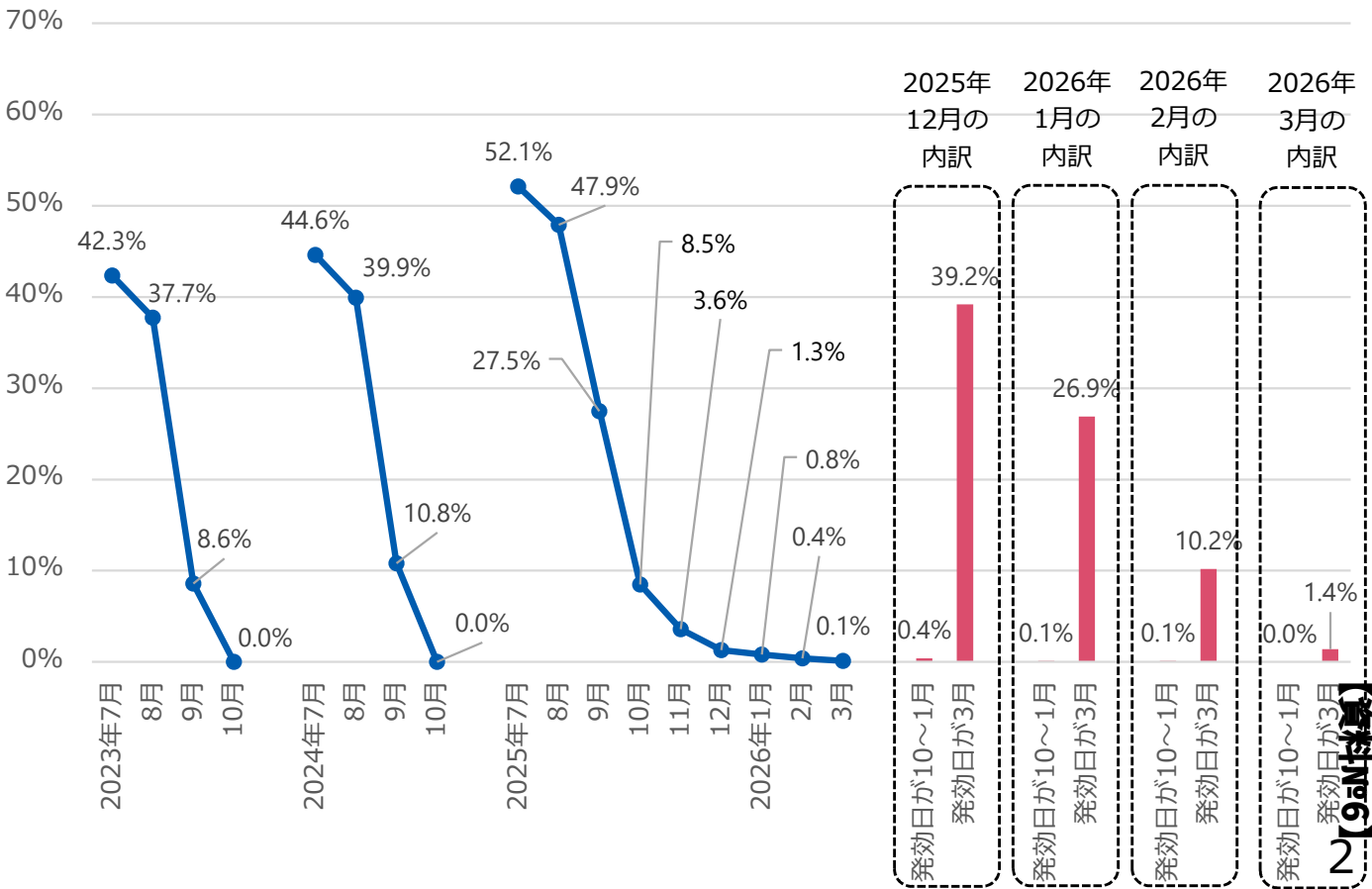
(注) 影響率は、「令和6年最低賃金に関する基礎調査」によるもので、令和6年度の各地方最低賃金審議会で使用された調査結果から算出した数値(全国平均23.2%)。事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)が調査対象。

2 発効日について
引上げ後の最低賃金を下回ることとなるパートタイム求人の割合
(2025年7月～26年3月、新規求人、一般パートタイム、全国平均)

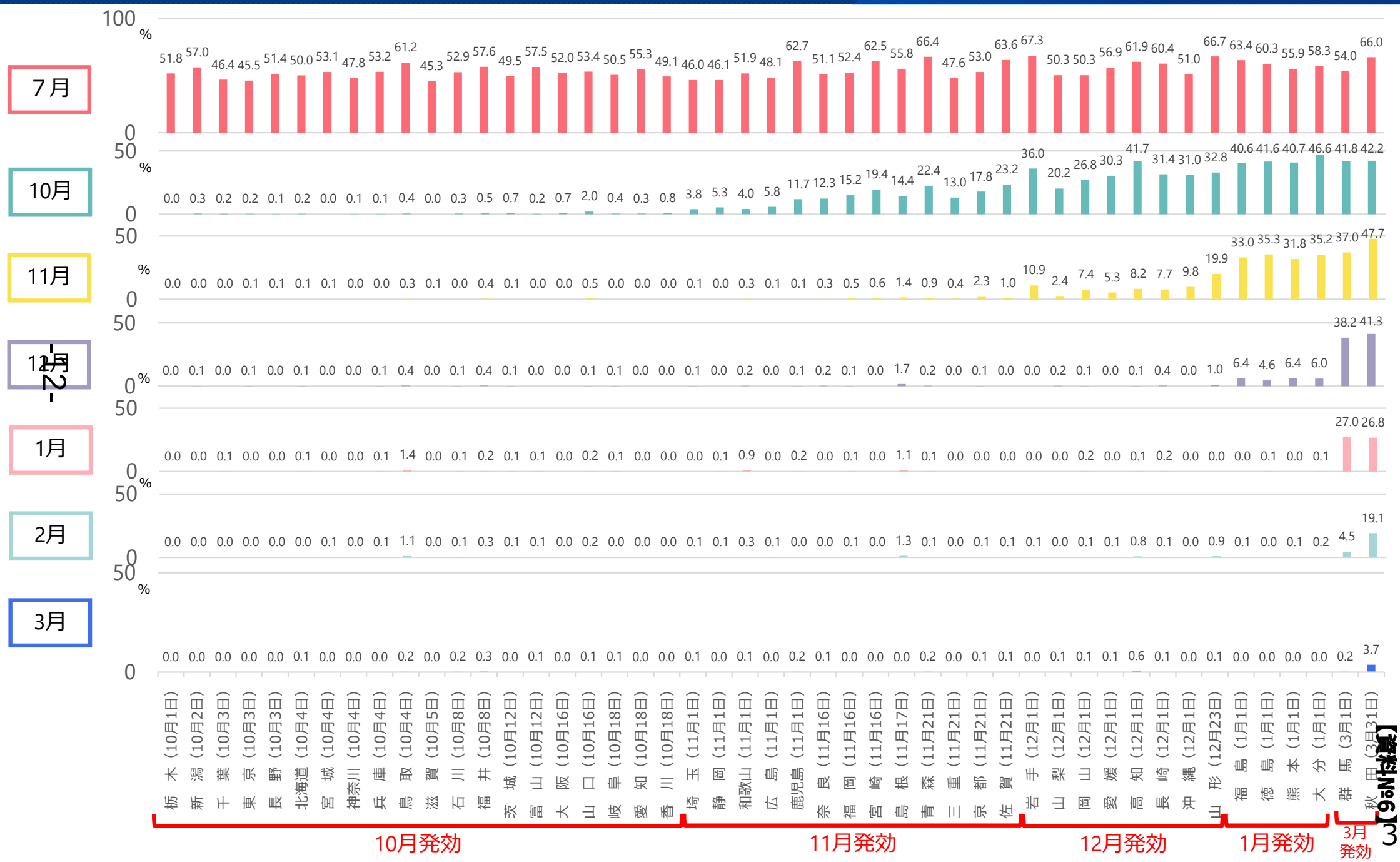
- ハローワークで受理したパートタイムの求人賃金を用いて、引上げ後の最低賃金を下回ることとなる求人の割合（以下、「未達求人割合」という。）を特別集計した。最低賃金との比較に用いる求人賃金は、各求人に記載された「支給額（基本給＋定額的に支払われる手当）」における「下限額」を用いた。
- 令和7年度の全国平均の未達求人割合は、2025年7月は52.1%、8月は47.9%、9月は27.5%、10月は8.5%、11月は3.6%、12月は1.3%、2026年1月は0.8%、2月は0.4%、3月は0.1%となっている。発効日が3月の2県の未達求人割合についてみると、2025年12月は39.2%（発効日が10～1月の45都道府県では0.4%）、2026年1月は26.9%（同0.1%）、2月は10.2%（同0.1%）、3月は1.4%（同0.0%）となっている。
- ※ 既に引上げ後の最低賃金が発効している都道府県であっても、月の後半に発効する場合や夜間の守衛など断続的労働に関する減額特例のケースも含まれることから、割合が0%になっていない場合もあることに留意。

	新規パート 求人数 (全体)	支給額（下限額） が引上げ後の最低 賃金を下回ること となる求人数
2023年7月	320,100	135,536
8月	332,922	125,572
9月	326,980	28,052
10月	361,178	351
2024年7月	322,866	144,038
8月	296,312	118,324
9月	311,026	33,628
10月	362,915	600
2025年7月	315,590	164,322
8月	277,463	132,797
9月	297,333	81,833
10月	333,179	28,240
11月	273,522	9,807
12月	295,966	3,842
うち発効日10月～1月	288,901	1,069
うち発効日3月	7,065	2,773
2026年1月	347,209	2,667
うち発効日10月～1月	338,240	253
うち発効日3月	8,969	2,414
2026年2月	308,324	1,084
うち発効日10月～1月	300,350	272
うち発効日3月	7,974	812
2026年3月	306,624	263
うち発効日10月～1月	298,527	146
うち発効日3月	8,097	117

未達求人割合（全国）の推移



2 発効日について 各都道府県の未達求人割合（％）の動向 （発効日順、求人の就業地別、2025年7月、10月～26年3月）



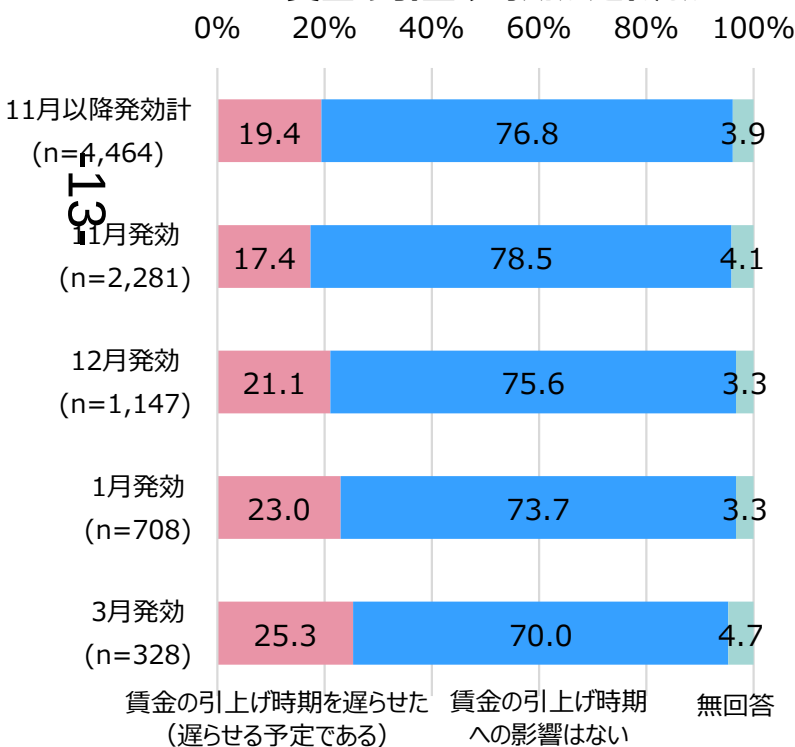
2 発効日について

2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの中小企業への影響

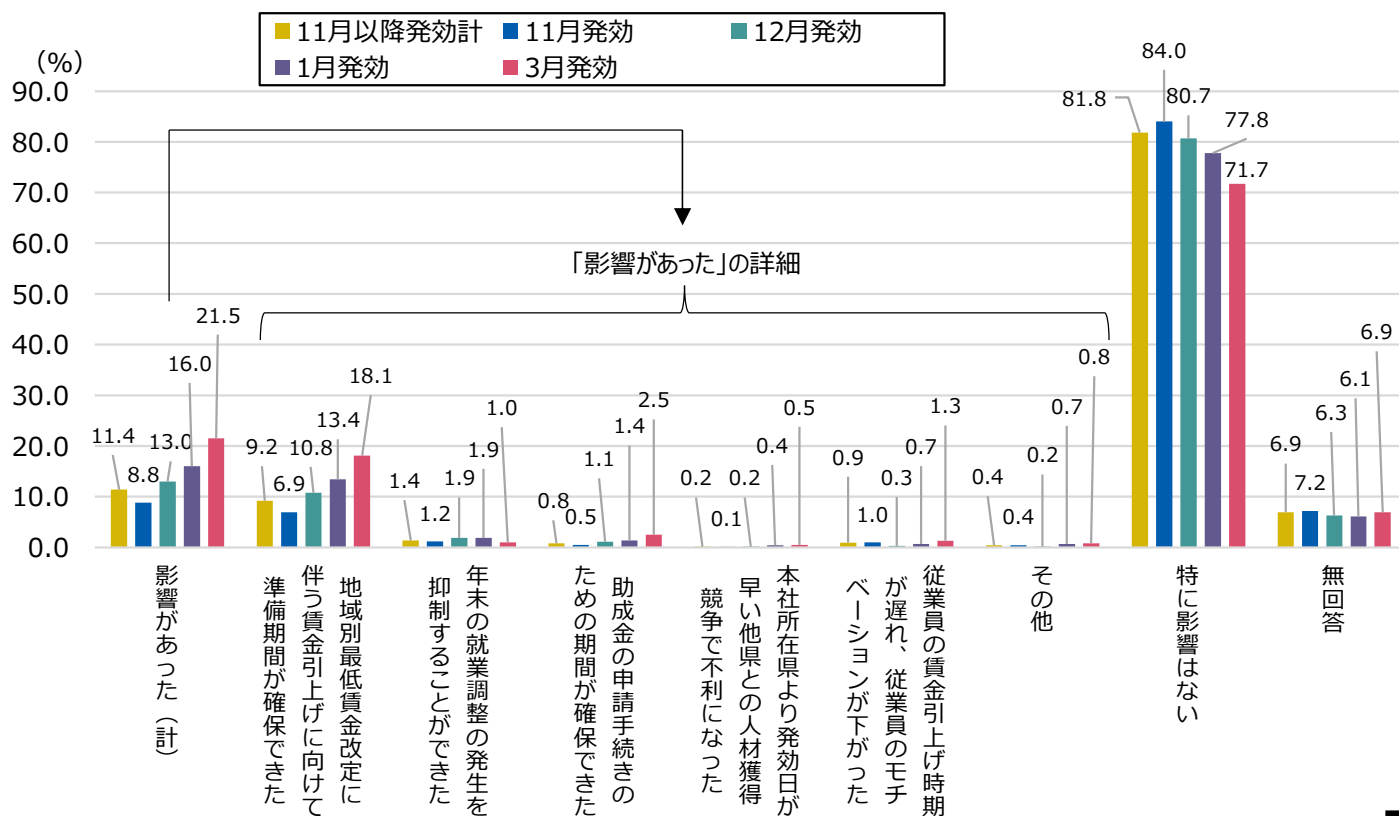
- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く11月から翌3月までの間であった27府県に本社のある企業のうち、「発効日の遅れに伴い賃金の引上げ時期を遅らせた（または遅らせる予定である）」と回答した企業の割合は約2割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。
- 発効日が遅くなったことによる影響については、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した。「影響があった」と回答した企業は約1割であり、発効日が遅いほどその割合は高い。何らかの影響があったと回答した企業の中では、「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答した企業が全体の約1割と最も多く、さらに、発効日が遅いほどその割合は高い。

発効日が遅くなったことに伴い

賃金の引上げ時期が遅れたか



発効日が遅くなったことによる影響（複数回答）



（資料出所）JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2025年）の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。

調査対象は従業員規模1人以上300人未満の企業。調査期間は2026年1月23日～2月20日（3月末までに到着した調査票を集計）。

（注）集計対象企業（8,754社）のうち、本社所在地が、2025年度の地域別最低賃金の発効日が2025年11月1日以降であった、青森、埼玉、静岡、三重、京都、奈良、和歌山、鳥根、広島、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島（以上、11月発効）、岩手、山形、山梨、岡山、愛媛、高知、長崎、沖縄（以上、12月発効）、福島、徳島、熊本、大分（以上、1月発効）、秋田、群馬（以上、3月発効）のいずれかである企業（4,464社）について集計。「発効日が遅くなったことによる影響（複数回答）」（右図）の「影響があった（計）」は、合計から「特に影響はない」と「無回答」を控除したもの。

なお、「発効日が遅くなったことに伴い賃金の引上げ時期が遅れたか」の「賃金の引上げ時期への影響はない」は、必ずしも、最低賃金の改定による賃上げではない点に留意が必要。

- 発効日が越年した6県（秋田、群馬、福島、徳島、熊本、大分）において、最低賃金引上げの影響率が高い6業種（※）の従業員数概ね300人未満の中小・零細事業者（又は各事業所の人事労務責任者）に対し、発効日が後ろ倒しされたことによる賃上げへの影響等についてヒアリングを行った（1県当たり30～40事業所）。

（※）①製造業、②運輸業・郵便業、③卸売業・小売業、④宿泊業・飲食サービス業、⑤生活関連サービス業・娯楽業、⑥サービス業（他に分類されないもの）

秋田県（発効日：令和8年3月31日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模20～49人、50～99人の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。
- 賃上げ時期を遅らせたメリットとして、準備期間のほか、「約半年分、賃上げ分の支払いがなかったことはありがたい（生活関連サービス業・娯楽業）」、「業績の低迷を抑えられた（同）」等の意見があった。また、「価格転嫁がすぐにできない業種なので、準備期間が長く取れてよかった（運輸業）」等の意見もあった。
- 一方で、「例年遅れると、県内でも体力のある企業とそうでない企業に差が生じ、体力のない企業はますます採用が厳しくなる（宿泊業）」など、メリットとともにデメリットを指摘する意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所は、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする答えが多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きい（発効日が後ろ倒しになったことで）対策を取ることができた（生活関連サービス業）」とする意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（飲食業）」、「令和8年度の発効時期を考えると、3月末まで遅らせる必要はなかった（卸売業・小売業）」とする意見もあった。

群馬県（発効日：令和8年3月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「1～4人」、「5～9人」の事業所を中心に、約50の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。また、「遅らせた」とする事業所の中には、「群馬県の賃上げ補助金を利用するために例年より1か月だけ遅らせた（製造業）」（※）との意見もあった。当該事業所は、「県の補助のおかげで大幅な賃上げだという気持ちにならず対策を練れた」と回答。

16 (※) 当初、令和7年11月末までに賃上げを行った事業所が対象となっていた。

- 「例年どおり」とした事業所の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多く、ほかに、「群馬県の賃上げ補助金を利用するため（製造業）」、「早期の賃上げが社員のやる気につながる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「人件費を削減できてありがたい（小売業等）」、「提供するサービスの単価を上げるなど賃上げ原資確保に向けた対応ができた（生活関連サービス業）」、「取引先によっては人件費上昇分の価格転嫁にすぐに対応してもらえないので、交渉期間があってよかった（製造業）」などの意見があった。一方で、「会社としては助かるが、従業員からは不満が出ると感じる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

福島県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。遅らせたメリットとして、「人件費を抑制できた」とする意見が多くあったが、「10月発効の県にも事業所があるため、会社として2度の対応が必要になった（運輸業）」ことを課題として挙げる事業所もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（飲食業等）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（運輸業）」などの意見もあった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きかったので、（発効日まで）余裕ができたのは利点だが、10月発効の県に所在する事業所は10月に賃上げを行ったため、2度の対応が煩雑だった（運輸業）」等の意見があった。

徳島県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との意見が多くあった。遅らせたメリットとして、「事務的な準備期間のほか、人件費抑制の面でも助かった（飲食業）」、「パート労働者の就業調整を避けられた（製造業）」等の意見があった。また、「県内の下請けとの関係で、1月1日の発効日に合わせて価格転嫁に応じることで（まとめて）対応した（製造業）」との意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「香川が本社で四国4県に支社があるので、金額は一番高いところ、発効日は一番早いところに合わせて賃上げしている（運輸業）」との意見があった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃金改定の手続きに要する時間が確保できた（製造業）」、「決定から発効まで3か月程度あった方が良いので、今回の1月はよかった（運輸業）」と評価する意見があった一方で、「四国4県に支店があるため、県ごとにばらばらにならない方が良い（卸売業、小売業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（サービス業）」との意見もあった。

熊本県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。その他、「賃金規程の見直しのため（卸売業・小売業等）」や「発注先と契約料金アップの交渉を行ったため（サービス業（他に分類されないもの）」、「新年度の契約更新時に人件費等の価格転嫁を行うため、10月に賃上げすると半年分の人件費増加分を自社で先行負担する必要があるが、その先行負担分を減らすため（同）」などの回答があった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（生活関連サービス業）」、「人件費支出を3か月分抑制できたため、収益にプラスとなった（小売業）」、「価格転嫁や契約見直しの準備期間を確保できた（サービス業（他に分類されないもの）」との意見があった一方で、「『最低賃金改定済み』と他県のニュースが先行して流れるので、従業員への説明が必要になった（生活関連サービス業）」などの意見もあった。
- 他県よりも後ろ倒しになったことについて、「佐賀県にも事業所があるので、発効時期を統一してほしい（運輸業）」、「（全国に店舗があるが）賃金計算は本社一括で対応するため、発効日がばらばらだと担当者の業務が煩雑になる。発効日又は月を統一してほしい（小売業）」との意見があった。

（その他）

- 発効日の周知に関して、「今回、例年の10月から後ろ倒しとなった正式な理由もよくわからない。毎年変わるなら、企業側への説明も必要ではないか（製造業）」との意見があった。

大分県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「最低賃金の発効時期に合わせた」との回答が多かったが、ほかに、「上げ幅が大きかったのでバランスを取るため全社的な賃上げを行ったことから準備期間が必要だった（製造業）」等の意見があった。
- 「遅らせた」利点として、「資金繰りなどの準備ができた（製造業）」、「（発効日の前日までが申請期限となっている）業務改善助成金を有効に活用できた（生活関連サービス業）」等の意見が出された。他方で、「（発効時期が異なる）他県にも支店があるため、従業員同士で不公平感が生まれる可能性がある（運輸業）」等の意見もあった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

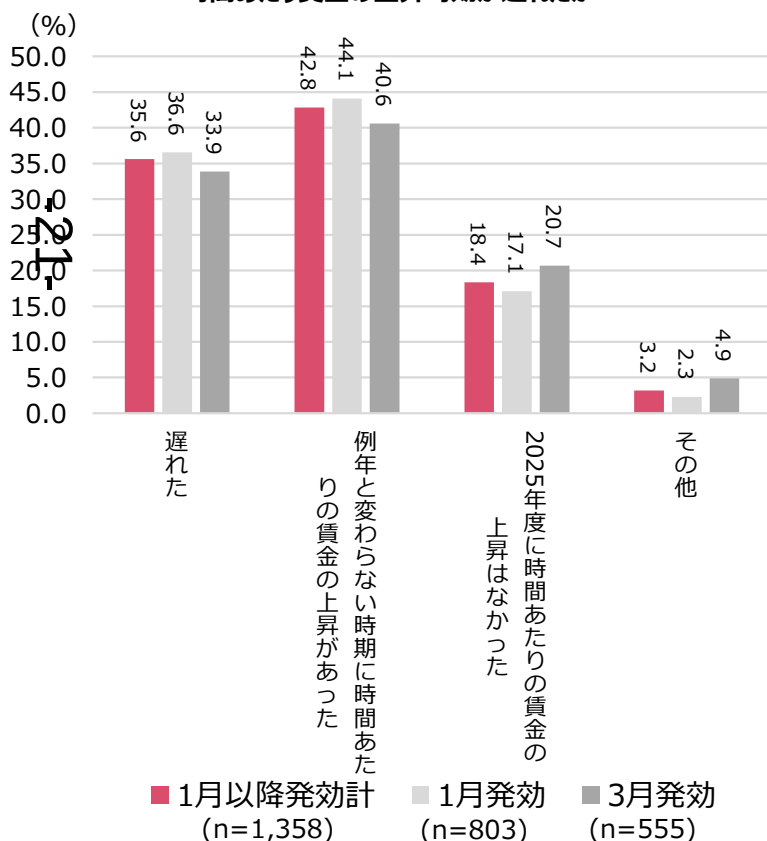
- 「利点があるので、もっと遅らせても良い（製造業）」、「上がり幅が大きいので、中小・零細企業の資金繰りを考えると納得（製造業）」などの意見がある一方で、「他県に営業所があるので、できれば発効日は全国一律にしてほしい（運輸業）」、「（複数県で事業展開しているため、）都道府県によって発効日が異なると賃上げのタイミングが何度もあり、担当部署にとって負担（飲食業）」、「他県と発効日が異なる場合には余裕をもって周知してほしい」等の意見もあった。

2 発効日について

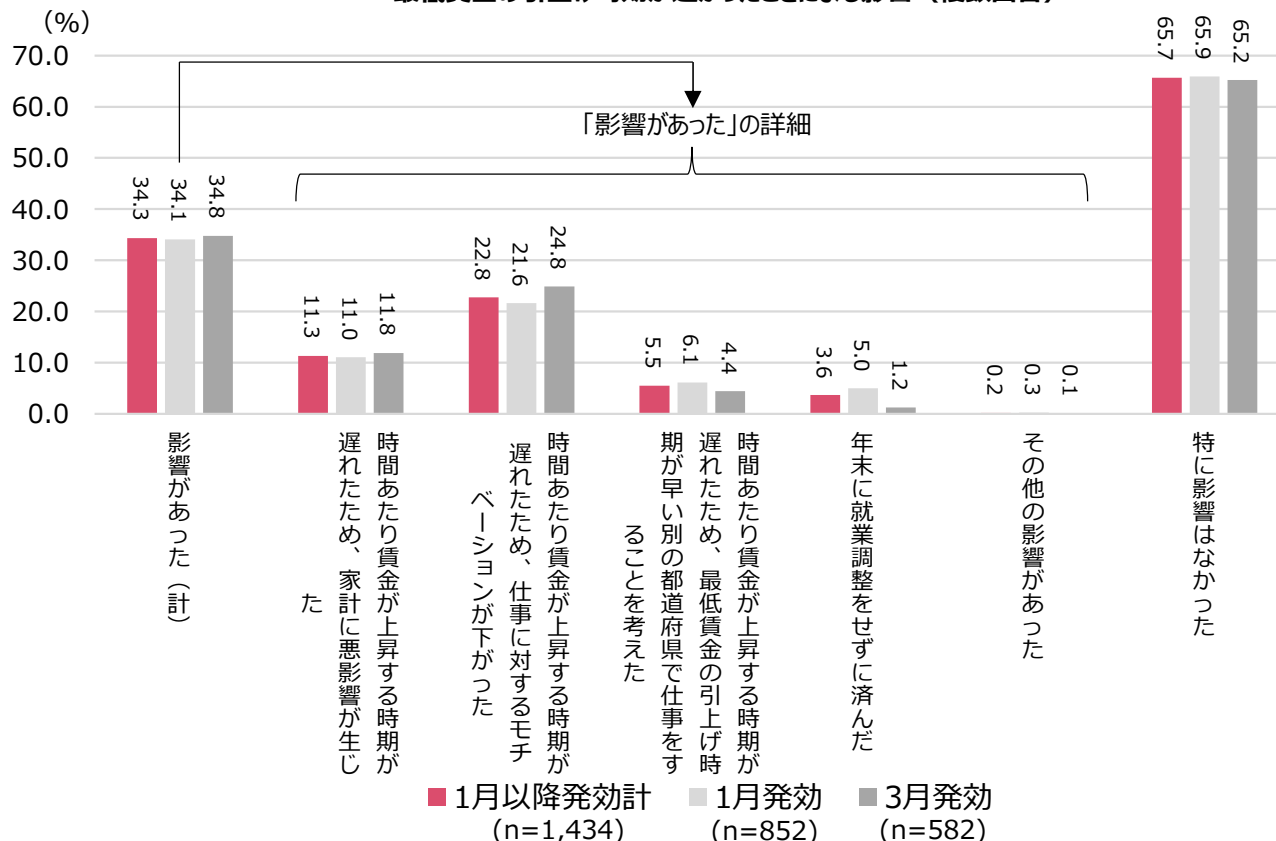
2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの最賃近傍雇用者への影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者に対し、最低賃金の引上げ時期が遅れたことにより時間あたり賃金の上昇時期は遅れたかを尋ねたところ、「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」が42.8%、「遅れた」が35.6%であった。
- 最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響を尋ねたところ、「特に影響はなかった」が65.7%、「影響があった」は34.3%であった。何らかの影響があったと回答した中では、「時間あたり賃金が上昇する時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」が最も多く22.8%、次いで「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」が11.3%となっている。

時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか



最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）



「影響があった」の詳細

■ 1月以降発効計 (n=1,434) ■ 1月発効 (n=852) ■ 3月発効 (n=582)

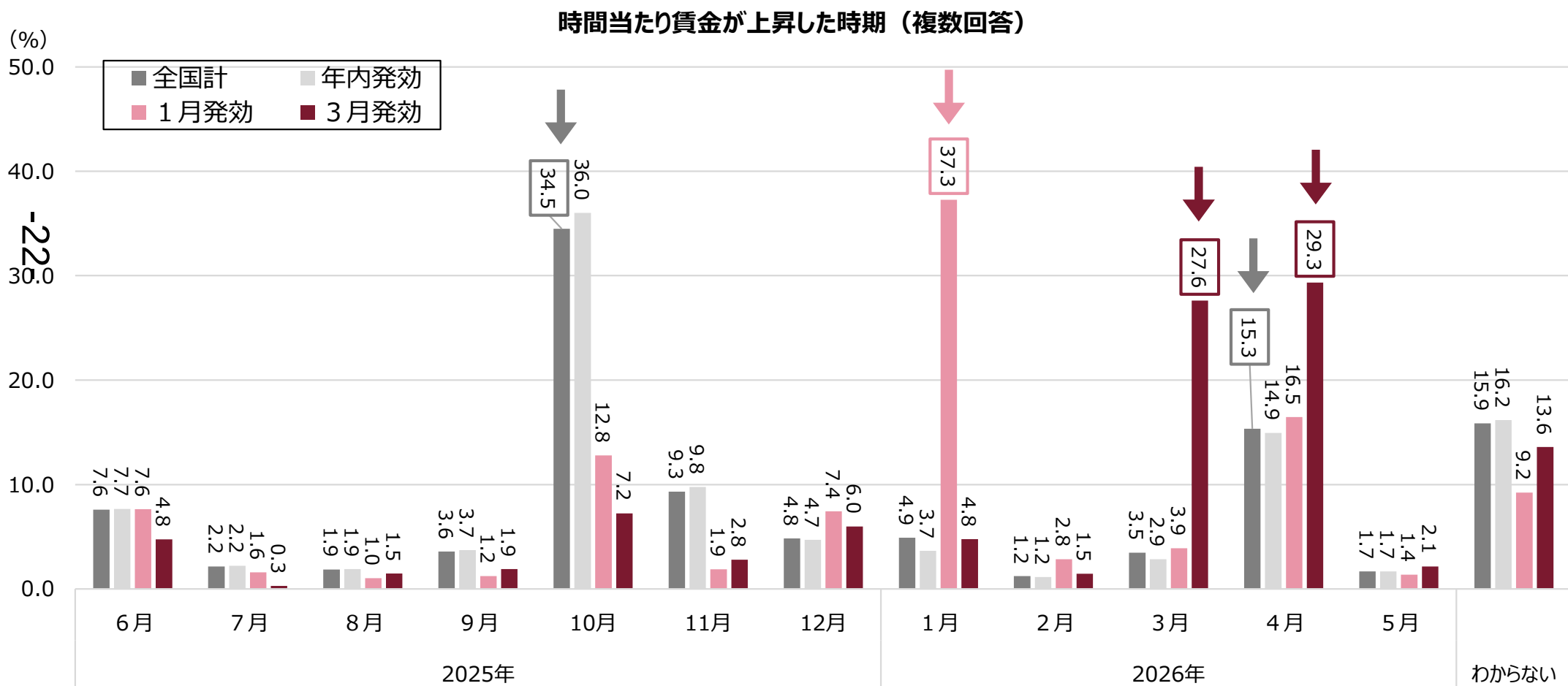
（資料出所）株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2026年、厚生労働省委託事業）の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。
調査対象は時間あたり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（最賃近傍雇用者）。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。
集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。
（注）2025年度における最低賃金の引上げが例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者について集計。
（）内は集計に用いた復元前のサンプル数を示す。「時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか」については、本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（1月以降発効計の1,434サンプル中76）を除いて集計した。
「最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）」（右図）の「影響があった（計）」は、合計から「特に影響はなかった」を控除したものの。

2 発効日について

発効日別にみた最賃近傍雇用者の時間当たり賃金が上昇した時期

参考資料6

- 過去1年間で時間当たり賃金が上昇した最賃近傍雇用者について、賃金が上昇した時期は、「わからない」を除いて、「2025年10月」（34.5%）が最も多く、「2026年4月」（15.3%）が次いで多い。これを2025年度の最低賃金の発効日別にみると、2026年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」（37.3%）が最も多く、2026年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」（29.3%）が最も多く、「2026年3月」（27.6%）が次いで多くなっている。



（資料出所）株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2026年、厚生労働省委託事業）の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。
調査対象は時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（最賃近傍雇用者）。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。
集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。
（注）本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。有効回答者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（全体の56.3%（復元処理後の集計値））について集計。
「1月発効」は福島、徳島、熊本、大分の各県（集計に用いたサンプル数は復元前510）、「3月発効」は秋田、群馬の各県（同389）、「年内発効」はそれら以外の41都道府県に勤務地の所在する者を指す。
複数回答であるため、年に2回以上賃金の上昇があった場合には、複数の時期を回答しているケースも存在する。このため、回答割合の合計は100%を超える。

2026年6月12日

愛知労働局長 小林洋子 様
愛知地方最低賃金審議会 会長 中山徳良 様

全労連東海北陸地方協議会
議 長 平野竜也
(公印省略)

物価高騰のもと最低賃金をただちに1700円以上へ引き上げ、 全国一律最低賃金制度の実現を求める要請書

日頃より、労働行政の推進にご尽力されていることに敬意を表します。

長期にわたる物価高騰のもと、食料品、エネルギー、住宅費など生活必需費の上昇が続
き、労働者のくらしは深刻さを増しています。最低賃金近傍で働く労働者は、ダブルワーク、トリプルワークを余儀なくされるなど、「働いても人間らしく暮らせない」実態に置
かれています。

2025年度の最低賃金改定では、全国加重平均は1121円となりましたが、この水
準では、現在の物価高騰のもとで人間らしい生活を営むことは困難です。東京1226円
と最低額1023円との差は依然として203円あり、同じ仕事をして、住む地域によ
って大きな賃金格差が生じています。こうした格差は、地方から都市部への人口流出を促
し、地域経済の疲弊をさらに進める要因となっています。

また、2025年度改定では、多くの地方で中央最低賃金審議会の目安を上回る改定が
行われ、地域間格差の是正を求める地方の強い意思が示されました。その一方で、発効日
の先送りや分散化が広がったことは重大です。物価高騰が全国共通に労働者の生活を直撃
しているにもかかわらず、賃上げの効力発生だけが地域によって遅れることは、最低賃金
制度への信頼を損ない、新たな不公平を生み出すものです。

さらに、国際情勢の緊張も看過できません。ホルムズ海峡封鎖などにより、原油価格や
輸送費、電力料金、原材料費がさらに高騰すれば、労働者の生活と地域経済に深刻な影響
を及ぼします。すでに物価高に苦しむ家計にとって、これ以上の生活費上昇は耐えがたい
負担であり、最低賃金審議においても、こうした情勢変化を十分に踏まえる必要があります。

一方で、中小企業・小規模事業者も、原材料費、エネルギー費、人件費の上昇に加え、
価格転嫁の困難さに直面しています。地域経済を支える中小企業が賃上げに踏み出せる環
境を整えることは、最低賃金の大幅引き上げと一体の課題です。労働者の生活改善と中小
企業経営を対立的にとらえるのではなく、賃金を底上げし、消費を温め、地域経済を循環
させる政策へと転換することが求められています。

全労連・地方組織がとりくんできた最低生計費試算調査では、健康で文化的な生活に必
要な生計費には地域による大きな差がなく、直近の試算では時給1700円以上が必要で
あることが示されています。現在の最低賃金水準と労働者の生活実態との隔たりは大きく、
最低賃金制度を、生計費にもとづいて生活を保障する制度として立て直すことが急務です。

最低賃金は、労働者の生活、地域経済、人口流出、社会の持続可能性にかかわる重要な社会的基準です。物価高騰が長期化し、地域間格差と生活不安が深刻化する今こそ、すべての働く人が全国どこでも人間らしく暮らせる賃金水準へ、大きく転換することが求められています。

以上の情勢を踏まえ、2026年度の最低賃金改定審議にあたり、下記の事項について強く要請します。

記

1. 中央最低賃金審議会が目安額に縛られることなく、労働者の生活の安定を図るため、最低賃金をただちに1700円以上に引き上げ、2000円をめざすこと。
2. 2025年度改定における発効日の先送り・分散化は、新たな地域間格差を生み出した。最低賃金法における「決定において別に定める日があるときは、その日」との規定を削除するよう国に求めること。また、2026年度の改定にあたっては、発効日について「公示の日から起算して30日を経過した日」という原則を遵守すること。
3. すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現し、地域間格差を是正するよう国に求めること。
4. 審議会には、最低賃金法にもとづく三要素を踏まえた審議ができるよう労働局から資料が提出されているが、「事業の賃金支払能力」に関わる資料が多く、偏りがある。もっとも重視されるべきは、憲法25条にもとづく「労働者の生計費」であり、憲法の要請に応えられる資料を整えるとともに、審議において「労働者の生計費」に関わる議論を充実させること。あわせて、単身者の生計費を審議するに足る資料が提出できるよう、国に調査の実施を求めること。
5. ホルムズ海峡封鎖の影響などにより、さらなる物価高騰が予想されるもとで、より「労働者の生計費」に重点を置いた慎重な議論が求められる。審議会としても、この点を十分に踏まえて検討を行うこと。
6. 審議会や専門部会において、女性労働者、非正規労働者、アルバイト学生、外国人労働者・技能実習生など、最低賃金近傍で働く労働者の労働と生活の実態を審議に反映させるため、当事者が意見陳述を行う機会を設けること。
7. 専門部会では、いわゆる二者協議や休会中の協議が多く、県民が理解し納得できる審議が行われているとはいいがたい。公開の場での審議を充実させること。専門部会を非公開としている地方においては、直ちに公開すること。

8. すべての審議・協議について議事録を作成し、その全文を公開すること。

9. これまで、東海４県の審議会答申には結論のみが示され、根拠・理由等が記載されておらず、最低賃金法第９条のいわゆる三要素をどのように考慮して決定されたのか明らかではない。労働局長は審議会に対し、審議経過とともに答申額の根拠・理由を記載するよう求めること。審議会は、審議経過とともに答申額の根拠・理由を記載すること。あわせて、国に対する意見を答申に記載し、要望すること。

10. 大幅な物価上昇や経済情勢の変動が生じた場合には、年１回に限らず最低賃金の改定を行うこと。

11. 社会保険料の減免をはじめ、最低賃金の大幅引き上げに欠かせない中小企業支援策を抜本的に拡充するよう国に求めること。

12. 最低賃金審議会の日程や委員の改選などの「公示・公告」情報について、求める者に適宜提供すること。労働者委員が任期途中で辞任し、それに伴う推薦・任命が行われる場合も同様とすること。

13. 大幅に増加する労働行政の需要に対応するため、公共職業安定所や労働基準監督署など、都道府県労働局の正規職員を大幅に増員し、労働行政の体制拡充・強化を行うこと。

以上

<全労連東海北陸地方協議会加盟組織>

富山県労働組合総連合	議長	中山	洋一
石川県労働組合総連合	議長	岡本	晃嘉
福井県労働組合総連合	議長	鈴木	孝典
岐阜県労働組合総連合	議長	廣瀬	政美
静岡県労働組合評議会	議長	菊池	仁
愛知県労働組合総連合	議長	西尾美	沙子
三重県労働組合総連合	議長	新家	忠文

全労連東海北陸ブロック 2026年最賃キャラバン資料



全労連東海北陸地方協議会

最低賃金マップ[○] 2025年10月以降改定

全国平均 1,121円 (加重)

前年比 66円増 (6.3%増)

最高額 東京 1,226円

最低額 宮崎、高知、沖縄 1,023円

地域間格差は、昨年より9円縮小

203円 16.6%差

39道府県 (83.0%) が中央最低賃金審議会目安上回る

大幅な発効日の先送りが急増

秋田3/31、群馬3/1

半年間、地域間格差は

275円に拡大

(22.4%差)

2025年地域別最低賃金マップ

発効月

10月 緑

11月 青

12月 黒

2026年1月 茶

2026年3月 赤

時間額

1200円台=

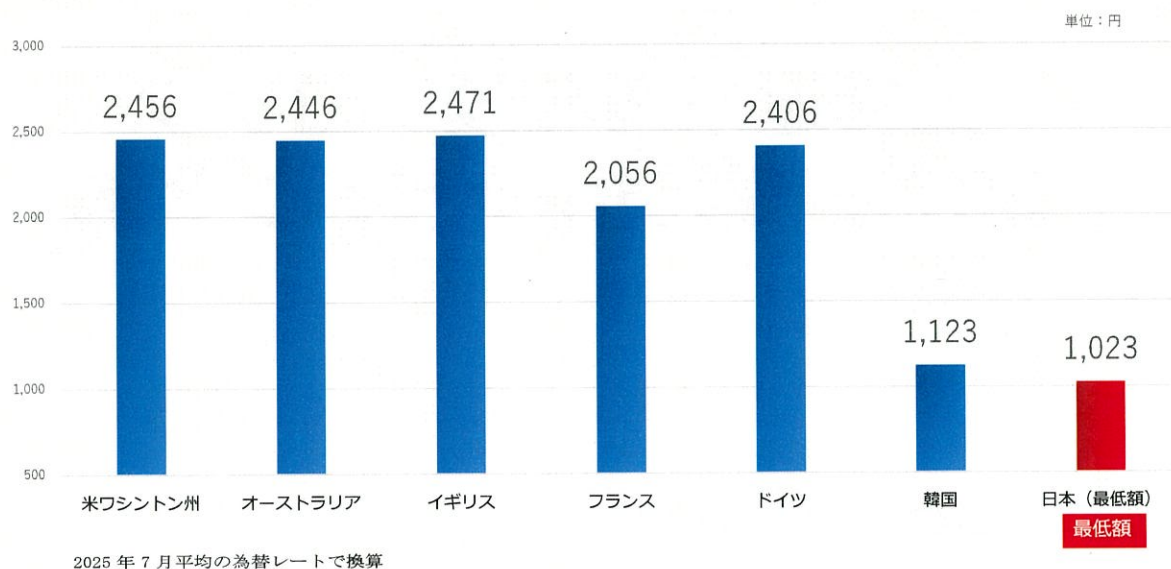
1100円台=

1000円台=

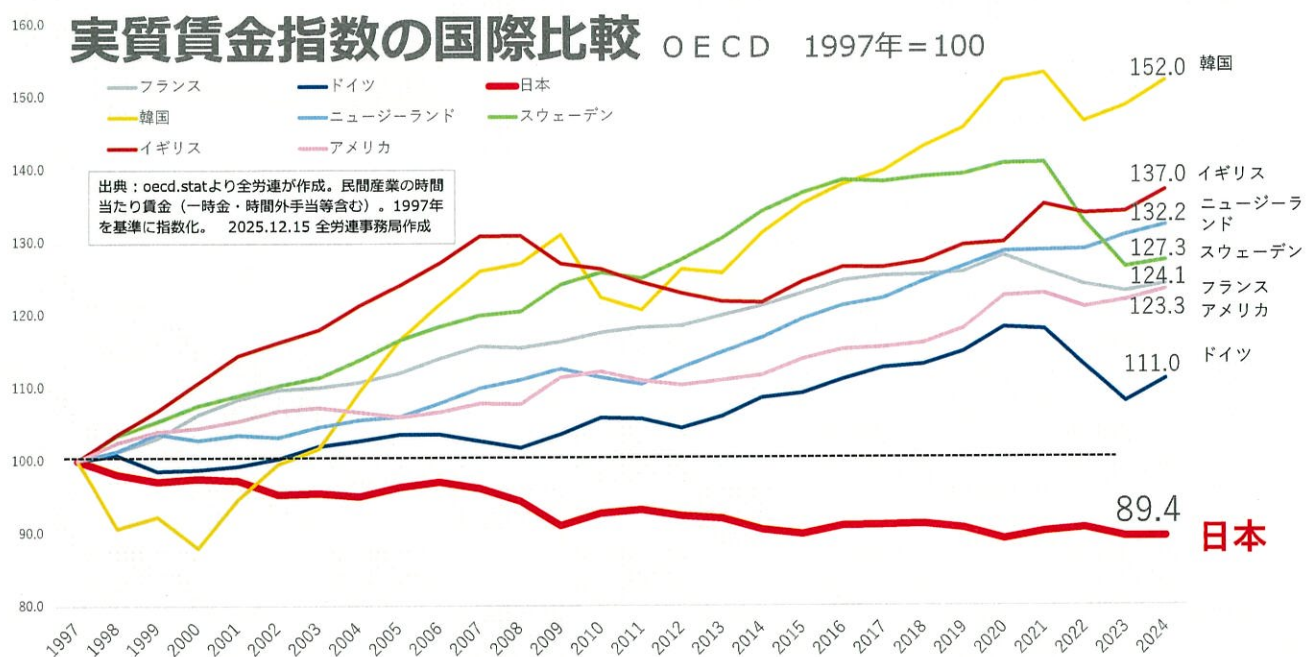
※金額・発効月は答申時



最低賃金 国際比較 2025年8月時点



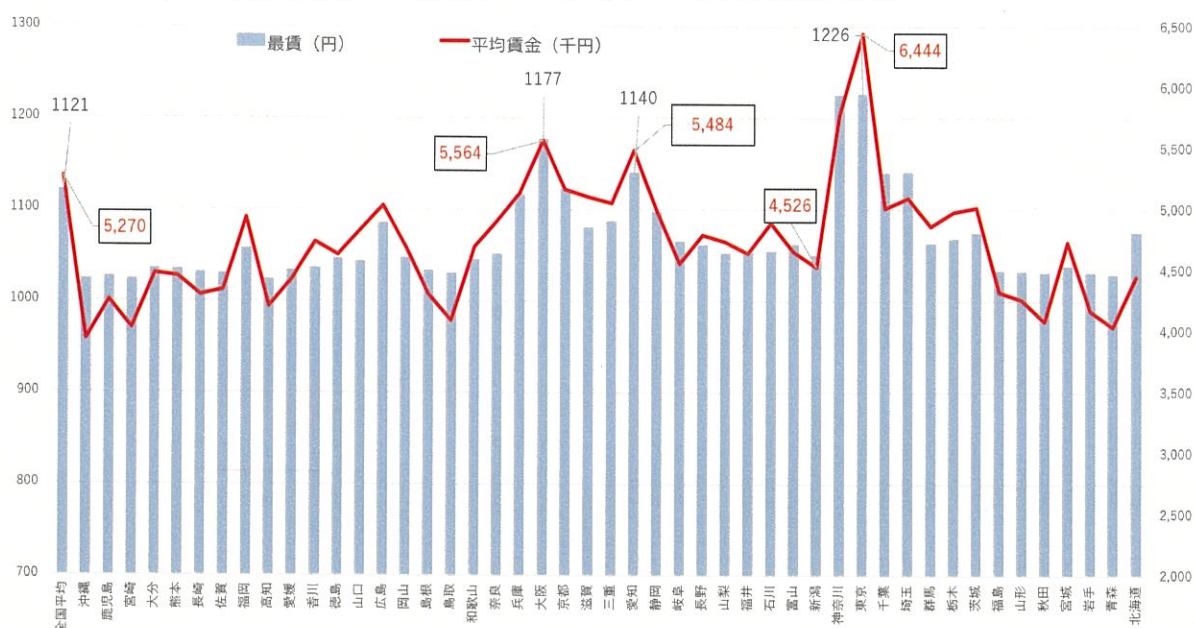
30年近くにわたって実質賃金が低下し続ける日本



最低賃金3つの問題点

- ① 金額が低すぎて自立して生活できないこと
- ② 地域別制度が格差を生み、人口流出と地域経済の衰退を招いていること
- ③ 中小企業支援が脆弱であるがゆえに最低賃金の引き上げを妨げていること

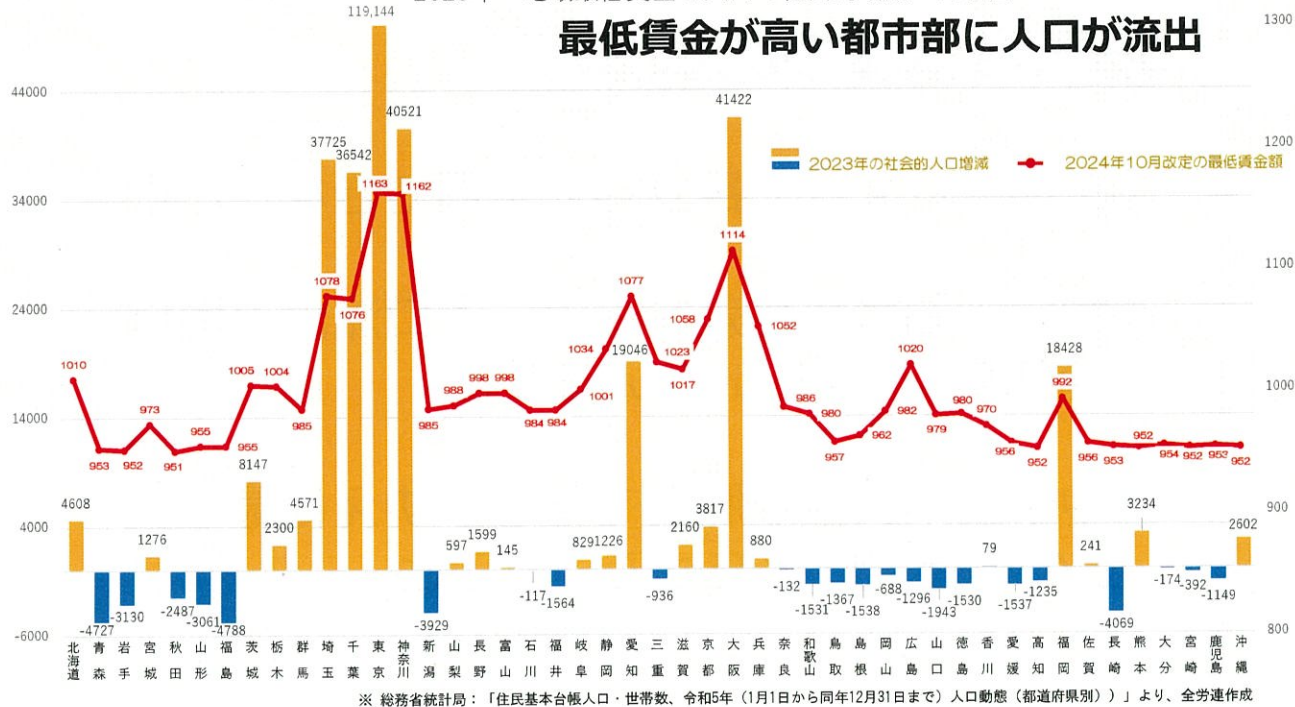
都道府県別平均賃金（年収）と最低賃金額



2024年都道府県別平均賃金（年収）は厚生労働省『令和6年賃金構造基本統計調査』より

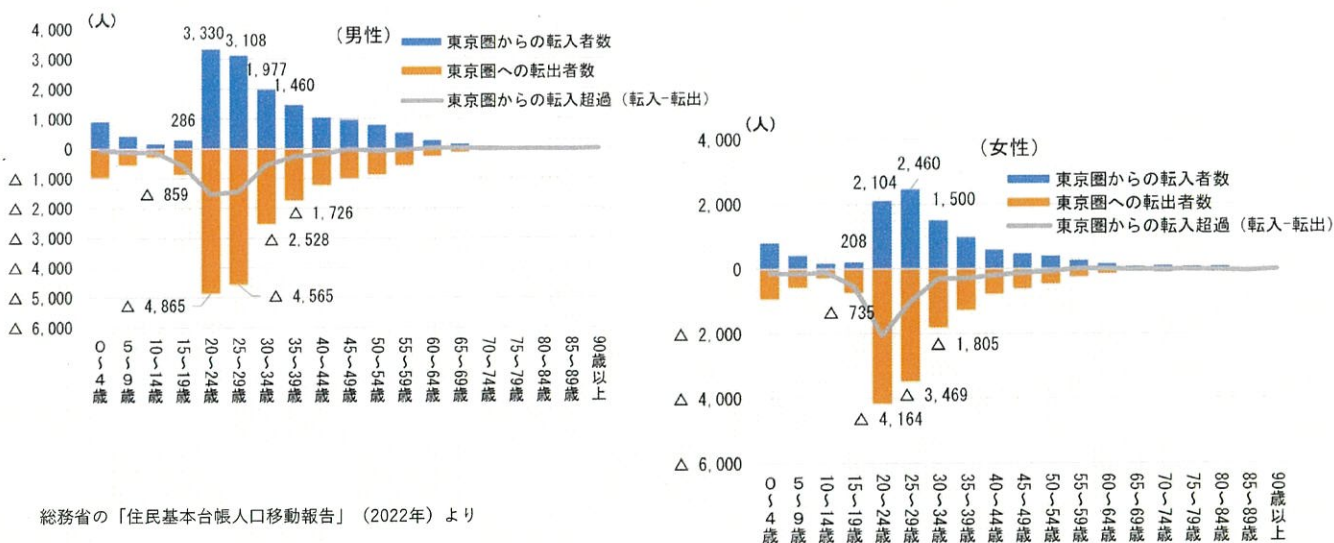
2023年 地域最低賃金と人口の社会的増減の比較図

最低賃金が高い都市部に人口が流出



若者が東京圏に流出

愛知県の東京圏に対する男女別・年齢階級別人口移動の状況



負のスパイラル!

地方の
地域経済が悪化

最低賃金の
格差が拡大

人口が流出

大都市に
一極集中

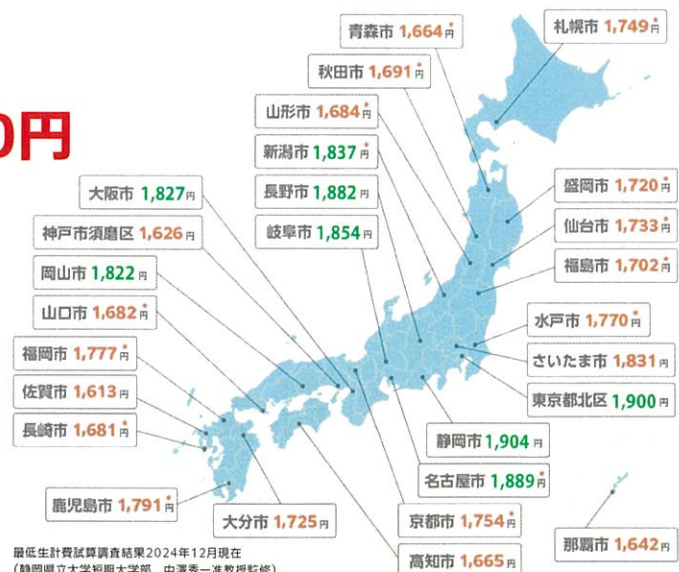


**全国どこでも
1700円から1900円
以上必要**

最低生計費試算調査
これまでに48,000人が参加

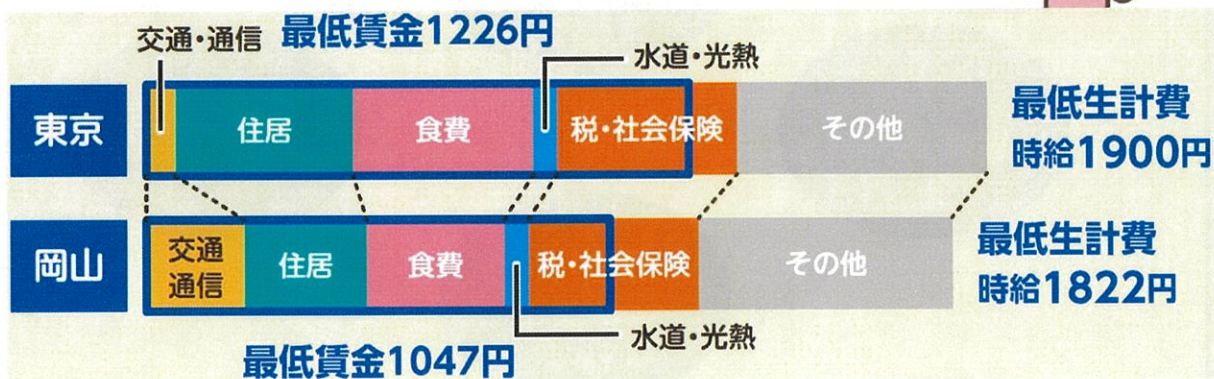


※現在、全国で
アップデート中



最低生計費試算調査結果2024年12月現在
(静岡県立大学短期大学部 中澤秀一准教授監修)
緑文字は2025年1月以降にアップデートした金額

東京など都市部は住居費が高いが交通・通信費が安い
地方は住居費が安くても交通・通信費が高い



最低賃金法改正の4つのポイント

- ① 地域別から、全国一律にする
- ② 中央最低賃金審議会で決め、
地方審議会は特定最賃を決める
- ③ 生計費と労働者の賃金で決める
- ④ 中小企業支援は国の義務に





全国一律最低賃金で地域活性化

～中小企業支援の提言～

2026 年 04 月 全国労働組合総連合

はじめに

全労連は、全国一律最賃制を確立させて多数の労働者の賃金を引き上げ、地域経済の好循環を図ることが必要と考えています。

そのため、2022 年 4 月に取りまとめた「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を」と題する中小企業支援の提言をバージョンアップすることとしました。

詳しくは本文を参照していただくこととし、概要をご紹介します。

1

公正取引

2

直接支援

3

行政体制

4

地域循環

提言の第一 価格転嫁と公正な取引

何よりも大切なことは公正取引の実現。賃金引き上げに伴う単価引き上げなどが適正に行われるようにすることが必要です。

① 中小受託事業者代金支払遅延法の履行確保とさらなる法改正

すべての企業間取引を規制する法律とし、丸投げした受けの禁止等、重層構造にメスを入れ、行政によるあっせん機能を強化することを求めます。

② 独占禁止法の改正

労働組合と締結した賃金協定について、独占禁止法の「カルテル」として違法とならないよう適用除外する法改正を求めます。

③ フリーランス法の徹底と労働者保護の強化

フリーランスは、経済的従属性が強いにも関わらず、労働者として扱われないなど弱い立場にあります。そのため、労働者に対する保護と同等の措置を行うよう求めます。

提言の第二 直接支援

中小企業が最低賃金の引き上げによって手元資金が不足しないよう直接的に助成金を支給するほか、大きな負担となっている社会保険料の減免を行うことが必要です。

① 社会保険料の減免

公費負担の割合を引き上げ、社会保険料でまかなう総額を引き下げ、保険料率は企業規模に応じて設定（大企業負担を増やし小規模企業負担を減ら）するよう求めます。

② 助成金の支給

業務改善助成金制度を賃金の引上げに対する助成制度へと改変し、周知徹底と予算拡充を求めます。

③ 税制改正

消費税法の見直しによる税率引き下げや事業承継税制の恒久化を求めます。

提言の第三 行政体制

政策を実行できる行政体制の確立を求めます。

① 中小企業庁の体制強化

② 公正取引委員会の体制強化

③ 労働行政の体制強化

提言の第四 地域循環

経済活動において、東京一極集中や国外に利益が流出するのではなく、地域で可能な限り循環させるとりくみが必要です。

① 中小企業振興条例の制定

中小企業振興、地域経済の活性化の施策を具体化する「円卓会議」を設置するなど、実効性の担保がある条例の制定を求めます。

② 公契約法並びに公契約条例の制定

従事する労働者の賃金を重視した「公契約法」並びに「公契約条例」の制定とともに、労働報酬下限額の設定を行うよう求めます。

③ 中小企業への優先発注

国・自治体などの入札参加資格において、中小企業が参加できる範囲を拡大するため、分割発注や設定金額の引き下げなどを求めます。

④ 地域金融機関の強化

地域金融機関を強化・重視した金融政策を展開することを求めます。

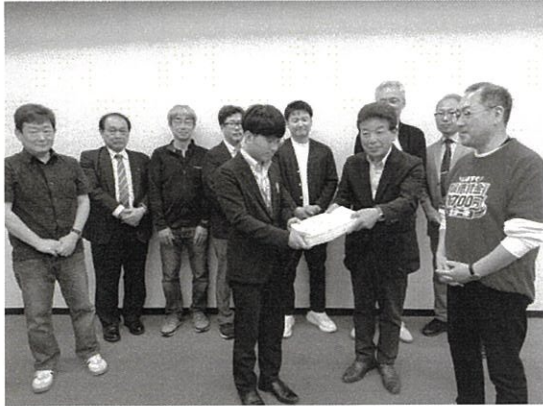
全 国 労 働 組 合 総 連 合

〒113-8634 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4 階



(全労連)厚労省に発効日の先送り・分散化の是正を要請 ―意見書、団体署名 1148 団体分を提出

2026 年 6 月 8 日



国民春闘共闘・全労連は 5 月 22 日、第 3 次最賃デーとして、厚労省要請をおこない、発効日の先送り・分散化の是正などと求める意見書（添付）と団体署名 808 団体分を提出。25 年 11 月提出分と合わせて 1148 団体に達しました。

要請の前には国会近くの会場で、「法改正で最低賃金全国一律の実現を！ 5.22 学習集会＆国会議員要請行動」を行いました。

目安制度の在り方に関する全員協議会への意見書

2026 年 5 月 22 日

中央最低賃金審議会委員 各位

中央最低賃金審議会委員の皆さまにおかれましては、法定最低賃金制度の適切な運営およびその機能の発揮に向け、日頃よりご尽力いただいておりますことに敬意を表します。

長期にわたる物価高騰のもと、食料品、エネルギー、住宅費をはじめとする生活必需品の価格上昇が続いており、労働者の生活は厳しさを増しています。実質賃金の低下が続くなか、最低賃金は多くの労働者にとって生活維持の最後の支えとなっており、その役割と重要性はこれまで以上に高まっています。

現在開催されている中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」においては、

- ①近隣県との過度な競争意識や順位比較を背景とした議論
- ②最低賃金改定後の発効日の取扱い
- ③ランク制度の在り方
- ④EU 最低賃金指令を含む国際的動向等が論点として整理されているものと承知しています。

本意見書は、これらの論点のうち、①「近隣県との過度な競争意識や順位比較を背景とした議論」および②「最低賃金改定後の発効日の取扱い」に関する事項について意見を申し述べるものです。な

お、③「ランク制度の在り方」および④「EU 最低賃金指令を含む国際的動向等」については、別途あらためて意見書を提出する予定です。

以上を踏まえ、取りまとめにあたり下記のとおり意見を申し述べます。

1 改定額の審議においては、生計費を基軸とした検討を行うこと

最低賃金制度は、労働者の生活保障を目的とする制度であり、日本国憲法第 25 条に基づく生存権保障と密接に関連するものです。最低賃金法に定めるいわゆる「法定三要素」は総合的に勘案されるべきである一方、その検討にあたっては、生計費を基軸とする視点が制度目的上、特に重要であると考えます。

現在の物価水準のもとでは、多くの地域で最低賃金のみでは安定した生活を維持することが困難となっており、生活改善を実感できる水準への大幅な引上げが不可欠です。

全労連加盟地方労働組合が実施している最低生計費調査では、若年単身労働者が健康で文化的な生活を営むためには時給 1,700 円～2,000 円程度が必要との結果が一定の共通性をもって示されています。これは最低限度の生活に必要な費用が地域によって大きく変わらない実態を示唆するものと考えられます。こうした実証的データを踏まえれば、最低賃金の審議においては、生計費を基軸とした検討を一層重視することが、制度の目的との整合性を高めるものと考えます。

また地域別最低賃金制度である限り、近隣県比較や順位意識が生じることは一定程度避けられませんが、しかしながら、地域間比較や競争意識への懸念を理由として、改定額の必要な引上げが抑制されることのないよう、制度本来の目的である生活保障に即した審議が行われることを求めます。

2 最低賃金改定後の発効日について、先送りや分散化が生じないよう必要な検討を図ること

2025 年の最低賃金改定においては、一部地域で発効日が大幅に遅れる事例が生じ、同一制度のもとで働く労働者の間に不合理な新たな地域格差が生じました。

とりわけ地方においては、「隣県ではすでに引き上げられているのに自県では適用されない」「物価高騰は全国共通なのに賃上げだけが遅れる」といった切実な声が広がっています。最低賃金に依拠して生活する労働者ほど影響を強く受けており、発効日の遅れは生活そのものに直結する問題となっています。

また、最低賃金制度は、すべての企業に賃金下限額をいっせいに規制することで、いっせいの労務費等の価格転嫁を可能とし、見合った価格相場の形成を可能にする制度です。25 年改定のように発効日が分散化されれば、その特定地域の企業は価格相場をつくる機会を逃し、大きな損失を生んでいることに気がつくべきです。

発効時期の先送り・分散は、制度の公平性および信頼性を損なう重大な問題です。また、発効時期のばらつきは、中央最低賃金審議会が示す目安が軽視され実効性を失うものに他なりません。最低賃金制度が全国的な最低基準として機能するためにも、地方最低賃金審議会および都道府県労働局に対し、発効日の先送りや地域間のばらつきが生じないよう、必要な運用上の対応が図られることを求めます。

また、この問題の背景には、地域別制度が地域間格差を不可避的に伴う構造的課題を有している点についても、検証が必要であると考えます。以上、最低賃金制度が労働者の生活を支える制度として確立されるよう、労働者の実態に根差した実効性ある審議が行われることを強く要請いたします。

以上

【弁護士 JP】若者が“人間らしく”生活するには「月 28 万円必要」の試算も 東京弁護士会が最低賃金の大幅引上げ要求

2026 年 5 月 28 日

コメント 397 件

東京弁護士会（石原修会長）は 5 月 25 日、最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明を公表した。物価上昇によって最低賃金の引上げ効果が打ち消されていると指摘し、政府が掲げる「2020 年代に全国平均 1500 円」の目標についても「必要な生計費を得るには必ずしも十分とはいえない」と踏み込んだ。

「全体としてはインフレ基調が続いている」

経団連が 5 月 27 日に公表した 26 年春闘の第 1 回集計では、定期昇給とベースアップ（ベア）を含む大手企業の月給賃上げ率は平均 5.46% を記録。3 年連続で 5% を超え高水準となった。しかし弁護士会は声明で、こうした賃上げの「勢い」とは別に、賃金が物価上昇で"打ち消されている"実態を指摘する。東京都の最低賃金は、2025 年 10 月 3 日発効の改定で時給 1226 円となった（引上げ額 63 円、引上げ率 5.4%）。一方、東京都都区部の消費者物価指数（総合指数）は 2020 年を 100 として、2026 年 4 月中旬速報値で 112.4 を記録。前年同月比では 1.5% の上昇となっている。中東の武力紛争を受けた原油価格高騰により 2026 年 3 月にガソリン補助金が再導入され、物価上昇が一時的に緩やかになった側面はあるものの、声明は「全体としては収まることのないインフレ基調が続いている」と指摘。世界的な石油製品の供給不足懸念から、「物価はさらに上がる可能性もある」との見方も示している。その結果、声明は「労働者にとっては家計の収入増加を実感しにくくなっている」と分析する。厚生労働省の毎月勤労統計でも、2025 年の実質賃金は前年比 1.3% のマイナスを記録し、4 年連続の減少となった。

「もはや 1500 円でも十分とは言えない」

声明が最低賃金を引き上げるべき根拠の一つとして挙げたのが、労働組合の全国組織が学者と協力して行った調査結果だ。若者が自立し人間らしく生活するために最低必要な生計費を試算したところ、東京都北区で月額 28 万 5034 円。月 150 時間労働として時給に換算すると 1900 円との結果が出たという。2025 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）には、「2020 年代に全国平均 1500 円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける」との文言が盛り込まれた。これに対し声明は、上記試算を踏まえれば「もはや 1500 円でも必要な生計費を得るには必ずしも十分とはいえない状況になっている」と踏み込んだ。また、最低賃金の引き上げが中小企業経営に与える影響を踏まえ、抜本的な中小企業支援策の実施も求めた。価格転嫁を促すため独占禁止法（不公正な取引を規制する法律）や中小受託取引適正化法（下請取引を適正化する法律）を積極運用し、監視等の体制を強化すべきだと提言。社会保険料の事業主負担分の減免など、支援策の大幅な強化拡充も不可欠だとした。声明の要望先は中央最低賃金審議会、東京地方最低賃金審議会および東京労働局長のほか、国と東京都、公正取引委員会、中小企業庁にまで及ぶ。2026 年度の最低賃金の目安額は、中央最低賃金審議会でも夏ごろに決定される見込みだ。

最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

2026（令和8）年5月25日

東京弁護士会 会長 石原 修

2025年に改定された東京都の最低賃金は、時給1226円（引上げ額63円、引上げ率5.4%）である（2025年10月3日発効）。

一方、東京都区部の消費者物価指数（総合指数）は、2020年を100として、2026年4月（中旬速報値）は112.4となっており、前年同月比で1.5%上昇している。ただし、同月の速報値をみると、中東の武力紛争の影響による原油価格の高騰を受けて同年3月に導入されたガソリン補助金などが物価の上昇を緩やかにした側面がある。全体としては収まることのないインフレ基調が続いている。今後は、世界的に石油製品などの価格上昇・供給不足の懸念が生じており、物価はさらに上がる可能性もある。

このように、最低賃金の引上げの効果は、物価の上昇によって打ち消されている部分がある。このため、労働者にとっては家計の収入増加を実感しにくくなっている。

また、労働組合の全国組織が学者と協力して行った調査によれば、物価高の影響も相まって、若者が自立し人間らしく生活するために最低必要な生計費は、東京都北区で月額28万5034円、月労働時間150時間として時給に換算すると1900円と試算されたとの報告もある。

2025年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）には、最低賃金について「2020年代に全国平均1500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける。」という目標が掲げられている。しかし、上記の試算によれば、もはや1500円でも必要な生計費を得るには必ずしも十分とはいえない状況になっている。しかも、最低賃金額の引上げは、

労働者全体の賃上げにも繋がり、経済の好循環にも資する。このような状況を踏まえるならば、更なる大幅な最低賃金額の引上げは必要不可欠である。

もっとも、最低賃金額の大幅な引上げは、中小企業の経営に影響を与える可能性が大きいことから、抜本的な中小企業支援策の実施が必要である。価格転嫁を促すため、独占禁止法や中小受託取引適正化法を積極的に運用するとともに、監視等の体制を強化し、中小企業とその取引先企業との間で公正な取引が確保されるようにすべきである。また、社会保険料の事業主負担分の減免など中小企業支援策の大幅な強化拡充も不可欠である。

なお、最低賃金の発効は例年10月初旬とされていたが、2025年は全国的には最低賃金額の引上げを先延ばしにした府県が続出した。東京都の最低賃金においては、このような動きに追随すべきではなく、2025年と同様、本年10月上旬に改定額を発効すべきである。

当会は、中央最低賃金審議会、東京地方最低賃金審議会及び東京労働局長に対し最低賃金額を大幅に引き上げ、速やかに発効すべきことを、国及び東京都に対し大幅な引上げを進めるため中小企業支援策を一層充実強化させることを、公正取引委員会及び中小企業庁に対しては労務費の価格転嫁を可能とする公正な取引を確保する体制の強化等を、それぞれ求める。

2026年6月 日

労働局長 様
最低賃金審議会 会長 様

全労連東海北陸地方協議会
議 長 平野竜也
(公印省略)

物価高騰のもと最低賃金をただちに1700円以上へ引き上げ、 全国一律最低賃金制度の実現を求める要請書

日頃より、労働行政の推進にご尽力されていることに敬意を表します。

長期にわたる物価高騰のもと、食料品、エネルギー、住宅費など生活必需費の上昇が続
き、労働者のくらしは深刻さを増しています。最低賃金近傍で働く労働者は、ダブルワー
ク、トリプルワークを余儀なくされるなど、「働いても人間らしく暮らせない」実態に置
かれています。

2025年度の最低賃金改定では、全国加重平均は1121円となりましたが、この水
準では、現在の物価高騰のもとで人間らしい生活を営むことは困難です。東京1226円
と最低額1023円との差は依然として203円あり、同じ仕事をして、住む地域によ
って大きな賃金格差が生じています。こうした格差は、地方から都市部への人口流出を促
し、地域経済の疲弊をさらに進める要因となっています。

また、2025年度改定では、多くの地方で中央最低賃金審議会の目安を上回る改定が
行われ、地域間格差の是正を求める地方の強い意思が示されました。その一方で、発効日
の先送りや分散化が広がったことは重大です。物価高騰が全国共通に労働者の生活を直撃
しているにもかかわらず、賃上げの効力発生だけが地域によって遅れることは、最低賃金
制度への信頼を損ない、新たな不公平を生み出すものです。

さらに、国際情勢の緊張も看過できません。ホルムズ海峡封鎖などにより、原油価格や
輸送費、電力料金、原材料費がさらに高騰すれば、労働者の生活と地域経済に深刻な影響
を及ぼします。すでに物価高に苦しむ家計にとって、これ以上の生活費上昇は耐えがたい
負担であり、最低賃金審議においても、こうした情勢変化を十分に踏まえる必要があります。

一方で、中小企業・小規模事業者も、原材料費、エネルギー費、人件費の上昇に加え、
価格転嫁の困難さに直面しています。地域経済を支える中小企業が賃上げに踏み出せる環
境を整えることは、最低賃金の大幅引き上げと一体の課題です。労働者の生活改善と中小
企業経営を対立的にとらえるのではなく、賃金を底上げし、消費を温め、地域経済を循環
させる政策へと転換することが求められています。

全労連・地方組織がとりくんできた最低生計費試算調査では、健康で文化的な生活に必
要な生計費には地域による大きな差がなく、直近の試算では時給1700円以上が必要で
あることが示されています。現在の最低賃金水準と労働者の生活実態との隔たりは大きく、
最低賃金制度を、生計費にもとづいて生活を保障する制度として立て直すことが急務です。

最低賃金は、労働者の生活、地域経済、人口流出、社会の持続可能性にかかわる重要な社会的基準です。物価高騰が長期化し、地域間格差と生活不安が深刻化する今こそ、すべての働く人が全国どこでも人間らしく暮らせる賃金水準へ、大きく転換することが求められています。

以上の情勢を踏まえ、2026年度の最低賃金改定審議にあたり、下記の事項について強く要請します。

記

1. 中央最低賃金審議会の日安額に縛られることなく、労働者の生活の安定を図るため、最低賃金をただちに1700円以上に引き上げ、2000円をめざすこと。
2. 2025年度改定における発効日の先送り・分散化は、新たな地域間格差を生み出した。最低賃金法における「決定において別に定める日があるときは、その日」との規定を削除するよう国に求めること。また、2026年度の改定にあたっては、発効日について「公示の日から起算して30日を経過した日」という原則を遵守すること。
3. すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現し、地域間格差を是正するよう国に求めること。
4. 審議会には、最低賃金法にもとづく三要素を踏まえた審議ができるよう労働局から資料が提出されているが、「事業の賃金支払能力」に関わる資料が多く、偏りがある。もっとも重視されるべきは、憲法25条にもとづく「労働者の生計費」であり、憲法の要請に応えられる資料を整えるとともに、審議において「労働者の生計費」に関わる議論を充実させること。あわせて、単身者の生計費を審議するに足る資料が提出できるよう、国に調査の実施を求めること。
5. ホルムズ海峡封鎖の影響などにより、さらなる物価高騰が予想されるもとで、より「労働者の生計費」に重点を置いた慎重な議論が求められる。審議会としても、この点を十分に踏まえて検討を行うこと。
6. 審議会や専門部会において、女性労働者、非正規労働者、アルバイト学生、外国人労働者・技能実習生など、最低賃金近傍で働く労働者の労働と生活の実態を審議に反映させるため、当事者が意見陳述を行う機会を設けること。
7. 専門部会では、いわゆる二者協議や休会中の協議が多く、県民が理解し納得できる審議が行われているとはいいがたい。公開の場での審議を充実させること。専門部会を非公開としている地方においては、直ちに公開すること。

8. すべての審議・協議について議事録を作成し、その全文を公開すること。

9. これまで、東海4県の審議会答申には結論のみが示され、根拠・理由等が記載されておらず、最低賃金法第9条のいわゆる三要素をどのように考慮して決定されたのか明らかではない。労働局長は審議会に対し、審議経過とともに答申額の根拠・理由を記載するよう求めること。審議会は、審議経過とともに答申額の根拠・理由を記載すること。あわせて、国に対する意見を答申に記載し、要望すること。

10. 大幅な物価上昇や経済情勢の変動が生じた場合には、年1回に限らず最低賃金の改定を行うこと。

11. 社会保険料の減免をはじめ、最低賃金の大幅引き上げに欠かせない中小企業支援策を抜本的に拡充するよう国に求めること。

12. 最低賃金審議会の日程や委員の改選などの「公示・公告」情報について、求める者に適宜提供すること。労働者委員が任期途中で辞任し、それに伴う推薦・任命が行われる場合も同様とすること。

13. 大幅に増加する労働行政の需要に対応するため、公共職業安定所や労働基準監督署など、都道府県労働局の正規職員を大幅に増員し、労働行政の体制拡充・強化を行うこと。

以上

<全労連東海北陸地方協議会加盟組織>

富山県労働組合総連合	議長	中山	洋一
石川県労働組合総連合	議長	岡本	晃嘉
福井県労働組合総連合	議長	鈴木	孝典
岐阜県労働組合総連合	議長	廣瀬	政美
静岡県労働組合評議会	議長	菊池	仁
愛知県労働組合総連合	議長	西尾美沙子	
三重県労働組合総連合	議長	新家	忠文

2026年6月26日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 徳良 様

愛知労働局

局長 小林 洋子 様

愛知県労働組合総連合（愛労連）

議長 西尾 美沙子

（公印省略）

愛知県最低賃金を1800円以上に引き上げるために 生計費重視・開かれた審議、中小企業支援を国に求めること及び 早期発効を求める要請書

2026年度の愛知地方最低賃金審議会における審議に際し、国民の請願権に基づき、貴審議会及び貴局に対し、下記のとおり要請いたします。つきましては、本要請書を全委員に配付いただくとともに、審議においては要請事項について十分に御配慮いただきますようお願いいたします。

また、「愛知県最低賃金を1,800円以上とし、中小企業支援を求める要請署名」（自筆・オンライン）の第一次分12,442筆及び「愛知県最低生計費試算結果（若年単身世帯）－2026年改定版－」を関係資料として提出いたします。

貴審議会におかれましては、労働者の生活実態及び地域経済の持続的発展を十分踏まえ、開かれた審議が行われるよう、格別の御配慮をお願いいたします。

記

1. 労働者の生計費を重視し、愛知県最低賃金を1,800円以上に引き上げること

- （1）審議に当たっては、労働者の生計費を重視し、愛知県最低賃金を1,800円以上に引き上げることが求めます。
- （2）最低賃金法第1条にいう「賃金の低廉な労働者」及び同法第9条にいう「労働者の生計費」の解釈についてお示しください。あわせて、その内容を審議にどのように反映させるべきなのか説明を求めます。
- （3）最低賃金法第9条にいう「労働者の生計費」について、令和7年8月21日付けの「答申」資料には「生活保護費：18歳～19歳・単身世帯」が付されていましたが、「労働者の生計費」は「単身世帯」の生計費を前提としていると理解して差し支えないでしょうか。

【理由及び背景】

- （1）時給1,800円以上の根拠は、「愛知県最低生計費試算調査結果（若年単身世帯）－2026年改定版－（愛労連）」（以下：最低生計費調査結果）によるものです。本日、最

低生計費調査結果を提出いたします。同調査では、月額で28万3,284万円（税・社会保険料込み）、時間額で1,889円が必要であるとの結果が示されています。本日午後には、県政記者クラブにおいて会見を行い、公表する予定です。また、関連資料として、2026年2月に実施した家計簿調査の集約一覧（単身世帯分）も添付いたします。

日本の最低賃金は、世界的に見ても低く、2025年8月時点で米国ワシントン州2,456円、オーストラリア2,446円、イギリス2,471円、フランス2,056円、ドイツ2,406円とされる欧米諸国に大きく後れを取っており、韓国1,123円よりも低い水準となっています。

2026年1月27日に開催された「愛知県公契約に関する協議の場」では、愛知ビルメンテナンス協会の会長から、最低賃金について「ハワイは2,200円、ドイツは2,300円、日本より韓国の方が高い。ベトナムの技能実習生の若い人も日本に来なくなっている。日本も最低賃金を2,000円程度にしてほしい」旨の発言がありました。

また、帝国データバンクは、5月29日に「6月の飲食料品値上げは1,078品目で前月の約13倍」と発表し、6月2日には、今年の飲食料品の値上げが2万品目を超える見通しとなったことを発表しました。2年連続で2万品目、5年連続で1万品目を超えることとなります。長引く物価高に加え、中東情勢の混乱による原油高やナフサ供給不足の長期化が、経済と市民生活に影響を及ぼしています。食料品や日用品の価格上昇による家計負担増は深刻であり、とりわけ低所得労働者への影響は計り知れません。

(2) 最低賃金法第1条は、「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と定めています。前回3月25日の要請時に「賃金の低廉な労働者」とは具体的にどのような労働者を指すのか、本省に確認してご回答いただけたとのことでした。

(3) 愛知県が発表した「2025年平均 あいちの就業状況」（2026年2月27日、愛知県発表）によると、県内の非正規労働者数は135万2,000人で、労働者全体の36.5%を占め、2021年以降で最高となっています。そのうち女性は92万9,000人で、非正規労働者の68.7%が女性労働者となっています。

さらに、今年3月に発表された「2026年の都道府県別版ジェンダー・ギャップ指数」によれば、愛知県の「フルタイムの仕事に従事する男女間の賃金格差」は全国46位であり、男女賃金格差が全国で2番目に大きい不名誉な結果となっています。月額で女性は男性より9万5,300円低い状況にあります。最低賃金の引上げは、多くの女性の賃金を底上げし、愛知県のジェンダー・ギャップ解消に資するものです。

最低賃金の大幅な引上げは、非正規労働者（民間・公務）にとどまらず、民間及び公務で働く正規労働者の賃上げにも波及し、愛知経済に好循環をもたらすものです。

2. 愛労連発表の「最低生計費調査結果」を昨年に続き審議会資料として用い、意見陳述を実施すること

(1) 昨年に続き、愛労連発表の「最低生計費調査結果」を審議資料として用いることを求めます。

- (2) 「最低生計費調査結果」の説明や最低賃金近傍で働く労働者などの生活や労働実態を審議に反映させるため、全国79%の都道府県で行われている意見陳述を実施してください。
- (3) 労働者の生計費に関わる資料は、二人以上世帯のものではなく、単身勤労者世帯のものをを用いるよう求めます。その上で審議に用いていただきたい「労働者の生計費資料」として、次の資料の提出及び説明を求めます。
- ①. 2026年改定版：愛知県若年単身世帯の最低生計費試算結果（愛労連）
 - ②. 家計簿による生活費調査（2026年2月）の単身世帯の結果一覧（愛労連）
 - ③. 単身勤労者世帯の年齢階級別月額消費実支出（月平均、愛知県、総務省「2024年家計構造調査」）
 - ④. 単身勤労者世帯の実支出・生計費（月平均、愛知県、2024～2026年、愛知県・大都市）（総務省「家計構造調査」「家計調査」など）

【理由及び背景】

- (1) 令和8年度の愛知労働局行政運営方針では、「I」の②「最低賃金制度の適切な運用」において、最低賃金審議会の円滑な運用として、「適切な資料の収集、作成、提示に努め……審議を尽くして金額が決定されるよう『審議会』の円滑な運営を図る」とされています。

しかし、これまで提示された資料を見る限り、「労働者の生計費」に関する資料は極めて乏しいと言わざるを得ません。昨年の資料を見ても、①労働者の生計費に関する資料は2点、②労働者の賃金に関する資料は7点、③事業の支払能力に関する資料は11点となっています。労働者の生計費資料の家計統計表は二人以上世帯のものであり、「適切な資料の提示」という観点から改善が求められます。

- (2) 議事録によれば、2024年及び2025年の審議で取り上げられている労働者の生計費の指標は、主に消費者物価上昇率にとどまっています。生計費の水準については、「連合愛知のリビングウェッジ」が若干議論されているものの、「生計費」そのものに関する審議は乏しいと考えます。
- (3) 意見陳述については、37道府県（全国79%）で実施されています。愛知においても「意見を反映した審議をしている」とされていますが、例えば、令和7年賃金構造基本統計調査（愛知）を見ると、医療・福祉施設等は全産業平均と比較して約6万5千円少なく、訪問介護従事者は約4万3千円少なくなっています。また、非正規労働者は最低賃金の引上げとともに賃上げされるというのが現場の実態です。

このようなケア労働者の実態が、これまで審議に十分反映されてきたと言えるでしょうか。2025年の愛知における主な産業別就業者数は、①製造業99万8千人、②卸売業・小売業63万3千人、③医療・福祉52万6千人となっており、医療・福祉は前年比7.8%増と、他産業と比べても突出して増加しています。現状に即した審議を行うには、ケア労働者の意見陳述の実施が必要です。

また、他の地方最低賃金審議会では、最低賃金近傍で働くアルバイト大学生や技能実習生、さらには県民生活や経済に責任を持つ知事の意見陳述も行われています。

※意見陳述の実施道府県：北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、

埼玉、千葉、神奈川、新潟、岐阜、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

3. 最低賃金引上げを円滑に進めるため、中小企業に対する特別な財政措置を政府に要望し、その旨を答申に明記すること

- (1) 最低賃金の引上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等、中小企業に対する特別な財政措置を講ずるよう政府に要望し、その旨を答申に明記することを求めます
- (2) 昨年度、国に対し労働局又は審議会として行った意見・要望の内容をお示してください。

【理由及び背景】

- (1) 最低賃金の大幅引上げには、中小企業への財政支援が欠かせません。昨年日本商工会議所・東京商工会議所の調査では、最低賃金引上げへの対応のために政府等に求める支援として、「税・社会保険料負担等の軽減」が77.5%、「助成金の拡充・使い勝手の向上」などが5割近くとなっています。

私たちは、これまでも署名や要請書を通じて、中小企業支援策の抜本的拡充を要望してきました。また、審議においても、使用者代表から3点にわたり意見が出されています。

- (2) 昨年、労働局又は審議会として、国に対して中小企業支援に関するどのような意見を上げられたのか明らかではありません。関係文書の提示及び説明を求めます。

なお、愛労連は6月5日、愛知県知事に対して、他県で実施されている「賃上げした企業への財政支援」を愛知県としても具体化するように要請したことを申し添えます。また、6月1日には、全労連として秋田県の担当課から、現在実施されている支援策について説明を受けました。国の支援策が脆弱であるがゆえに地方が新設・国制度の上乗せを実施しているのであり、国の抜本的な制度拡充が必要です。

4. 公開審議を拡充し、答申書に改定理由及び根拠を明記すること

- (1) 休会中の打合せについては可能な限り短縮し、県民に開かれた場での充実した審議を求めます。議事録には休会時及び再開時の時刻記載を求めます。
- (2) 答申書に改定金額だけでなく理由及びその根拠がなぜ明記されないのですか、今年度から明記を求めます。

【理由及び背景】

- (1) 2023年から専門部会が公開されたことは評価しています。しかし、貴局がいう「個人情報観の観点」という、公開できない個人情報とは具体的に何なのでしょう。また、休会時間が長過ぎるというのが傍聴者の多くの意見であり、県民に開かれた愛知地方最低賃金審議会とは言えません。公開での審議充実が必要です。

- (2) 2024年及び2025年の審議では、公益案において改定理由が説明されましたが、答申には「改定理由」が明記されていません。15都道府県（2024年調査）では、答申に改定理由を明記しています。愛知において明記されない説明が必要です。
- (3) 最低賃金に違反した企業には罰則が適用されます。すなわち、最低賃金額を決定することは、強制力を持つ規範を定めることにほかなりません。法律の制定や改定においては、立法事実に基づく提案理由が示されます。理由がなければ、法等の制定・改定の意味を失います。
- ところが、最低賃金の答申には「理由・根拠」の説明がありません。「理由・根拠」のない答申、すなわち結論のみが示され、それに基づいて労働局長が決定しても、県民及び労働者の理解を得られません。
- (4) 他の労働局では、議事録に休会時間が記載されている例もあります。本要請の趣旨に照らし、愛知労働局においても、休会時間及び審議再開時間が分かるようにすることが必要です。

5. 愛知県最低賃金の発効日が10月1日となるように審議をすすめること

- (1) 愛知県最低賃金の発効日が10月1日となるよう、審議することを求めます。
- (2) 中央最低賃金審議会に対して、最低賃金法の原則に照らし、発効日が遅れないよう審議を行うことを求める意見を上申してください。

【理由及び背景】

- (1) 昨年、一部の都道府県で生じた大幅な発効日の遅れは、最低賃金近傍で働く労働者だけでなく地域経済にとっても重大な問題となりました。労働者の期待を裏切り、働く意欲を奪い消費を冷え込ませるものでした。さらに、行政や県政への信頼をも損なうものでした。
- (2) 最低賃金法第10条では、「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会の意見を聴いて地域別最低賃金の決定をする」とされており、同法第14条では、地域別最低賃金は「公示の日から起算して30日を経過した日から、その効力を生ずる」と明記されています。法の趣旨を踏まえて審議をすすめる必要があります。

以上

2026年改定版 / 記者会見資料

愛知県最低生計費試算調査結果

若年単身世帯（25歳・名古屋市）が普通に暮らすには

必要なのは **月約28万円・時給1,800円以上**

愛知県労働組合総連合（愛労連） 2026年6月26日

監修：中澤秀一（静岡県立大学短期大学部）

協力：浅生卯一（元愛知東邦大学）

みんなの
労働組合 **Ai 愛労連**

最低賃金の三要素と「労働者の生計費」

最低賃金法は、次の三要素を考慮して最低賃金を決めることとしている。

一丁目一番地

労働者の生計費

働く人が心も体も健やかに
暮らし続けられる費用

労働者の賃金

他の労働者の
賃金水準との均衡

通常の事業の 賃金支払能力

個々の企業の賃金支払い能力では
なく、通常の事業に期待できる賃
金支払能力

「労働者の生計費」は最低賃金審議の一丁目一番地。

しかし愛知地方最低賃金審議会の審議では、賃金・支払能力の資料が中心で、生計費に基づく議論はきわめて希薄なのが実態。

調査の目的と対象

何を明らかにするのか

愛知県で25歳の若者が一人暮らしをしながら、**健康で文化的な最低限度の生活**を送るために、いくら必要なのかを明らかにする。

試算の考え方

生命を維持するだけのぎりぎりの生活費でも、極端な節約を前提にした生活費でもない。
若者が自立して、普通に、人間らしく暮らすために必要な費用を積み上げて試算。

最低賃金近傍で働く人々

非正規労働者

正規の若年労働者

高年齢労働者

ケア労働者

県民の暮らしを支える多くの労働者が含まれる
家賃を払い、食事をとり、通院し、人と交流することは誰にも必要なこと

試算の方法 — 必要な費目を積み上げる

生活に必要な項目を一つひとつ積み上げて、月々に必要な費用を算出した。

食料

住居

光熱・水道

家具・家事用品

被服・履物

保健医療

交通・通信

教養娯楽

その他消費

予備費

税・社会保険料

※ 食費・家賃などは名古屋市の実勢価格や家計調査をもとに算定。通勤手当が一般的のため、今回は通勤交通費を除外して試算。

試算結果 — 普通に暮らすには月約28万円

税・社会保険料込み 月額（男女平均）

約28万円

税・社会保険料込み 年額（男女平均）

約338万円

時給換算（月150時間・男女別）

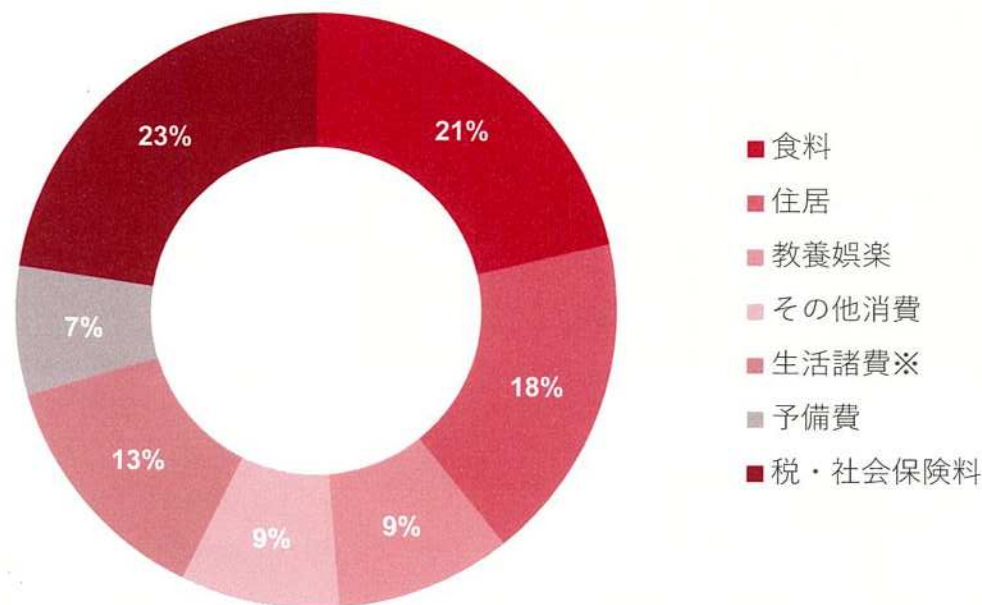
男性 **1,889円**

女性 **1,874円**

2026年4月時点／名古屋市・25歳単身

愛知県最低生計費試算調査結果（2026年改定版） | 愛労連

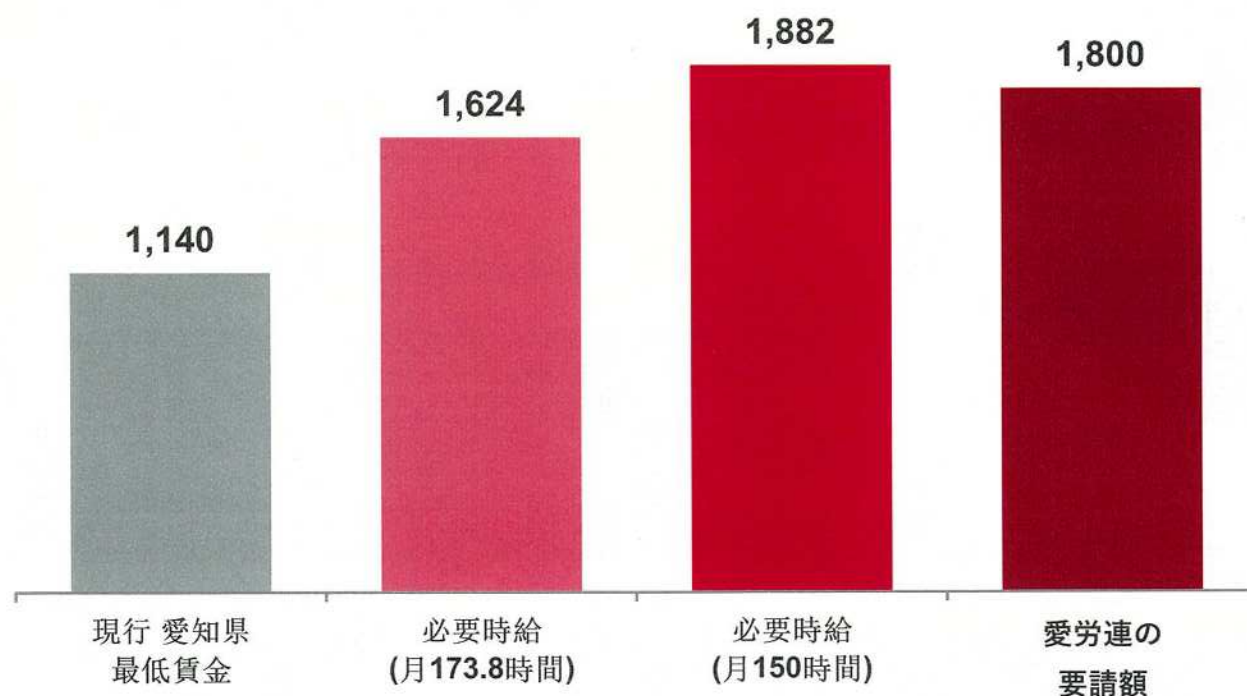
月額の内訳（男性・円）



※生活諸費＝保健医療・交通通信・光熱水道・被服・家具等

必要な時給 — 時給1,800円以上が必要

最低生計費を労働時間で割ると、必要な時給は現行最低賃金を大きく上回る。



ここがポイント

人間らしい働き方（月150時間）なら

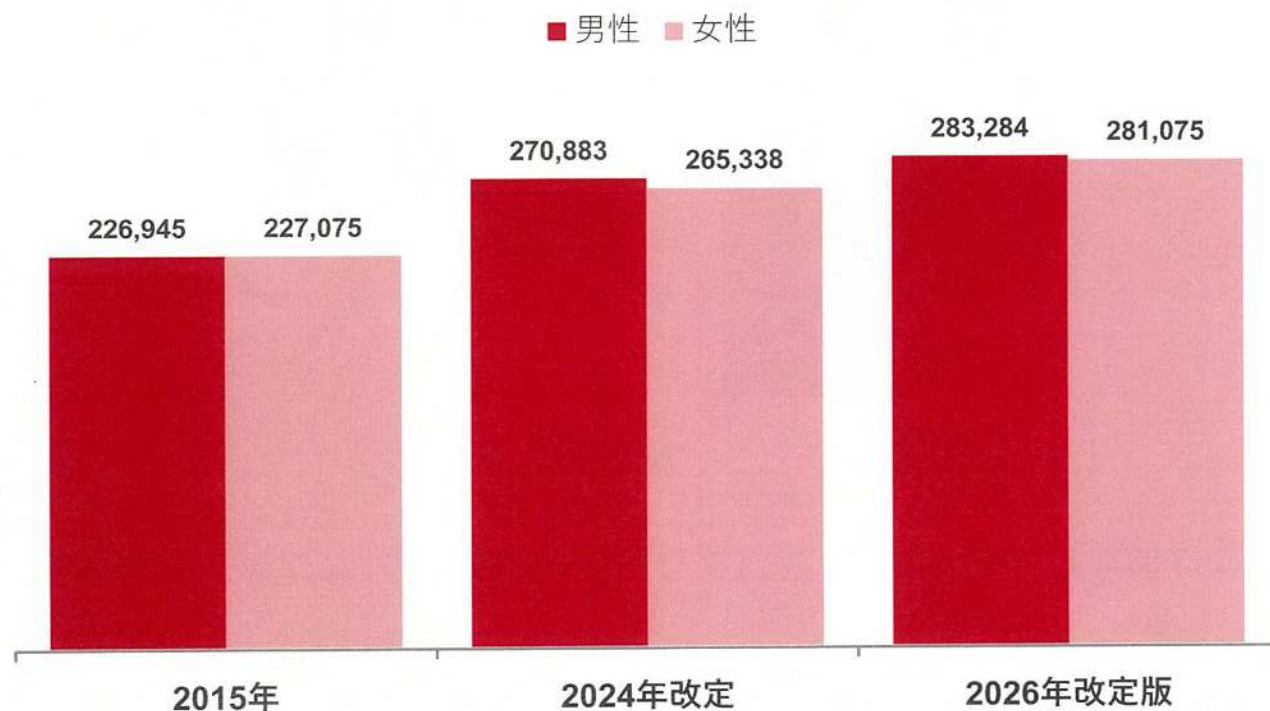
男性1,889円／女性1,874円

実態として時給1,900円近い水準が必要。

愛労連は最低賃金**1,800円以上**への引上げを求める。

最低生計費の推移 — 11年間で約24%上昇

税・社会保険料込みの月額は、2015年から2026年改定版で大幅に増加した。



月額の上昇率
(税・社保込み・男女平均)

+24.3%

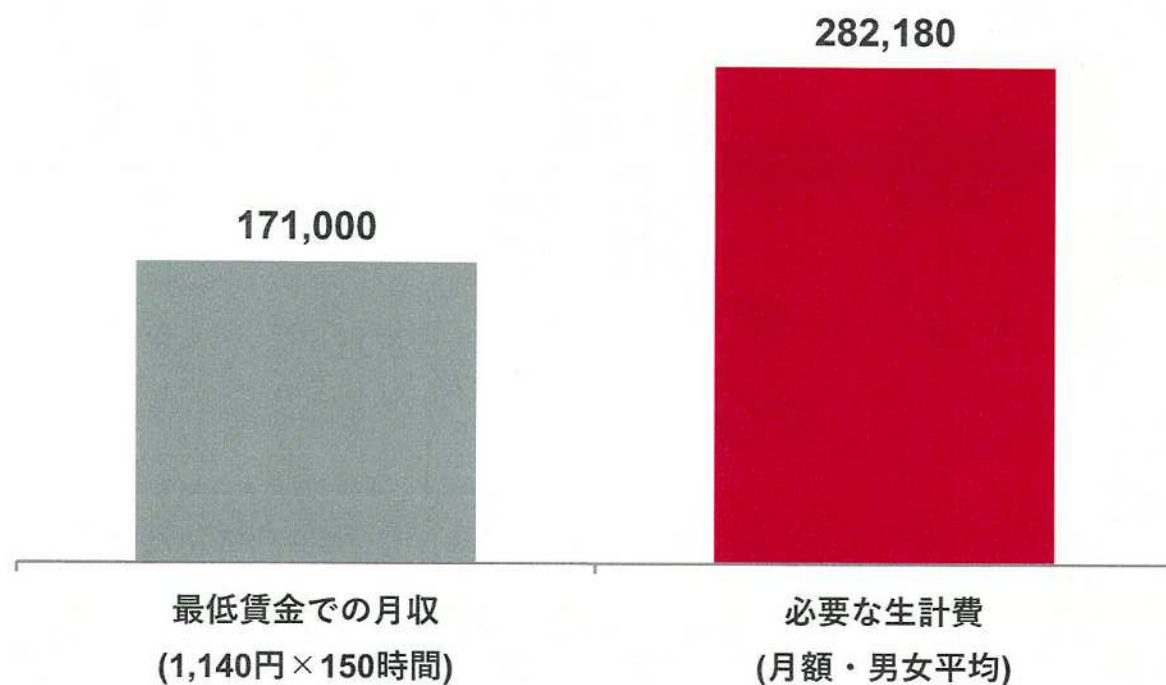
増加が大きい費目

- ・食料品
- ・教養娯楽費
- ・税・社会保険料

物価高騰に賃金が追いつかず、若い世代の暮らしは確実に苦しくなっている。

最低賃金との大きな開き

現行の最低賃金で月150時間働いても、必要な生計費には遠く届かない。



不足額（月）

約11万円

10万円以上の開き。これでは若者が愛知県で自立して生活することは困難。

審議会での前進と私たちの要請行動

昨年～

審議会の参考資料に採用（全国初）

最低生計費調査が、愛知地方最低賃金審議会で参考資料として採用された。全国の審議会でも初めてのこと。

本日午前

労働局・審議会へ要請書と署名を提出

愛知県最低賃金を1,800円以上に引き上げる要請書と署名を提出。実態を直接説明する意見陳述の機会も強く要求。

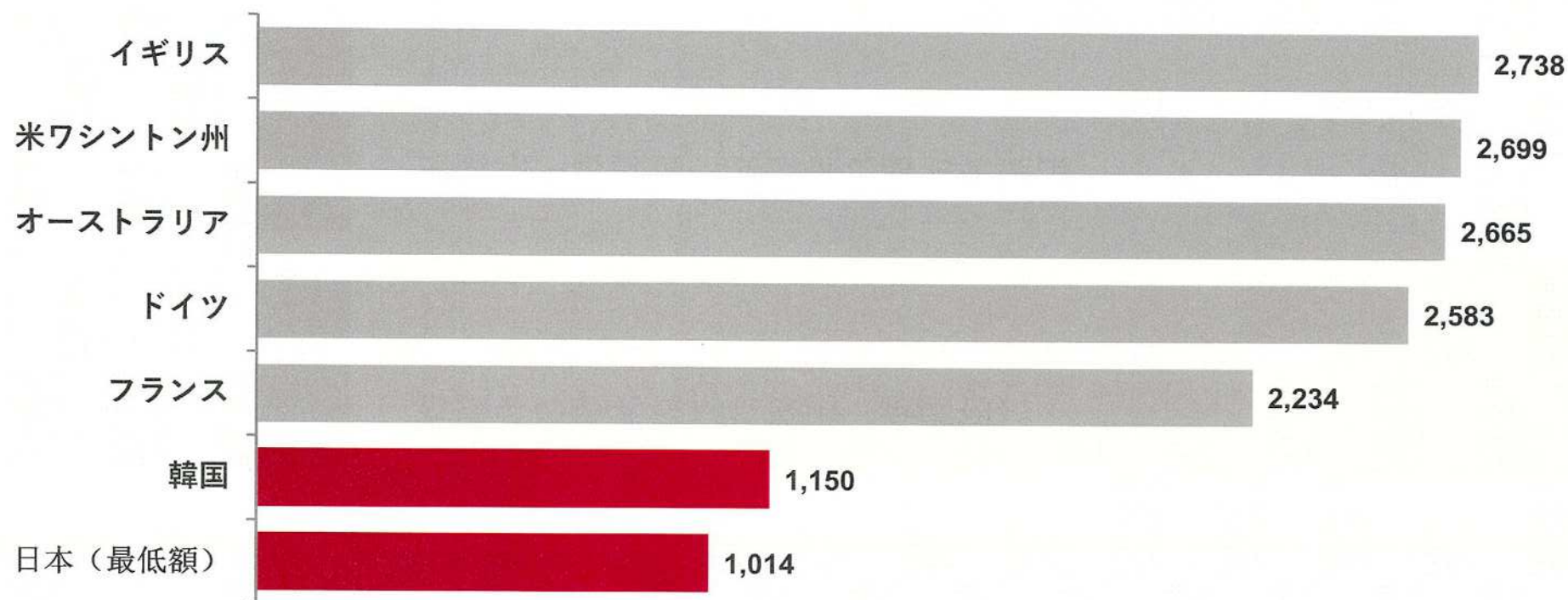
6月5日

愛知県知事へ要請

国や審議会任せにせず引上げに前向きな意見表明を。中小企業・小規模事業者向けの県独自支援策も要請。

国際比較 — 日本の最低賃金は大きく遅れ

主要国の最低賃金（円換算・時給／2026年1月時点）。円安もあり日本の低さが際立つ。



提言 — 「生活できる賃金」の実現を

1

最低賃金を 1,800円以上へ

最低生計費試算を根拠に、愛知県
最低賃金の大幅引上げを求める。

2

中小企業への 支援強化

国による直接支援、社会保険料負担
の軽減、価格転嫁の実効性確保。

3

全国一律 最低賃金の実現

最低生計費に地域差はない。全国一
律最低賃金のすみやかな実現を。

働いても生活できない賃金では、若者は将来を描けない
最低賃金を「生活できる賃金」に

愛知県最低生計費試算調査結果（若年単身世帯）—2026年改定版

2026年6月26日 愛知県労働組合総連合（愛労連）

監修：中澤秀一（静岡県立大学短期大学部）

はじめに

愛知県労働組合総連合（愛労連）は、2015年に最低生計費試算調査（若年単身世帯）を実施し、愛知県名古屋市内在住の一人暮らしの若者（25歳）が普通の暮らしをするためには、男性で月額 226,945円、女性で同 227,075円が必要という結果を得た。9年後の2024年には、消費税の10%への増税（2019年10月1日以降）や2022年から始まる物価高騰などを反映させるために最低生計費試算を改定した（2024年改定版）。この改定版では、2015年と同じ一人暮らしの若者の場合、男性で月額 270,883円、女性で同 265,338円が必要と試算された（表1）。

表1 愛知県（名古屋市）若年単身世帯の最低生計費試算結果（2015年、2024年）

数値の単位は円

試算年・月		2015年		2024年10月	
性別		男性	女性	男性	女性
消費支出		163,083	163,213	192,704	187,659
	食料	38,457	31,711	53,603	42,375
	住居	45,000	45,000	50,667	50,667
	光熱・水道	7,510	6,551	7,983	6,963
	家具・家事用品	3,480	3,600	4,443	4,596
	被服・履物	8,426	8,406	9,680	9,661
	保健医療	2,186	5,016	2,366	5,429
	交通・通信	19,062	18,872	16,324	16,202
	教養・娯楽	17,745	17,764	22,646	22,667
	その他	21,217	26,293	24,992	29,099
非消費支出		47,562	47,562	58,979	58,979
予備費		16,300	16,300	19,200	18,700
最低生計費	税・社会保険料抜き月額	179,383	179,513	211,904	206,359
	税・社会保険料込み月額	226,945	227,075	270,883	265,338
	税・社会保険料込み年額	2,723,340	2,724,900	3,250,598	3,184,061
必要最低賃金額（月173.8時間換算）		1,306	1,307	1,559	1,527
必要最低賃金額（月150時間換算）		1,513	1,514	1,806	1,769

注1) 大卒後勤続3年目、中川区の民間賃貸住宅（25㎡）に居住という条件で試算。
2) 「その他」は理美容用品費、理美容サービス費、身の回り用品費、交際費・その他、自由裁量費（月6,000円）を含む。
3) 非消費支出＝所得税＋住民税＋社会保険料。「予備費」＝消費支出×10%、100円未満切り捨て。
4) 必要最低賃金額は、最低生計費（税・社会保険料込み月額）を、月当たり労働時間（年間法定労働時間 2085.7÷12 カ月＝173.8 時間、年間労働時間 1800÷12 カ月＝150 時間）で除したもの。
5) 2024年10月の試算において、加算した品目（理美容用品のヘアアイロンと化粧水・乳液）の計算方法を訂正した結果、「その他」と消費支出及び最低生計費の金額をわずかに修正した。
6) 端数処理の関係で、各支出項目の金額を合計した数値と消費支出や最低生計費の数値は必ずしも一致しない。

今回は、2026年4月時点での若者の一人暮らしにかかる最低生計費の試算結果を報告し、改定の内容について解説する。なお、2015年と2024年の最低生計費試算調査結果のいくつかの項目と金額を見直す際に、20代の単身生活者の意見を聴くための合意形成会議（ライフトーク 2026）を2026年5月20日に開催した（当日参加者5名、事前配布のアンケート回答者17名）。なお、各品目・費目の金額は、原則として消費税込みである。

1. 消費支出の物価変動

2015年から2026年4月にかけての物価変動を総務省統計局公表の「名古屋市消費者物価指数」（CPI）を用いて分析し、係数を各費目に乗じた。係数を乗じて調整した項目は、光熱・水道、家具・家事用品、被服・履物、保健医療、通信、教養娯楽用耐久財・教養娯楽用品等、理美容用品、理美容サービス、身の回り用品である（詳細は別表1「2026年改定版の作業表」を参照）。

2. 食費

2025年の総務省「家計調査」の品目分類にもとづいて、年間収入が最も低い第1五分位階層の100g当たり消費単価を、4つの食品群に分けてそれぞれ計算した。具体的には、「2025年家計調査年報」の品目別分類の各費目の購入数量および100g当たりの平均価格から加重平均を求めた（ただし、嗜好品については、100kcal当たりの価格で算出）。なお、名古屋市における2026年4月時点での食料の物価上昇率は、2025年（平均）に比べ1.6%増となっていることを考慮し、消費単価に物価上昇分を加えている（別表2「2026年食費（25歳）」の①・②を参照）。

次に、女子栄養大学出版部『食品成分表 2025 資料編』にもとづき、1日当たりの必要なカロリーを算出した（25歳男性 1日当たり 2,650kcal、25歳女性 1日当たり 2,000kcal）。また、「4つの食品群の年齢別・性別・身体活動レベル別食品構成（1人1日当たりの重量=g）」（香川明夫：女子栄養大学教授監修）にもとづいて必要な栄養を満たすように、食費を試算。香川氏の試算にもとづきエネルギー必要量の1割は嗜好品でまかなうようにした（別表2「2026年食費（25歳）」の③・④を参照）。

さらに、外食（昼食と会食）については、合意形成会議の議論を踏まえ、以下のように金額と回数を見直した。昼食（1回）の金額を800円に変更（2015年は500円、2024年は600円）、また、回数は男女差よりも個人差によると判断し、女性も男性と同じく月20回に変更した（これまで、女性は10回）。したがって、男女とも月に16,000円（20食分）。なお、昼食時の飲み物代は、これまでと同様、消費支出項目「その他」の自由裁量費（月額6,000円）に含まれるものとした。外食（1回）の金額を5,000円（男性）と4,000円（女性）に変更（2015年は男女とも2,500円、2024年は男性4,000円、女性3,000円）し、回数は、昼食と同様、男女とも月2回に変更（これまで女性は3回）した。したがって、男性は月2回で10,000円、女性は月2回で8,000円（別表2「2026年食費（25歳）」の⑤を参照）。

3. 家賃

2015年調査および2024年改定版を参考に、名古屋市中川区内の民間賃貸住宅について「不動産・住宅サイト SUUMO」により検索した（2026年4月27日検索）。検索条件は、25㎡～30㎡未満、間取り1K・1DK・1LDK、都市ガス、エアコン付き（「家事・家具用品」にエアコンは含まれていない）、築25年以内（2000年建築基準法改正による現行耐震基準を考慮）、礼金・敷金・保証金なし、地下鉄高畑駅または八田駅から徒歩15分以内の新着物件である。

検索した中から、明らかに重複していると思われる物件を除くと、16件が該当し、家賃（管理費・共益費除く）の最低は4.2万円、最高が7.4万円で、内訳は、4万円台：5件、5万円台：3件、6万円台：7件、7万円台：1件であった。以上の結果をもとに、名古屋市内で中川区の家賃は比較的低いことと、合意形成会議の議論を踏まえ、2024年と同様に、家賃は、下から3割に近い月50,000円（2015年は45,000円）とし、更新料も2年で16,000円、月667円（2015年は0円）とした。したがって、家賃（更新料含む）は月額50,667円。なお、居住用家賃などに消費税はかからない。

4. クリーニング代(被服・履物)

背広・ワンピース・コートのクリーニング料金を、「ホワイト急便」のサイトで検索(2026年4月27日)すると、「愛知県中央エリア(中川区を含む)」では、最低料金が、背広(ジャケットとパンツ):1,494円、ワンピース:986円、コート:1,466円であった。また、中川区のクリーニング店では、背広(ジャケットとパンツ):1,760円、ワンピース:1,210円、コート:1,650円であった。

以上の結果をもとに、合意形成会議での議論を踏まえ、これまでと同様に、男性については、背広2着・コート2着分の、女性については、ワンピース2着・コート2着分のクリーニング代(年間)を想定して、金額を1着1,050円(2015年)から、それぞれ背広:1,494円、ワンピース:986円、コート:1,466円に変更した。

したがって、男性:背広2着・コート2着分で、 $(1,494円 \times 2 + 1,466円 \times 2) \div 12 \div$ 月額493円、

女性:ワンピース2着・コート2着分で、 $(986円 \times 2 + 1,466円 \times 2) \div 12 \div$ 月額409円

5. コンタクトレンズ・眼鏡(保健医療)

文部科学省「学校保健統計調査」(愛知県分)によれば、裸眼視力が0.7未満の生徒(小学生～高校生)の割合は、年齢の上昇とともに増加し、2018年度調査結果では6～11歳で22.3%、12～14歳で48.0%、15歳で58.7%、2025年度調査結果では、6～11歳で23.0%、12～14歳で51.4%、15歳で61.0%である。また、株式会社プラネット「メガネに関する意識調査」(調査期間:2021年12月17日～21日、インターネットで4,000人から回答)の結果では、眼鏡またはコンタクトレンズを使用している割合は、20代の男性が70.7%、女性が67.3%であった(「From プラネット」Vol.173より)。以上の結果と、合意形成会議での議論を踏まえ、男女とも眼鏡(自宅で使用する低価格品10,000円、使用期間3年)とコンタクトレンズ(外出用のワンデイ、1カ月3,240円)を併用しているものとした。したがって、月額278円+3,240円=3,518円。

6. 交通費

2015年と2024年の試算では、非正規労働者を想定し、通勤のための交通費(地下鉄2区間:高畑または八田駅から名古屋駅の通勤定期代として、3カ月定期27,190円で算定し、1カ月当たり9,063円)を、全額本人負担として交通費に算入したが、通勤手当を支給する企業が多いことから、今回は、通勤のための交通費を除外した(厚生労働省「就労条件総合調査」2025年によれば、常用労働者30人以上企業で、パートタイム労働者を除く「期間を定めずに雇われている労働者」に通勤手当を支給している企業は、8～9割を占めている)。なお、通勤のための交通費が全額本人負担となっている場合には、1カ月当たり9,063円が最低生計費に加算される。

また、2015年および2024年と同じく、普段の移動手段として自転車1台(国税庁による法定耐用年数2年)を所有しているものとし、2024年と同様に、2021年10月から愛知県の条例で自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されたので、保険加入を加えた。名古屋市内の自転車量販店での調査によれば、自転車(変速ギア付)1台の最低価格は、28,600円であった。自転車損害賠償責任保険料をネットで検索(2026年4月27日)すると、月額197円～360円の幅があったので、ここでは最低価格の197円とした。なお、道路交通法改正により、2023年10月から自転車運転者のヘルメット着用が努力義務とされた。しかし、愛知県警察本部の「ヘルメット着用調査結果」(2026年1月調査、チラシ)によれば、着用率は愛知県全体が15.4%、名古屋市の場合15.0%、と低いため、2024年と同じく、ヘルメットを持たないとした。

したがって、自転車に関する月額費用は、 $28,600円 \div 24 + 197円 \div$ 1,389円

7. 教養娯楽用品(教養娯楽)

2024年と同様に、余暇時間をゲームに費やす若者のライフスタイルを考慮し、合意形成会議の議論を踏まえ、携帯ゲーム機等(プレステやスイッチなどの本体とソフト)を加えた。ゲーム機本体(任天堂Switch2)の価格は、49,980円(2026年5月値上げ前の任天堂公式サイト)の価格、5年償却として月額833円、1本7,000円のソフト(カセット)を1年に2本購入する費用として月額1,167円、計2,000円を計上した(2015年は0円、2024年

は992円)。

8. 定額制コンテンツ(サブスクリプション)、NHK受信料(教養娯楽)

近年、映像や音楽などコンテンツの配信サービス(Netflix、Amazon Prime Video、U-NEXT など)は多くの若者が利用している。2024年と同じく、合意形成会議の議論を踏まえて、配信サービス料を加えた。ただし、価格は、2024年の月額3,000円から2,190円に変更した(Netflix1,590円+Amazon Prime Video600円)。

NHK受信料(地上契約)は、月額1,100円とした(2015年は月額1,310円、2023年10月1日改定)。

9. 日帰り行楽や旅行など(教養娯楽)

合意形成会議の議論を踏まえ、近場の温泉施設やテーマパークなどに日帰りで遊びに行く頻度は、2015年と同様に年4回とし、1回の費用を10,000円(2015年・5,000円、2024年・8000円)、月額3,333円とした。また、一泊以上の旅行についても、これまでと同様に年2回とし、1回の費用を40,000円(2015年・20,000円、年・30,000円)、月額6,667円とした。さらに、上記の行楽や旅行を除く、休日(余暇)の過ごし方としては、恋人や友人などと一緒にショッピングや映画・観劇・音楽・絵画などの鑑賞、スポーツを月2回(2015年は月3回)するものとし、1回の費用は3,000円(2015年と2024年は2000円)で、月額6,000円を計上した。

10. 理美容用品費(その他の消費支出)

2024年と同様に、男性の理美容用品として、女性と同じ化粧水と乳液を加え、それぞれ月に1本購入するものとして、月額624円と600円を計上した(2015年・税抜き572円×消費税率1.08×物価変動率1.010÷624円、2015年・税抜き550円×1.08×1.010÷600円)。また、2024年と同じく、男女ともヘアアイロンを加え、2015年のヘアドライヤーと同様の使用年数(6年)と価格(税抜き2,280円)をもとに、月額35円とした(2015年・税抜き32円×1.08×1.010÷35円)。

さらに、合意形成会議の議論を踏まえ、女性の理美容用品として、新たに下記の6品目を追加し、月額費用9,200円÷3÷3,067円を計上した(いずれも3カ月ごとに買い換え)。

*追加の6品目:化粧下地2,000円、ファンデーションパウダー2,000円、日焼け止め1,000円、
クレンジング2,000円、アイブロー1,200円、アイライナー1,000円

11. 交際費・その他(その他の消費支出)

合意形成会議の議論を踏まえ、冠婚葬祭費などを以下のように見直した。

1)冠婚葬祭のうち、結婚式は、2015年と同様に年1回とし、費用は2024年と同じ35,000円(通常の結婚式と会費制の両方を考慮。2015年は20,000円)で、月額2,917円を計上した。葬式・法事については、2015年に年1回で費用を20,000円としていたが、2024年の試算から、葬式・法事に参加することはほとんどなく、あっても親族の場合が大半で費用負担がないことから計上しないこととした。また、これまでと同様、お中元やお歳暮は贈らないと想定した。見舞金・餞別・お年玉は、年1回3,000円(これまでは年4回)、忘年会・新年会・歓送迎会は、年2回で1回5,000円(これまでは年4回、1回3500円)、その他の会費として月額3,000円(これまでと同額)を計上した。

2) 住宅関係費としての共益費(管理費)

2024年と同じ月額4,000円とした(2015年は3,000円)。

3) 労働組合費

「12. 年収等設定の改定」で示されているように、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(2025年、愛知県分)の結果をもとに、月額給与(所定内給与)を26万円(年収364万円)と想定したので、労働組合費(月額)は、月額給与の1.5%として、3,900円とした(2015年は月額給与21万円で、1%の2,100円、2024年は月額給与24万円で、1.5%の3,600円)。なお、日本労働組合総連合会・連合総合生活開発研究所「第21回労働組合費

に関する調査報告」(2024 年 10 月～2025 年2月実施)によれば、正規雇用の組合員の一人当たり月額組合費の月額賃金に占める割合は、組織人員別にいくらか差があり、1.55～1.71%である。

12. 年収等設定の改定

2026 年の非消費支出(税と社会保険料)を概算するために、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(2025 年、愛知県分)の結果にもとづいて、若者(25 歳、大卒、勤続 3 年目)の月収・賞与(年間一時金)・年収の設定を以下のように改定した。

資料:2025年「賃金構造基本統計調査」、愛知県、一般労働者

区 分	企業規模計(10人以上)産業計 男女計							
	年齢 (歳)	勤 続 年数 (年)	所 定 内 実 労 働 時間数 (時間)	超 過 実 労 働 時間数 (時間)	き ま っ て 支 給 す る 現 金 給 与 額 (千円)	所 定 内 給 与 額 (千円)	年間賞与そ の 他 特 別 給 与 額 (千円)	労働者数 (人)
20～24 歳	23.1	2.2	163	13	275.5	246.5	509.9	167560
25～29 歳	27.4	4.4	162	16	317.8	278.0	854.3	238040

上記の資料より、20 歳代(2026 年)の月収:(所定内給与 246.5+278.0)÷2=262.25≒260千円(26 万円)、賞与:26 万円×2か月=52 万円、年収:26万円×14 か月=364万円。
(2015年は月収21万円・賞与 24 万円・年収276万円、2024 年は月収24万円・賞与48万円・年収336万円)

13. 非消費支出の再計算

年収等設定の改定および各種社会保険料率などの改定に伴い、2026年時点での非消費支出(厚生年金・協会けんぽ・雇用保険料、所得・住民税)の再計算(概算)を行った。

1) 社会保険料

- ①厚生年金保険料率=18.3%(うち労働者負担分=9.15%)
→標準報酬月額 260,000 円では、23,790円
賞与分の保険料(月額)は520,000円×0.0915÷12=3,965円
 - ②協会けんぽ(愛知県)保険料率(子ども子育て支援金分を含む)10.16%(うち労働者負担分=5.08%)
→標準報酬月額 260,000 円では、13,208円
賞与分の保険料(月額)は520,000円×0.0508÷12=2,201円
 - ③雇用保険料率=1.35%(うち労働者負担分=0.5%)
→月収の保険料額は、260,000 円×0.005=1,300円
賞与分の保険料(月額)は520,000円×0.005÷12=216円
- したがって、月額平均の社会保険料負担は、23,790円+3,965円+13,208円+2,201円+1,300円
+216円=44,680円(月収分38,298円、賞与分6,382円)となる。

2) 所得税(復興特別所得税を含む)

4 月分の給与を 26 万円とすると、ここから1)で計算した社会保険料の月収分38,298円を控除すると、221,702円となる。この額に対する所得税額は、国税庁「給与所得の源泉徴収税額表(2026(令和8)年分)、月額表」より、月額5,150円。
また、賞与分を年52万円、前月の月収 26 万円から「社会保険料等の金額」を控除した金額を 221,702円と

すると、国税庁「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（2026（令和8）年分）」より、賞与の金額に乗すべき率は4.084%であるから、賞与分に対する所得税額（月平均）＝520,000 円×0.04084÷12＝1,769円となる。

したがって、所得税の月平均額は、5,150円＋1,769円＝6,919円

3) 住民税（県民税と市民税）

市民税と県民税は、均等割と所得割からなる。また、市民税・県民税とあわせて森林環境税（国税）が課税される（詳細は、名古屋市のサイト「個人の市民税」を参照）。

均等割額は所得にかかわらず一定額が課税され、名古屋市の市民税均等割額（年額）は2,800円、愛知県の県民税均等割額（年額）は1,500円である。

所得割額は、2025年の収入（給与）から給与所得金額を計算し、そこから社会保険料（2025年分）控除・基礎控除を差し引き、差し引き後の金額に税率（名古屋市の市民税率7.7%、愛知県の県民税率2%）を乗じた額から調整控除額を差し引いた額である。なお、2025年の収入と社会保険料は、2026年と同額として、以下のよう算定した。

年間給与収入 3,640,000 円÷4,000 円＝商910…余り0円

計算基準額＝商910×4,000円＝3,640,000 円

給与所得金額＝計算基準額 3,640,000 円×0.8＝400,000 円＝2,472,000 円

課税所得金額＝給与所得金額 2,472,000 円－社会保険料536,160円－基礎控除 430,000円
＝1,505,840円→1,505,000（1,000円未満切り捨て）

市民税と県民税の所得割額（年額）は、この課税所得金額に各税率を乗じた額から調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てた額である。

市民税調整控除額＝人的控除額50,000円×0.04＝2,000 円

県民税調整控除額＝人的控除額50,000円×0.01＝500 円

よって、市民税（所得割額）＝1,505,000円×0.077－2,000円＝113,885→113,800円

県民税（所得割額）＝1,505,000円×0.02－500円＝29,600円

森林環境税（年額）は、1,000円

住民税額（年額）は、2,800円＋1,500 円＋113,800円＋29,600円＋1,000 円＝148,700円となり、1 か月当たりでは12,391円である。

以上から、非消費支出（月額）＝社会保険料＋所得税＋住民税＝44,680＋6,919＋12,391＝63,990円

おわりに—2026年版の総括

2015年に実施した愛知県最低生計費試算調査結果（若年単身世帯）について、2024年改定版も考慮しつつ、2026年4月時点の物価変動を踏まえ、最低生計費試算の再改定を行ったところ、普通の生活（健康で文化的な最低限度の生活）に必要な費用は税・社会保険料抜きで月額約22万円、税や社会保険料を加味すると月額28万円、年額338万円（男女平均）に達することがわかった（表2）。この2026年版の最低生計費（税・社会保険料込みの月額・年額、男女平均）を2015年版（表1）と比較すると、24.3%上昇している。賃金がそれだけ上昇していなければ、労働者の暮らし向きがより苦しくなったことを意味する。

実際に、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（愛知県分、一般労働者、産業計）の結果から、5～9人規模企業で20歳代の加重平均年収を求めると、2,989,500円（2015年）から3,339,200円（2025年）と、11.7%の増額にすぎない（10人以上規模でも11.8%とほぼ同じ）。また、「毎月勤労統計調査地方調査結果（長期時系列表、愛知県分、調査産業計、常用労働者5人以上事業所規模、現金給与総額、指数は2020年＝100）」によれば、名目賃金指数は、97.9（2015年平均）から107.5（2025年平均）に上昇しているものの、実質賃金指数（消費者物価変動分を除いたもの）は、99.1（2015年平均）から94.1（2025年平均）に低下している。この間の生計費の増加に賃金上昇が追いついていないことは明らかである。

2025年10月の最低賃金改定により、愛知県最低賃金は63円(5.85%)引き上げられ、時給1,140円となったが、最低生計費試算の再改定結果では、少なくとも時給1,600円台、人間らしい労働時間(年間1800時間)を加味すれば時給1,800円～1900円が必要である。現在の最低賃金額はあまりにも低い水準と言わざるを得ない。物価高騰は依然として続いており、労働者の暮らしを守るためにはそれに見合うような水準に引き上げられるべきである。さらに、最低生計費に地域差がないことが、他の地域における調査結果でも明らかになっており、全国一律最低賃金のすみやかな実現が望まれる。

表2 愛知県(名古屋市)若年単身世帯の最低生計費試算結果(2026年改定版)

*数値の単位は円

性別		男性	女性
消費支出		199,394	197,385
	食料	60,503	49,273
	住居	50,667	50,667
	光熱・水道	8,340	7,275
	家具・家事用品	4,610	4,768
	被服・履物	10,176	10,068
	保健医療	5,914	9,015
	交通・通信	7,949	7,816
	教養・娯楽	26,910	26,930
	その他	24,324	31,573
非消費支出		63,990	63,990
予備費		19,900	19,700
最低生計費	税・社会保険料抜き月額	219,294	217,085
	税・社会保険料込み月額	283,284	281,075
	税・社会保険料込み年額	3,399,403	3,372,904
必要最低賃金額(月173.8時間換算)		1,630	1,617
必要最低賃金額(月150時間換算)		1,889	1,874

注)表1を参照。2026年4月時点の試算。

別表1 2026年改定版の作業表—愛知県最低生計費試算(若年単身世帯、名古屋市)

2015年			単位：円		2026年4月			単位：円		主な変更点・補足説明	
			名古屋市中区物価変動				25歳男性 25歳女性				
消費支出			163,083	163,213	消費支出			199,394	197,385		
食料費			38,457	31,711	食料費			60,503	49,273		
家での食事			22,340	18,296	家での食事***			32,860	24,070	1食800円に増額、女性の回数も男性と同じ20回に変更	
外食・昼食			10,000	5,000	外食・昼食*			16,000	16,000	1食、男性5,000円と女性4,000円に増額、女性の回数も男性と同じ2回に変更	
外食・会食			5,000	7,500	外食・会食*			10,000	8,000		
廃棄分			1,117	915	廃棄分***			1,643	1,203		
住居費			45,000	45,000	住居費			50,667	50,667		
家賃（更新料含む、共益費除く）			45,000	45,000	家賃（更新料含む、共益費除く）*			50,667	50,667	月50,000万円に増額、更新料2年で16,000円を加算	
光熱・水道費			7,510	6,551	1.111	光熱・水道費**			8,340	7,275	
家具・家事用品費			3,480	3,600	家具・家事用品費			4,610	4,768		
設備機器・家事用耐久財・冷暖房機器			1,109	1,109	1.325	設備機器・家事用耐久財・冷暖房機器**			1,469	1,469	
家具・室内装備品・寝具類			815	815	1.325	家具・室内装備品・寝具類**			1,080	1,080	
家事雑貨			848	968	1.325	家事雑貨**			1,123	1,282	
家事用消耗品			707	707	1.325	家事用消耗品**			937	937	
被服・履物費			8,426	8,406	被服・履物費			10,176	10,068		
被服・履物			8,048	8,028	1.203	被服・履物**			9,683	9,659	
クリーニング代			378	378	クリーニング代*			493	409	青広1,494円、ワンピース986円、コート1,466円に変更	
保健医療費			2,186	5,016	保健医療費			5,914	9,015		
保健医療費			2,186	5,016	1.096	保健医療費**			2,396	5,497	
					眼鏡とコンタクトレンズ*			3,518	3,518	眼鏡とコンタクトレンズ代を追加	
交通・通信費			19,062	18,872	交通・通信費			7,949	7,816		
交通費（通勤定期）			8,903	8,903	交通費（通勤定期）*			0	0	定期代9,063円を企業負担に変更	
自転車			801	801	0.701	自転車*			1,389	1,389	自転車代増額、自転車保険料月額197円加算
通信費			9,358	9,168	通信費**			6,560	6,427		
教育費			0	0	教育費			0	0		
教養娯楽費			17,745	17,764	教養娯楽費			26,910	26,930		
教養娯楽耐久財・教養娯楽用品等（テレビ・ノートPC・USB/インターネット接続料・水着）			5,435	5,454	1.034	教養娯楽耐久財・教養娯楽用品等（テレビ・ノートPC・USB/インターネット接続料・水着）**			5,620	5,640	教養娯楽耐久財の物価変動（係数）で代表させた。
					携帯ゲーム機等*			2,000	2,000	ゲーム機とソフト（カセット）代を追加	
					定期制コンテンツ*			2,190	2,190	配信サービス代を追加	
日帰り行楽			1,667	1,667	日帰り行楽*			3,333	3,333	1回の費用を10,000円に増額	
1泊以上の旅行			3,333	3,333	1泊以上の旅行*			6,667	6,667	1回の費用を50,000円に増額	
ショッピング・鑑賞・スポーツ			6,000	6,000	ショッピング・鑑賞・スポーツ*			6,000	6,000	月2回に減、1回の費用を3,000円に増額	
NHK受信料（地上契約）			1,310	1,310	NHK受信料（地上契約）*			1,100	1,100	月額1,100円に減額	
その他の消費支出			21,217	26,293	その他の消費支出			24,324	31,573		
理美容用品			1,411	4,680	1.010	理美容用品**			2,649	4,726	男性の支出額に化粧水・乳液代を加算
					ヘアアイロン*			35	35	ヘアアイロン代（男女）を追加	
					化粧品（追加、女性）*			0	3,067	化粧下地2,000円、ファンデーションパウダー2,000円、日焼け止め1,000円、クレンジング2,000円、アイブロウ1,200円、アイライナー1,000円を追加	
理美容サービス			2,160	3,600	1.115	理美容サービス**			2,409	4,016	
身の回り用品			796	1,163	1.358	身の回り用品**			1,081	1,579	
交際費・その他			10,850	10,850	交際費・その他*			12,150	12,150		
（冠婚葬祭）			3,333	3,333	（冠婚葬祭）*			2,917	2,917	結婚式35,000円に増額、葬式・法事は0円に減額	
（お中元・お歳暮）			0	0	（お中元・お歳暮）			0	0		
（見舞金・餞別・お年玉）			1,000	1,000	（見舞金・餞別・お年玉）*			250	250	年1回に減	
（賃貸住宅の共益費・管理費）			3,000	3,000	（賃貸住宅の共益費・管理費）*			4,000	4,000	4,000円に増額	
（忘年会・新年会・歓送迎会）			1,167	1,167	（忘年会・新年会・歓送迎会）*			833	833	年2回に減、1回の費用を5,000円に増額	
（労働組合費）			2,100	2,100	（労働組合費）*			3,900	3,900	月額給与の1.5%に増	
（町内会・自治会費）			0	0	（町内会・自治会費）			0	0		
（その他会費）			250	250	（その他会費）			250	250		
自由裁量費			6,000	6,000	自由裁量費			6,000	6,000		
非消費支出			47,562	47,562	非消費支出			63,990	63,990		
所得税			4,679	4,679	所得税*			6,919	6,919	再計算	
住民税			8,375	8,375	住民税*			12,391	12,391	再計算	
社会保険料			34,508	34,508	社会保険料*			44,680	44,680	再計算	
予備費			16,300	16,300	予備費			19,900	19,700	消費支出×10%（100円未満切り捨て）	
最低生計費	税・社保抜き月額	179,383	179,513	最低生計費			税・社保抜き月額	219,294	217,085	消費支出＋予備費	
	税・社保込み月額	226,945	227,075				税・社保込み月額	283,284	281,075	消費支出＋非消費支出＋予備費	
	税・社保込み年額	2,723,340	2,724,900				税・社保込み年額	3,399,403	3,372,904	税・社保込み月額×12カ月	
必要最低賃金額（173.8時間換算）			1,306	1,307	必要最低賃金額（173.8時間換算）			1,630	1,617	税・社保込み月額×月173.8時間（法定労働時間、年2,085.7時間）	
必要最低賃金額（150時間換算）			1,513	1,514	必要最低賃金額（150時間換算）			1,889	1,874	税・社保込み月額×月150時間（年1,800時間）	
愛知県最低賃金額（2015年10月1日～'16年9月30日）			820		愛知県最低賃金額（2025年10月18日～）			1,140			

注1）名古屋市内物価変動は、次頁の表を参照。

2）各費目名の記号（*、**、***）の説明

*改定した数字を直接入力した部分

**2015年の数字に物価変動（係数）を掛けて自動的に算出した部分

***中滞が試算した部分

記号なしは、2015年と同額

次頁に続く

名古屋市物価変動(2026年4月/2015年平均)

	係数			
	2026年4月 (2020年 = 100)	2015年平均 (2020年 = 100)	2026年4月 (2015年 = 100)	2026年4月 (2015年 = 1)
光熱・水道	116.5	104.9	111.1	1.110581506
家具・家事用品	132.6	100.1	132.5	1.324675325
被服・履物	120.8	100.4	120.3	1.203187251
保健医療	105.1	95.9	109.6	1.095933264
通信	77.6	110.7	70.1	0.700993677
教養娯楽用耐久財	103.1	99.7	103.4	1.034102307
理美容用品	102.5	101.5	101.0	1.009852217
理美容サービス	108.2	97.0	111.5	1.115463918
身の回り用品	129.4	95.3	135.8	1.357817419

資料：総務省統計局「2020年基準消費者物価指数時系列リスト」（名古屋市）より

別表2 2026年食費(25歳)

* 中澤秀一静岡県立大学短期大学部准教授による試算をもとに作成

①食品別100g当たりの消費単価(円)

消費単価	2025年				2026年4月	②食品群別100g当たりの消費単価(円)	
	全国平均(a)	全国第1五分位(b)	名古屋市平均(c)	名古屋市第1五分位推計(b×c÷a)	名古屋市第1五分位推計	第1群	
乳・乳製品	33.65	31.38	32.52	30.33	30.81	乳・乳製品	30.81
卵	45.81	44.17	45.66	44.03	44.73	卵	44.73
魚介・肉	187.78	195.00	190.87	198.21	201.38	第2群	
豆・豆製品	21.99	21.94	24.87	24.81	25.21	魚介・肉	201.38
野菜・海藻	57.79	56.13	60.12	58.39	59.33	豆・豆製品	25.21
いも類	45.24	45.26	46.71	46.73	47.48	第3群	
果物	68.79	62.64	74.88	68.19	69.28	野菜・海藻	59.33
穀類	74.56	68.28	79.81	73.09	74.26	いも類	47.48
砂糖	34.40	32.25	33.84	31.73	32.23	果物	69.28
油脂	71.81	72.51	74.88	75.61	76.82	第4群	
嗜好品	119.68	99.57	127.65	106.20	107.90	穀類	74.26
						砂糖	32.23
						油脂	76.82
						嗜好品(飲料・酒類)	
						100kcal当たり	107.90

注1) 2026年4月の名古屋市第1五分位推計消費単価は、2025年の推計消費単価に、名古屋市における食料の物価上昇率1.016(2025年平均の指数に対する2026年4月の指数の比)を掛けたもの。

③4つの食品群別にみた1日の必要量95%と消費金額

第1群	男性	女性	第2群	男性	女性
乳・乳製品			魚介・肉		
必要量(g)	300	250	必要量(g)	180	120
金額(円)	92.43	77.03	金額(円)	362.48	241.66
卵			豆・豆製品		
必要量(g)	55	55	必要量(g)	80	80
金額(円)	24.60	24.60	金額(円)	20.17	20.17
第3群	男性	女性	第4群	男性	女性
野菜・海藻			穀類		
必要量(g)	350	350	必要量(g)	440	320
金額(円)	207.65	207.65	金額(円)	326.73	237.62
いも類			砂糖		
必要量(g)	100	100	必要量(g)	10	10
金額(円)	47.48	47.48	金額(円)	3.22	3.22
果物			油脂		
必要量(g)	150	150	必要量(g)	30	15
金額(円)	103.91	103.91	金額(円)	23.05	11.52
			消費額計(円)	1,211.73	974.86

次頁に続く

④ 1日のエネルギー必要量と金額

	男性		女性	
	kcal	円	kcal	円
4つの食品群（90％）	2,385	1,147.95	1,800	923.55
嗜好品（飲料・酒類：10％）	265	285.94	200	215.80
合計	2,650	1,433.89	2,000	1,139.35

注1)女性(18～29歳)の身体活動レベルⅡの推定エネルギー必要量は、

「日本人の食摂取基準」が2020年に改定されたときに、1,950kcalから2,000kcalに変更された。

2)4つの食品群の金額=③の消費額計×90%÷95%

⑤ 1カ月（30日）のエネルギー量と食費

	男性		女性	
	kcal	円	kcal	円
家での食事	60,729	32,860	42,252	24,070
昼食(20食)	14,600	16,000	14,600	16,000
会食（2回）	4,171	10,000	3,148	8,000
廃棄分（5％）	3,036	1,643	2,113	1,203
合計	82,536	60,503	62,113	49,273

注1)外食（昼食と会食）の回数と金額は、合意形成会議で見直した。

2)男性の会食のエネルギー量は、エネルギー必要量の男女比をもとに女性の1.325倍として算出した。

3)「家での食事」のエネルギー量は、1カ月のエネルギー必要量(男性79,500kcal=2,650kcal×30日、女性60,000kcal=2,000kcal×30日)から 外食分(男性18,771kcal、女性17,748kcal)を減じた。

4)廃棄分は「家での食事」のエネルギー量の5％。

2024年：最低生計費の推計・30代～50代夫婦と未婚子2人世帯（愛知県・名古屋市）

	2010年調査 (参考)	⑩2015年調査			⑪2024年10月推計			差額⑪－⑩		
モデル	40代	30代	40代	50代	30代	40代	50代	30代	40代	50代
居住面積（賃貸）	3K・50㎡	2LDK・42.5㎡	3DK・47.5㎡	3DK・50㎡	2LDK・42.5㎡	3DK・47.5㎡	3DK・50㎡			
①消費支出（月額：円）A	399,076	374,200	425,652	563,083	421,164	479,074	633,753	46,964	53,422	70,670
②予備費（月額：円）B	40,000	37,400	42,500	56,300	42,100	47,900	63,300	4,700	5,400	7,000
③非消費支出（月額：円）C	85,761	68,756	85,566	97,224	77,158	95,356	109,720	8,402	9,790	12,496
④最低生計費（税・保険料込み、月額：円）D=A+B+C	524,837	480,356	553,718	716,607	540,422	622,330	806,773	60,066	68,612	90,166
⑤同上（年額：円）D×12	6,298,044	5,764,272	6,644,616	8,599,284	6,485,068	7,467,959	9,681,280	720,796	823,343	1,081,996
⑥必要最低賃金時間額：円（月173.8時間換算）	3,020	2,764	3,186	4,123	3,109	3,581	4,642	346	395	519
⑦同上（月150時間換算）	3,499	3,202	3,691	4,777	3,603	4,149	5,378	400	457	601
名古屋消費者物価指数		2015年平均			2024年10月					
⑧持家の帰属家賃を除く総合指数（基準：2020年＝100）	－	98.8			111.2					
⑨2015年＝100とした指数に換算	－	100			112.55					

注

1)2015年調査の各世帯モデルの家族構成は下記の通りであるが、いずれも名古屋市内の賃貸住宅に居住し、夫の勤務先は地下鉄2区間の名古屋駅周辺とし、通勤定期代自己負担、自家用車を所有。

30代（4人家族）：夫は30代で正規従業員、妻は30代で無職ないしパートタイマー（夫の扶養家族、社会保険の適用外）、子どもは小学生と幼稚園児。

40代（4人家族）：夫は40代で正規従業員、妻は40代で無職ないしパートタイマー（夫の扶養家族、社会保険の適用外）、子どもは中学生と小学生。

50代（4人家族）：夫は50代で正規従業員、妻は50代で無職ないしパートタイマー（夫の扶養家族、社会保険の適用外）、子どもは大学生（市内の私立大学）と高校生（公立）。

2010年調査の40代モデルは、40代夫婦と未婚子2人（中学生と小学生）、名古屋市熱田区の賃貸住宅に居住、勤務先は名古屋市中心部、通勤定期代自己負担、自家用車非所有。

2)2024年10月の消費支出は、2015年の消費支出に、この間の物価上昇率を掛けて推計した。

物価上昇率は、名古屋消費者物価指数（2024年10月）の「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

「持家の帰属家賃を除く総合」は、中央最低賃金審議会「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」（2022年8月1日）で用いられている指標。

3)予備費B＝消費支出A×10%（100円未満切り捨て、2010年は1000円未満切り上げ）。

4)非消費支出Cは、社会保険料（厚生年金＋協会けんぽ＋雇用保険）と税額（所得税＋住民税）の平均月額（概算）の合計である。詳しくは別項「非消費支出（社会保険料・税額）の算定」を参照。

5)必要最低賃金時間額は、中央最低賃金審議会が用いる月173.8時間労働と、全労連がめざす月150時間労働（年間1,800労働時間）の二つ。

表1 単身勤労者世帯の年齢階級別実支出（月平均、愛知県、2024年家計構造調査）

2026/4/16

	年齢計	30歳未満	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75歳以上	（参考）2024年改定版 愛労連生計費試算調査	
集計世帯数（概数）	250	50	20	30	20	30	30	20	20	10	10	X	217（男性121、女性96）	
年齢	42.0	26.2	32.3	36.9	41.6	47.0	52.2	57.0	62.0	65.7	71.5	76.1	10代～30代	
世帯モデル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25歳男性	25歳女性
実支出	257,264	256,378	234,004	287,470	228,744	296,957	287,376	275,216	239,913	181,170	211,178	275,327	270,906	265,339
消費支出	190,989	194,155	182,637	200,672	169,527	219,468	189,858	193,085	181,864	156,077	186,213	225,761	192,727	187,660
食料	42,533	35,286	31,719	50,234	41,846	48,408	48,620	49,343	45,261	44,819	61,807	59,472	53,603	42,375
住居	41,305	46,904	67,915	46,888	43,298	34,256	39,702	27,751	15,511	20,038	10,030	20,262	50,667	50,667
光熱・水道	10,322	10,328	6,399	8,670	10,214	11,344	10,794	12,801	11,884	10,400	13,893	14,997	7,983	6,963
家具・家事用品	4,187	5,300	3,836	3,219	2,936	5,212	3,557	2,839	4,195	2,744	5,414	4,861	4,443	4,596
被服及び履物	5,189	4,342	2,245	10,148	2,988	12,558	3,803	6,400	1,881	2,194	2,864	14,762	9,680	9,661
保健医療	7,390	10,704	1,676	3,263	5,352	9,932	7,619	8,493	6,670	4,864	9,645	6,183	2,366	5,429
交通・通信	32,931	34,949	33,460	20,479	23,744	38,079	34,547	33,616	44,192	29,694	28,822	42,269	16,324	16,202
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教養娯楽	26,837	28,998	23,587	39,693	17,317	35,869	16,840	31,834	24,417	9,725	20,832	40,776	22,646	22,667
その他の消費支出	20,294	17,344	11,801	18,078	21,832	23,810	24,375	20,009	27,851	31,600	32,906	22,178	25,015	29,100
非消費支出	66,275	62,223	51,367	86,798	59,217	77,489	97,518	82,131	58,050	25,092	24,965	49,566	58,979	58,979
予備費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19,200	18,700

資料：総務省統計局『2024年家計構造調査』の単身世帯、愛知県労働組合総連合（愛労連）「愛知県最低生計費試算調査結果（若年単身世帯）－2024年改定版」2025年1月15日より作成

注1）Xは、集計世帯数が少ないため秘匿しているもの

表4 単身勤労者世帯の実支出・生計費（月平均、2024年～2026年、愛知県など）＊2026年3月12日作成途中、家計調査1～3月期（2026年）の公表は5月？、2026年改定版愛労連生計費試算調査は6月に発表？

2024年調査	調査計	家計構造調査 うち、借家	うち、持ち家	家計調査	2024年改定版愛労連生計 費試算調査（借家）	2025年調査	家計調査	2026年調査	家計調査 1～3月期	2026年改定版愛労連生計 費試算調査（借家）
対象地域	愛知県	左に同じ	左に同じ	大都市	愛知県	対象地域	大都市	対象地域	大都市	愛知県
居住モデル地域	—	—	—	—	名古屋市	居住モデル地域	—	居住モデル地域	—	名古屋市
集計世帯数	250（概数）	160	70	103	—	集計世帯数	93	集計世帯数	—	—
年齢	平均42歳	平均38歳	平均56歳	平均40.2歳	—	年齢	平均39.4歳	年齢	—	—
世帯モデル	—	—	—	—	25歳男性 25歳女性	世帯モデル	—	世帯モデル	—	25歳男性 25歳女性
家賃・地代の支払世帯割合（％）	—	—	—	59.8	100 100	家賃・地代の支払世帯割合（％）	64.0	家賃・地代の支払世帯割合（％）	—	100 100
実支出・生計費（円）	257,264	266,165	239,993	258,324	270,906 265,339	実支出・生計費（円）	267,431	実支出・生計費（円）	—	—
消費支出	190,989	198,073	177,384	193,178	192,727 187,660	消費支出	195,979	消費支出	—	—
食料	42,533	41,098	48,218	48,248	53,603 42,375	食料	47,442	食料	—	—
住居	41,305	54,973	2,236	34,322	50,667 50,667	住居	33,788	住居	—	—
光熱・水道	10,322	9,870	12,455	9,642	7,983 6,963	光熱・水道	8,828	光熱・水道	—	—
家具・家事用品	4,187	4,225	3,921	5,117	4,443 4,596	家具・家事用品	6,484	家具・家事用品	—	—
被服及び履物	5,189	4,476	8,001	7,063	9,680 9,661	被服及び履物	7,050	被服及び履物	—	—
保健医療	7,390	7,665	7,307	8,715	2,366 5,429	保健医療	7,702	保健医療	—	—
交通・通信	32,931	31,430	38,135	23,000	16,324 16,202	交通・通信	23,423	交通・通信	—	—
教育	0	0	0	0	0 0	教育	132	教育	—	—
教養娯楽	26,837	27,085	27,280	26,692	22,646 22,667	教養娯楽	25,225	教養娯楽	—	—
その他の消費支出	20,294	17,252	29,831	30,379	25,015 29,100	その他の消費支出	35,905	その他の消費支出	—	—
予備費	—	—	—	—	19,200 18,700	予備費	—	予備費	—	—
非消費支出	66,275	68,092	62,610	65,147	58,979 58,979	非消費支出	71,452	非消費支出	—	—

資料：総務省統計局『2024年家計構造調査』の単身世帯、同『家計調査』各年版の単身世帯、愛知県労働組合総連合（愛労連）「愛知県最低生計費試算調査結果（若年単身世帯）—2024年改定版」2025年などより作成

注1）家計構造調査は、5年に一度実施されるので、2024年調査結果が最新のもの。調査期間は10月と11月の2ヶ月間。

2）家計調査（単身世帯）には、愛知県や名古屋市の集計結果はないので、「大都市」階級の結果を用いた。大都市は、政令指定都市及び東京都都区部である。

3）家計構造調査と家計調査で、住居費の内訳は、家賃・地代（礼金・仲介手数料・更新料なども含む）と設備修繕・維持費で、土地家屋借金返済（住宅ローン返済など）は、「実支出以外の支払」である。

4）2024年改定版愛労連生計費試算調査は、愛労連『2015年愛知県最低生計費試算調査結果報告書』2017年（2015年愛労連生計費試算調査）の若年単身世帯の結果を改定したもので、2024年10月時点のもの。

2015年愛労連生計費試算調査の集計世帯数は、217（10代～30代の男性121、女性96、）。調査時期は、生活実態調査と手持ち財調査が2015年9月～2016年1月、価格調査が2015年12月～2016年6月。世帯モデルは自動車に所有していない。

人事院・人事委員会が算定する標準生計費（「消費支出」に相当）とは異なり、この調査の「生計費」は「非消費支出」を含んでおり、家計調査などの「実支出」に相当する。借家の共益費（管理費）は、「その他の消費支出」に含まれる。

「予備費」は、個々人の多様性を考慮したもので、消費支出の1割が計上されている（たとえば、エネルギー消費量は、同じ年齢層でも身長や体重によって違いが生じるし、消費支出の内容や額も、心身の健康状態や障害の有無・程度により異なる）。

2026年6月26日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 徳良 様
愛知労働局
局長 小林 洋子 様

愛知県労働組合総連合（愛労連）
議長 西尾 美沙子
（公印省略）

愛知県最低賃金を1800円以上に引き上げるために 生計費重視・開かれた審議、中小企業支援を国に求めること及び 早期発効を求める要請書

2026年度の愛知地方最低賃金審議会における審議に際し、国民の請願権に基づき、貴審議会及び貴局に対し、下記のとおり要請いたします。つきましては、本要請書を全委員に配付いただくとともに、審議においては要請事項について十分に御配慮いただきますようお願いいたします。

また、「愛知県最低賃金を1,800円以上とし、中小企業支援を求める要請署名」（自筆・オンライン）の第一次分12,442筆及び「愛知県最低生計費試算結果（若年単身世帯）－2026年改定版－」を関係資料として提出いたします。

貴審議会におかれましては、労働者の生活実態及び地域経済の持続的発展を十分踏まえ、開かれた審議が行われるよう、格別の御配慮をお願いいたします。

記

1. 労働者の生計費を重視し、愛知県最低賃金を1,800円以上に引き上げること

- （1）審議に当たっては、労働者の生計費を重視し、愛知県最低賃金を1,800円以上に引き上げることを求めます。
- （2）最低賃金法第1条にいう「賃金の低廉な労働者」及び同法第9条にいう「労働者の生計費」の解釈についてお示しください。あわせて、その内容を審議にどのように反映させるべきなのか説明を求めます。
- （3）最低賃金法第9条にいう「労働者の生計費」について、令和7年8月21日付けの「答申」資料には「生活保護費：18歳～19歳・単身世帯」が付されていきました。「労働者の生計費」は「単身世帯」の生計費を前提としていると理解して差し支えないでしょうか。

【理由及び背景】

- （1）時給1,800円以上の根拠は、「愛知県最低生計費試算調査結果（若年単身世帯）－2026年改定版－（愛労連）」（以下：最低生計費調査結果）によるものです。本日、最

低生計費調査結果を提出いたします。同調査では、月額で28万3,284万円（税・社会保険料込み）、時間額で1,889円が必要であるとの結果が示されています。本日午後には、県政記者クラブにおいて会見を行い、公表する予定です。また、関連資料として、2026年2月に実施した家計簿調査の集約一覧（単身世帯分）も添付いたします。

日本の最低賃金は、世界的に見ても低く、2025年8月時点で米国ワシントン州2,456円、オーストラリア2,446円、イギリス2,471円、フランス2,056円、ドイツ2,406円とされる欧米諸国に大きく後れを取っており、韓国1,123円よりも低い水準となっています。

2026年1月27日に開催された「愛知県公契約に関する協議の場」では、愛知ビルメンテナンス協会の会長から、最低賃金について「ハワイは2,200円、ドイツは2,300円、日本より韓国の方が高い。ベトナムの技能実習生の若い人も日本に来なくなっている。日本も最低賃金を2,000円程度にしてほしい」旨の発言がありました。

また、帝国データバンクは、5月29日に「6月の飲食料品値上げは1,078品目で前月の約13倍」と発表し、6月2日には、今年の飲食料品の値上げが2万品目を超える見通しとなったことを発表しました。2年連続で2万品目、5年連続で1万品目を超えることとなります。長引く物価高に加え、中東情勢の混乱による原油高やナフサ供給不足の長期化が、経済と市民生活に影響を及ぼしています。食料品や日用品の価格上昇による家計負担増は深刻であり、とりわけ低所得労働者への影響は計り知れません。

- (2) 最低賃金法第1条は、「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と定めています。前回3月25日の要請時に「賃金の低廉な労働者」とは具体的にどのような労働者を指すのか、本省に確認してご回答いただけるとのことでした。

- (3) 愛知県が発表した「2025年平均 あいちの就業状況」（2026年2月27日、愛知県発表）によると、県内の非正規労働者数は135万2,000人で、労働者全体の36.5%を占め、2021年以降で最高となっています。そのうち女性は92万9,000人で、非正規労働者の68.7%が女性労働者となっています。

さらに、今年3月に発表された「2026年の都道府県別版ジェンダー・ギャップ指数」によれば、愛知県の「フルタイムの仕事に従事する男女間の賃金格差」は全国46位であり、男女賃金格差が全国で2番目に大きい不名誉な結果となっています。月額で女性は男性より9万5,300円低い状況にあります。最低賃金の引上げは、多くの女性の賃金を底上げし、愛知県のジェンダー・ギャップ解消に資するものです。

最低賃金の大幅な引上げは、非正規労働者（民間・公務）にとどまらず、民間及び公務で働く正規労働者の賃上げにも波及し、愛知経済に好循環をもたらすものです。

2. 愛労連発表の「最低生計費調査結果」を昨年に続き審議会資料として用い、意見陳述を実施すること

- (1) 昨年に続き、愛労連発表の「最低生計費調査結果」を審議資料として用いることを求めます。

- (2) 「最低生計費調査結果」の説明や最低賃金近傍で働く労働者などの生活や労働実態を審議に反映させるため、全国79%の都道府県で行われている意見陳述を実施してください。
- (3) 労働者の生計費に関わる資料は、二人以上世帯のものではなく、単身勤労者世帯のものをを用いるよう求めます。その上で審議に用いていただきたい「労働者の生計費資料」として、次の資料の提出及び説明を求めます。
- ①. 2026年改定版：愛知県若年単身世帯の最低生計費試算結果（愛労連）
 - ②. 家計簿による生活費調査（2026年2月）の単身世帯の結果一覧（愛労連）
 - ③. 単身勤労者世帯の年齢階級別月額消費実支出（月平均、愛知県、総務省「2024年家計構造調査」）
 - ④. 単身勤労者世帯の実支出・生計費（月平均、愛知県、2024～2026年、愛知県・大都市）（総務省「家計構造調査」「家計調査」など）

【理由及び背景】

- (1) 令和8年度の愛知労働局行政運営方針では、「I」の②「最低賃金制度の適切な運用」において、最低賃金審議会の円滑な運用として、「適切な資料の収集、作成、提示に努め……審議を尽くして金額が決定されるよう『審議会』の円滑な運営を図る」とされています。

しかし、これまで提示された資料を見る限り、「労働者の生計費」に関する資料は極めて乏しいと言わざるを得ません。昨年の資料を見ても、①労働者の生計費に関する資料は2点、②労働者の賃金に関する資料は7点、③事業の支払能力に関する資料は11点となっています。労働者の生計費資料の家計統計表は二人以上世帯のものであり、「適切な資料の提示」という観点から改善が求められます。

- (2) 議事録によれば、2024年及び2025年の審議で取り上げられている労働者の生計費の指標は、主に消費者物価上昇率にとどまっています。生計費の水準については、「連合愛知のリビングウェイジ」が若干議論されているものの、「生計費」そのものに関する審議は乏しいと考えます。
- (3) 意見陳述については、37道府県（全国79%）で実施されています。愛知においても「意見を反映した審議をしている」とされていますが、例えば、令和7年賃金構造基本統計調査（愛知）を見ると、医療・福祉施設等は全産業平均と比較して約6万5千円少なく、訪問介護従事者は約4万3千円少なくなっています。また、非正規労働者は最低賃金の引上げとともに賃上げされるというのが現場の実態です。

このようなケア労働者の実態が、これまで審議に十分反映されてきたと言えるでしょうか。2025年の愛知における主な産業別就業者数は、①製造業99万8千人、②卸売業・小売業63万3千人、③医療・福祉52万6千人となっており、医療・福祉は前年比7.8%増と、他産業と比べても突出して増加しています。現状に即した審議を行うには、ケア労働者の意見陳述の実施が必要です。

また、他の地方最低賃金審議会では、最低賃金近傍で働くアルバイト大学生や技能実習生、さらには県民生活や経済に責任を持つ知事の意見陳述も行われています。

※意見陳述の実施道府県：北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、

埼玉、千葉、神奈川、新潟、岐阜、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

3. 最低賃金引上げを円滑に進めるため、中小企業に対する特別な財政措置を政府に要望し、その旨を答申に明記すること

- (1) 最低賃金の引上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等、中小企業に対する特別な財政措置を講ずるよう政府に要望し、その旨を答申に明記することを求めます
- (2) 昨年度、国に対し労働局又は審議会として行った意見・要望の内容をお示してください。

【理由及び背景】

- (1) 最低賃金の大幅引上げには、中小企業への財政支援が欠かせません。昨年の日本商工会議所・東京商工会議所の調査では、最低賃金引上げへの対応のために政府等に求める支援として、「税・社会保険料負担等の軽減」が77.5%、「助成金の拡充・使い勝手の向上」などが5割近くとなっています。

私たちは、これまでも署名や要請書を通じて、中小企業支援策の抜本的拡充を要望してきました。また、審議においても、使用者代表から3点にわたり意見が出されています。

- (2) 昨年、労働局又は審議会として、国に対して中小企業支援に関するどのような意見を上げられたのか明らかではありません。関係文書の提示及び説明を求めます。

なお、愛労連は6月5日、愛知県知事に対して、他県で実施されている「賃上げした企業への財政支援」を愛知県としても具体化するよう要請したことを申し添えます。また、6月1日には、全労連として秋田県の担当課から、現在実施されている支援策について説明を受けました。国の支援策が脆弱であるがゆえに地方が新設・国制度の上乗せを実施しているのであり、国の抜本的な制度拡充が必要です。

4. 公開審議を拡充し、答申書に改定理由及び根拠を明記すること

- (1) 休会中の打合せについては可能な限り短縮し、県民に開かれた場での充実した審議を求めます。議事録には休会時及び再開時の時刻記載を求めます。
- (2) 答申書に改定金額だけでなく理由及びその根拠がなぜ明記されないのですか、今年度から明記を求めます。

【理由及び背景】

- (1) 2023年から専門部会が公開されたことは評価しています。しかし、貴局がいう「個人情報」の観点」という、公開できない個人情報とは具体的に何なのでしょう。また、休会時間が長過ぎるといのが傍聴者の多くの意見であり、県民に開かれた愛知地方最低賃金審議会とは言えません。公開での審議充実が必要です。

- (2) 2024年及び2025年の審議では、公益案において改定理由が説明されましたが、答申には「改定理由」が明記されていません。15都道府県（2024年調査）では、答申に改定理由を明記しています。愛知において明記されない説明が必要です。
- (3) 最低賃金に違反した企業には罰則が適用されます。すなわち、最低賃金額を決定することは、強制力を持つ規範を定めることにほかなりません。法律の制定や改定においては、立法事実に基づく提案理由が示されます。理由がなければ、法等の制定・改定の意味を失います。
- ところが、最低賃金の答申には「理由・根拠」の説明がありません。「理由・根拠」のない答申、すなわち結論のみが示され、それに基づいて労働局長が決定しても、県民及び労働者の理解を得られません。
- (4) 他の労働局では、議事録に休会時間が記載されている例もあります。本要請の趣旨に照らし、愛知労働局においても、休会時間及び審議再開時間が分かるようにすることが必要です。

5. 愛知県最低賃金の発効日が10月1日となるように審議をすすめること

- (1) 愛知県最低賃金の発効日が10月1日となるよう、審議することを求めます。
- (2) 中央最低賃金審議会に対して、最低賃金法の原則に照らし、発効日が遅れないよう審議を行うことを求める意見を上申してください。

【理由及び背景】

- (1) 昨年、一部の都道府県で生じた大幅な発効日の遅れは、最低賃金近傍で働く労働者だけでなく地域経済にとっても重大な問題となりました。労働者の期待を裏切り、働く意欲を奪い消費を冷え込ませるものでした。さらに、行政や県政への信頼をも損なうものでした。
- (2) 最低賃金法第10条では、「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会の意見を聴いて地域別最低賃金の決定をする」とされており、同法第14条では、地域別最低賃金は「公示の日から起算して30日を経過した日から、その効力を生ずる」と明記されています。法の趣旨を踏まえて審議をすすめる必要があります。

以上

2026年6月5日

愛知県知事
大村 秀章 様

愛知県労働組合総連合（愛労連）
議 長 西尾美沙子

愛知県最低賃金の引上げに積極的な役割を発揮されることを求める要請

長引く物価高騰のもと、日本の実質賃金は4年連続のマイナスとなっており、県民生活を改善するためには、物価上昇を上回る賃金引上げが極めて重要となっています。とりわけ最低賃金の引上げは、多くの非正規労働者の賃金に直接波及する重要な施策です。

「あいちの就業状況」（2025年10～12月）によれば、愛知県内で働く非正規の職員・従業員は137万人を超えています。最低賃金の引上げは、非正規労働者のみならず、若年労働者など賃金水準の低い正規労働者の賃金にも好影響を与えるものです。

労働運動総合研究所（労働総研）による「最低賃金を1500円に引き上げた場合の経済効果試算（2023年）」では、愛知県内の生産誘発額は約1兆1359億円、付加価値誘発額は約6682億円、雇用者数は約6万7100人の増加が見込まれています。さらに税収増は約1296億円（国795億円、県501億円）と試算されており、最低賃金の引上げは県内経済にも大きな効果をもたらすものとされています。

2025年8月19日には、知事が経済再生担当大臣と「最低賃金引上げに関する意見交換」を行い、「目安額を超える引上げが望ましい」との考えを示されました。県民生活と県経済に責任を持つ立場として、最低賃金の引上げに対する明確な姿勢を示されたものとして歓迎するものです。

一方、愛知県では若者の東京圏への流出が続いています。東京の最低賃金は1226円、愛知県は1140円で86円の差があり、月150時間の労働とすると月額で約1万2900円、年間では約15万4800円の格差となります。全国どこでも労働者の最低生計費（月額27万円・時給1800円）に大きな差がない中で、この格差は生活格差に直結するものです。転出超過は20代から30代の若者に集中しており、賃金格差もその一因となっていると考えられます。

また、「あいちの就業状況」によれば、「医療・福祉」分野の就業者は56万5000人と主要産業の一つであるにもかかわらず、2025年度の賃上げ水準（1人平均賃金の改定額）は全産業平均を100とした場合41にとどまっています。最低賃金近傍で働く労働者が多い分野であり、離職の背景には低賃金があると考えられます。県民のいのちや健康、福祉を支える人材確保のためにも、労働者の最低生計費に見合った最低賃金の引上げは極めて重要です。

さらに、2026年1月27日に開催された「愛知県公契約に関する協議の場」において、愛知ビルメンテナンス協会の吉田治伸会長が「最低賃金について、ハワイは2200円、ド

イッは 2300 円、日本より韓国の方が高い。ベトナムの技能実習生の若い人も日本に来なくなっている。日本も最低賃金を 2000 円程度にしてほしい」と最低賃金の大幅な引上げの必要性を指摘されました。愛知県には約 21 万人の外国人労働者がおり、その多くが地域経済を支える重要な担い手となっていますが、国際的な人材確保の観点からも賃金水準の引上げが求められています。

一方で、日本の企業の大多数を占める中小企業・小規模事業者にとって、最低賃金の引上げに対応するための行政による支援は不可欠です。これまで愛知も含め全国の地方最低賃金審議会が、国に対し答申や付帯決議などで中小企業に対する支援強化を求めています。地方では国任せにせず、岩手、山形、茨城、群馬、山梨、長野、富山、福井、広島、徳島、佐賀、大分の各県（全労連調べ・2025 年 8 月現在）が中小企業への独自助成を実施しています。また、新たに鳥取、奈良、秋田、石川の各県知事などが中小企業支援策やそのための予算確保を表明するなど、地方から賃金を引き上げる取組が加速しています。2024 年改定で「徳島ショック」と呼ばれた徳島県では、賃上げ支援と一体的に最低賃金の引上げを進めた結果、実質賃金が改善する一方で倒産の増加や求人の減少などはないと報告されています。地域経済を支える中小企業が持続的に賃上げを行えるよう、自治体としての積極的な支援が求められます。

以上のことから、最低賃金の大幅な引上げによって県内労働者の生活を改善するため、下記の事項について要請いたします。

記

1. 愛知地方最低賃金審議会に対し、労働者の最低生計費に見合った最低賃金水準をめざし、「目安額」を上回る答申が行われるよう、知事として積極的に意見を表明されること。
2. 中小企業・小規模事業者が最低賃金引上げに伴う賃上げを円滑に実施できるよう、県独自の支援策を講じられること。

以上

最低生計費試算調査 総括表

25歳男性・単身者・賃貸ワンルームマンション（25㎡）に居住という条件で試算。並びは結果発表の時期順。

※アップデートとは、以前に行った数字に消費者物価指数の変動等を加味して再試算した結果

作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2026年6月25日現在

都道府県	都市名	消費支出												支出	非消費比率	非消費額	予備費	最低生計費				最賃2025改定		調査結果発表時期	調査結果アップデート 発表時期※	サ ン プ ル 身 数 者
			食費	住居費	水道・光熱	家事用品・家具	被服・履物	保健医療	交通・通信	教育	娯楽・教養	その他	月額(税抜)					月額(税込)	年額(税込)	時間額(150h)	額	ランク				
愛知県	名古屋市	199,394	60,503	50,667	8,340	4,610	10,176	5,914	7,949	0	26,910	24,324	63,990	22.59%	19,900	219,294	283,284	3,399,403	1,889	1,140	A	2016年2月	2026年6月	217		
高知県	高知市	212,753	57,088	39,000	9,661	3,813	7,486	1,572	40,972	0	31,868	21,294	57,617	19.76%	21,200	233,953	291,570	3,498,842	1,944	1,023	C	2022年6月	2026年6月	94		
宮崎県	宮崎市	209,645	53,258	40,000	12,182	3,991	7,808	3,955	39,110	0	26,633	22,708	53,637	18.87%	20,900	230,545	284,182	3,410,184	1,895	1,023	C	2026年6月		69		
青森県	青森市	202,819	52,290	39,000	10,800	4,545	7,200	2,754	38,251	0	24,360	23,619	53,051	19.22%	20,200	223,019	276,070	3,312,842	1,840	1,029	C	2016年3月	2026年5月	270		
秋田県	秋田市	204,032	53,791	39,000	10,300	4,244	7,527	2,819	37,642	0	25,163	23,545	57,636	20.43%	20,400	224,432	282,068	3,384,821	1,880	1,031	C					
岩手県	盛岡市	208,659	52,570	41,000	11,525	5,626	7,801	2,759	38,802	0	24,837	23,740	56,904	19.87%	20,800	229,459	286,363	3,436,358	1,909	1,031	C					
山形県	山形市	207,132	54,952	40,000	10,304	4,864	6,506	2,802	38,527	0	23,825	25,350	54,435	19.28%	20,700	227,832	282,267	3,387,203	1,882	1,032	C					
宮城県	仙台市	211,247	55,278	43,000	10,086	4,631	8,230	2,742	39,170	0	24,240	23,871	63,112	21.36%	21,100	232,347	295,459	3,545,506	1,970	1,038	B					
福島県	福島市	205,384	54,513	40,000	10,349	4,312	6,952	2,722	38,337	0	24,569	23,630	56,890	20.12%	20,500	225,884	282,774	3,393,286	1,885	1,033	B					
岐阜県	岐阜市	199,270	51,578	43,000	9,939	3,813	8,528	1,633	38,586	0	23,906	18,287	57,608	20.81%	19,900	219,170	276,778	3,321,331	1,845	1,065	B				2023年1月	2026年4月
静岡県	静岡市	206,839	46,467	45,000	8,716	5,041	8,599	3,551	45,130	0	21,436	22,899	58,157	20.36%	20,600	227,439	285,596	3,427,155	1,904	1,097	B	2015年12月	2025年7月	195		
京都府	京都市	205,697	57,944	46,875	8,188	5,157	14,526	1,206	16,975	0	25,693	29,134	58,005	20.41%	20,500	226,197	284,202	3,410,426	1,895	1,122	B	2019年4月	2025年7月	412		
東京都	北区	203,757	61,112	60,417	7,940	3,163	7,777	1,080	9,734	0	29,506	23,028	60,977	21.39%	20,300	224,057	285,034	3,420,407	1,900	1,226	A	2019年9月	2025年6月	411		
新潟県	新潟市	198,753	48,879	39,000	12,919	4,302	7,545	4,481	40,712	0	18,980	21,935	57,009	20.69%	19,800	218,553	275,562	3,306,744	1,837	1,050	B	2015年12月	2025年6月	74		
長野県	長野市	204,601	50,558	43,750	8,166	5,193	8,237	1,058	31,268	0	29,303	27,069	57,295	20.30%	20,400	225,001	282,296	3,387,551	1,882	1,061	B	2020年7月	2025年2月	748		
大阪府	大阪市	195,531	51,334	55,000	5,779	4,909	8,509	4,305	12,246	0	31,621	21,828	58,990	21.53%	19,500	215,031	274,021	3,288,252	1,827	1,177	A	2022年1月	2025年1月	634		
岡山県	岡山市	196,114	46,612	41,667	8,269	4,867	7,171	1,136	33,077	0	28,417	24,898	57,535	21.06%	19,600	215,714	273,249	3,278,988	1,822	1,047	B	2020年7月	2025年1月	265		
埼玉県	さいたま市	196,906	52,243	54,167	10,205	3,818	8,142	3,519	15,400	0	25,843	23,569	58,184	21.18%	19,600	216,506	274,690	3,296,280	1,831	1,141	A	2024年10月		153		
福岡県	福岡市	188,477	54,445	40,000	8,589	4,434	7,343	1,228	12,936	0	34,425	25,077	59,221	22.22%	18,800	207,277	266,498	3,197,981	1,777	1,057	B	2018年4月	2024年8月	267		
山口県	山口市	184,796	43,021	34,633	7,656	5,111	7,039	1,122	39,211	0	27,344	19,659	49,467	18.19%	18,000	202,796	252,263	3,027,156	1,682	1,043	B	2019年4月	2024年7月	167		
長崎県	長崎市	180,760	48,843	42,000	8,503	4,667	7,895	1,220	13,016	0	28,534	26,082	53,339	21.16%	18,000	198,760	252,099	3,025,191	1,681	1,031	C	2019年4月	2024年7月	141		
鹿児島県	鹿児島市	195,100	49,878	38,000	8,715	3,878	6,137	1,210	38,974	0	26,361	21,948	54,096	20.13%	19,500	214,600	268,696	3,224,356	1,791	1,026	C	2019年4月	2024年7月	158		
北海道	札幌市	185,798	45,978	39,000	12,505	4,905	6,922	4,701	14,459	0	35,654	21,674	58,009	22.11%	18,500	204,298	262,307	3,147,684	1,749	1,075	B	2016年4月	2024年6月	201		
茨城県	水戸市	189,297	45,390	36,458	9,221	3,595	8,892	1,007	33,018	0	28,814	22,902	57,375	21.60%	18,900	208,197	265,572	3,186,861	1,770	1,074	B	2020年7月	2022年10月	190		
兵庫県	神戸市	175,940	44,206	46,000	7,301	3,972	5,594	2,106	17,702	0	29,512	19,547	50,492	20.70%	17,500	193,440	243,932	2,927,184	1,626	1,116	B	2022年6月		112		
大分県	大分市	187,077	42,755	39,000	7,560	4,226	4,478	2,248	36,302	0	26,635	23,873	53,037	20.49%	18,700	205,777	258,814	3,105,768	1,725	1,035	C	2021年6月		109		
沖縄県	那覇市	179,439	41,266	36,458	8,764	3,826	5,021	1,142	33,794	0	25,620	23,548	48,977	19.88%	17,900	197,339	246,316	2,955,792	1,642	1,023	C	2020年7月		84		
佐賀県	佐賀市	178,127	39,025	34,500	8,150	3,561	5,635	1,184	41,856	0	25,964	18,252	46,045	19.03%	17,800	195,927	241,972	2,903,664	1,613	1,030	C	2019年12月		111		
広島県	広島市	152,021	35,768	37,000	8,958	3,677	7,170	6,372	12,464	0	26,856	13,756	43,838	20.78%	15,132	167,153	210,991	2,531,892	1,407	1,085	B	2016年1月		70		

※アップデートとは、以前に行った数字に消費者物価指数の変動等を加味して再試算した結果

集計 数	整理番号	年齢 (歳)	総支出 (円)	消費支出	食料					住居	光熱・ 水道	家具・ 家事用 品	被服及 び履物	保健医 療	交通・通 信	娯楽・交 渉	その他の 消費支 出	娯楽・交 渉				予備費	非消費 支出
					米代	外食	飲み会	その他	娯楽・交 渉									娯楽・交 渉	娯楽・交 渉	娯楽・交 渉			
1	9		244,205	148,835	36,165	4,275	28,890	3,000	0	70,000	8,500	0	2,700	0	4,930	12,240	14,300	11,000	0	3,300	—	95,370	
2	10		314,306	225,000	26,472	2,510	22,170	1,284	508	79,975	29,706	4,459	11,934	10,000	7,753	28,826	25,875	22,950	1,425	1,500	—	89,306	
3	14		1,104,889	1,021,240	42,700	1,900	32,800	300	7,700	63,000	0	800,000	3,000	0	19,000	37,940	55,600	5,500	8,500	41,600	—	83,649	
4	26		340,785	276,071	58,739					60,303	8,343	0	13,715	4,807	16,753	47,186	66,225	14,520	2,538	49,167	—	64,714	
5	30		261,848	211,167	57,654	4,370	29,977	0	23,307	59,000	12,591	0	15,851	2,020	10,135	4,880	49,036	20,090	2,817	26,129	—	50,681	
6	34		216,444	197,054	21,136	1,520	10,265	0	9,351	51,000	10,140	0	0	2,120	51,658	1,000	60,000	0	0	60,000	—	19,390	
7	38		310,531	239,587	50,718					62,500	9,790	0	2,000	1,181	31,231	51,555	30,612	6,965	9,247	14,400	—	70,944	
8	41		263,340	200,740	57,110	0	20,840	0	36,270	62,000	8,000	0	11,090	7,050	10,160	26,980	18,350	4,900	0	13,450	—	62,600	
9	45		333,970	266,386	44,991	5,500	29,422	0	10,099	57,220	8,019	8,127	0	0	62,408	42,518	43,103	7,015	0	36,088	—	67,584	
10	49		255,026	175,341	34,611	0	18,473	0	16,138	77,391	15,057	0	0	10,000	14,179	7,810	16,293	0	8,354	7,939	—	79,685	
11	50		298,900	234,170	43,019	0	0	15,369	26,650	34,000	12,433	6,396	67,360	4,400	13,800	32,400	20,362	20,362	0	0	—	64,730	
12	51		341,421	267,434	43,142	1,530	2,000	7,750	31,862	87,303	8,000	0	39,425	1,069	7,270	15,633	65,592	4,700	394	65,592	—	73,987	
13	55		399,208	238,522	29,727	3,788	6,980		18,959	62,920	19,908	10,434	41,457	0	48,106		25,970	23,470		2,500	—	160,686	
14	58		343,636	233,393	124,774					98,722	9,897										—	110,243	
15	60		302,625	227,975	38,525	4,488	14,963	560	18,414	96,653	14,173	418	28,337	8,173	12,137	22,678	6,881	3,041		3,840	—	74,650	
16	61		317,020	237,266	32,317	6,185	20,429	0	5,703	67,891	9,656	1,629	4,830	3,010	23,145	45,856	48,932	6,540	32,000	10,292	—	79,754	
17	62		227,900	182,900	20,400	0	9,000	2,800	8,600	62,000	15,000	0	15,000	4,500	15,000	6,000	45,000	10,000	0	35,000	—	45,000	
18	63		402,310	313,000	57,500	1,800	26,000	5,600	24,000	57,000	10,000	20,000	100,000	4,000	15,000	18,500	31,000	6,000	0	25,000	—	89,310	
19	69		367,113	294,775	83,040	0	44,928	6,000	32,112	66,524	11,301	11,966	15,000	3,340	18,209	35,926	49,469	29,586	183	19,700	—	72,338	
20	70		389,359	309,541	110,768	346	59,698	32,117	18,907	0	0	17,170	5,100	9,250	36,350	7,716	123,187	55,850	4,150	63,187	—	79,818	
20代平均			25.7	*年齢のみ19人の平均	351,742	275,020	50,675			63,770	11,026	44,030	18,840	3,746	20,861	22,282	39,789					—	76,722
*整理番号14を除外			25.5	*年齢のみ18人の平均	312,102	235,745	51,095			63,811	11,606	4,242	19,674	3,943	20,959	21,458	38,957					—	76,357
21	15		267,902	190,720	58,776	2,470	9,250	8,921	38,135	66,332	15,824	0	0	8,065	4,210	34,735	2,778	2,778	0	0	—	77,182	
22	40		484,943	381,073	47,437					64,337	13,459	4,200	11,426	6,280	61,865	109,159	62,910	29,610	3,300	30,000	—	103,870	
23	43		212,826	88,510	11,610		5,600		6,010	52,000	8,000	0	0	0	0	16,900	0				—	124,316	
24	48		315,645	227,525	74,350	380	18,840			63,945	27,494	2,460	0	35,020	5,545	7,680	11,031	6,379	4,652	0	—	88,120	
25	53		403,996	299,730	101,836	4,000	36,920	13,000	47,916	42,000	7,034	6,030	0	45,440	41,600	50,310	5,480			5,480	—	104,266	
26	56		548,825	385,193	116,767					64,640	22,426	0	2,480	5,150	116,674	13,756	43,300				—	163,632	
27	57		447,845	318,924	55,405	0	13,830	0	41,575	92,000	18,197	0	20,105	2,500	22,117	10,029	98,571	97,000	0	1,571	—	73,516	
28	65		265,484	205,484	38,118		28,118	10,000		48,700	3,608	0	0	0	40,780	74,278	0				—	60,000	
29	68		280,971	172,992	38,420	6,190	6,300	1,730	24,200	73,860	7,783	0	1,309	3,670	3,150	36,000	8,800	0	0	8,800	—	107,979	
30代平均			34.1	*年齢のみ8人の平均	358,715	252,239	60,302			63,090	13,758	1,410	3,924	11,792	32,882	39,205	25,874					—	100,320
30	37		337,126	327,226	48,792	6,000	8,143	22,700	11,949	72,215	10,755	0	0	3,400	54,760	126,706	10,598	4,147	0	5,451	—	9,900	
31	52		369,546	246,439	56,653		28,785	1,210	26,658	84,046	15,882		10,865		19,761	21,490	37,742	12,140		25,602	—	123,107	
32	54		599,290	444,216	63,771	35,552	5,989		22,230	78,616	17,551			2,640	93,450	17,923	170,265				—	155,074	
33	59		291,094	172,818	33,540	23,540	5,000	5,000		75,480	6,770				4,378		52,650				—	118,276	
40-50代平均			46.0	*年齢のみ3人の平均	399,264	297,675	50,689			77,589	12,740	0	2,716	1,510	43,087	41,530	67,814				—	101,589	
合計の平均			30.0	*年齢のみ30人の平均	359,404	271,553	53,303			65,260	11,979	27,069	12,818	5,669	26,834	29,231	39,391					—	86,172

(参考) 2024年改定版愛労連生計費調査(名古屋市)

25歳	男性	270,906	192,727	53,603		50,667	7,983	4,443	9,680	2,366	16,324	22,646	25,015		19,200	58,979
25歳	女性	265,339	187,660	42,375		50,667	6,963	4,596	9,661	5,429	16,202	22,667	29,100		18,700	58,979

(参考) 愛知県最低賃金: 時間額1140円 (1日8時間労働、月就業日数22日として月賃金額を計算、可処分所得は月賃金額から非消費支出を控除した額)

月賃金額	可処分所得	
200,640	162,797	37,843

注①調査実施時期: 2026年2月1日(日)～2月28日(土)、方法: 愛労連加盟労組を通じて当該組合員に調査票を配布・回収。

②回答者の職種は、公務: 12人、医療職: 12人、保育士: 9人。年齢は、20代: 20人、30代: 9人、40-50代: 3人、不明: 1人。

③教育費の支出はないものと想定。住居費に、Wifi料金が含まれている場合がある。単身生活を開始したばかりで、2月分が翌月支払の場合には、当該費目の支出が0と記入されている可能性がある(光熱・水道費など)。

④交通・通信費に、勤務先から支給されている通勤手当や自動車関係費などが含まれている場合がある。

⑤非消費支出には、一部の回答に、「その他の消費支出」に含めなければならない生命保険料・互助会費・労働組合費などが含まれている場合がある。

最低賃金を今すぐ1800円以上に 引き上げ、中小企業支援を 拡充しましょう

宛先：愛知地方最低賃金審議会 会長 中山徳良 殿
愛知労働局 局長 小林洋子 殿

発信者：愛労連（愛知県労働組合総連合）

賛同者

2026年6月25日PM17時現在
キャンペーン開始：2025年8月25日

5,942人

change.org

第1次提出分
5,942筆

愛知県最低賃金を 1800円以上とし、 中小企業支援を求める要請

愛知地方最低賃金審議会 会長 中山徳良 殿
愛知労働局 局長 小林洋子 殿

署名 **6,500** 筆

2026年6月25日PM17時現在
キャンペーン開始：2025年10月

第1次提出分
6,500筆

みんなの
労働組合 **Ai愛労連**

暮らし安心



2024 年改定版

愛知県 (名古屋市) 若年単身世帯の最低生計費試算結果

水 水

最低賃金を 1800円以上に!

止まらない食品値上げ

2025年通年で値上げ食品の累計が2万品目を超えました。25年10月18日から愛知県最低賃金は1140円になりました。署名など私たちの運動も反映して過去最大の上げ幅になりましたが、生活改善が実感できるものになっていません。

2 最低生計費は月27万円、 時給で1800円

愛労連は、2016年に公表した「2015年最低生計費試算調査結果」をもとに、その後の物価上昇や生活の変化などを考慮して、昨年1月に最低生計費試算調査結果の2024年改定版(2024年10月時点、右表参照)を作成しました。これによれば、若者(20代)が1人暮らしするには月額27万円、時給で1800円が必要です。最低賃金の大幅引き上げが必要です。

中小企業支援をしっかりと

最低賃金を円滑に引き上げるには、中小企業予算を大幅に拡充し、賃上げへの助成や社会保険料の軽減、公正な取引が必要です。



4 審議の公開、生計費資料を 用い、実のある審議を

最低賃金改定の実質的な審議を行う専門部会では、その多くの時間が休会しての「打ち合わせ」で議事録もありません。傍聴者がいる公開の場で実のある活発な審議を求めます。

また、全国の多くの審議会でされている労働者の意見陳述が愛知では実現されていません。

昨年、全国的にも初めて愛労連作成の「最低生計費試算調査結果」が資料として採用されました。今年、アップデートして再提出します。引き続き資料として採用して、愛労連からの説明時間を設けるよう求めます。

都道府県名	愛知県	
自治体名	名古屋市	
性別	男性	女性
最賃ランク	A	
消費支出	192,727	187,660
食費	53,603	42,375
住居費	50,667	50,667
水道・光熱	7,983	6,963
家具・家事用品	4,443	4,596
被服・履物	9,680	9,661
保健医療	2,366	5,429
交通・通信	16,324	16,202
教養・娯楽	22,646	22,667
その他	25,015	29,100
非消費支出	58,979	58,979
予備費	19,200	18,700
月額	税・社保抜	税・社保込
	211,927	206,360
	270,906	265,330
年額(税・社保込)	3,250,874	3,184,073
必要最低賃金額 A (173.8 時間換算)	1,559	1,527
必要最低賃金額 B (150 時間換算)	1,806	1,769

数値の単位は円



愛知労働局に署名提出 (2025年7月4日)

愛知県最低賃金を1800円以上とし、 中小企業支援を求める要請

【別添資料③】

愛知地方最低賃金審議会 会長 殿

愛知労働局 局長 殿

2026 年 月 日

2026年の最低賃金改定にあたり、下記事項について要請します。

■ 要 請 項 目 ■

- 1 愛知県最低賃金を1800円以上に引き上げること。
- 2 愛知県最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、社会保険料（事業主負担部分）の免除・軽減など中小企業に対する特別な財政措置を政府に求めること。
- 3 傍聴できる公開審議の時間を増やし、県民に開かれた審議をすること。「休会」して議事録もない「打ち合わせ」は短縮すること。
- 4 愛労連発表の「最低生計費試算調査結果」を引き続き用いること。また、説明時間を設けること。さらに、労働者による意見陳述を実施すること。
- 5 改定愛知県最低賃金の発効日が10月1日になるように、審議を開始すること。

■ 要 請 主 旨 ■

- 1 愛知県最低賃金は2025年10月18日から1140円になりました。愛労連が作成した「最低生計費試算調査結果（2024年改定版）」では、若者の1人暮らしに必要な賃金は月額で約27万円、時間給に換算すると1800円です。
- 2 最低賃金の引き上げは個人消費を促し、地域経済の主役である中小企業の売り上げ増に資するものです。中小企業予算を大幅に拡充し、賃上げへの助成や社会保険料の軽減、公正な取引が必要です。
- 3 審議の内容を労働者・県民が理解するには、公開の場での審議時間をもっと増やし活発化することが必要です。現状は、休会中の「打ち合わせ」が圧倒的です。
- 4 昨年の審議会でも全国で初めて愛労連作成の「最低生計費試算調査結果」が資料として採用されました。しかし、説明の時間はありませんでした。さらに、全国7割以上の都道府県で行われている意見陳述が実現すれば、審議の活性化が期待されます。
- 5 昨年の改定最低賃金の発効日は10月18日でしたが、これまで10月1日に発効できるよう努力されてきました。発効の遅れは労働者の生活改善を遅らせます。

※名字が同じであっても略式「カ」ではなく、フルネームでお書きください。

氏 名

氏 名

※この署名用紙は、審議会と労働局に提出する以外に個人情報を利用されることは一切ありません。

取扱団体 [愛労連（愛知県労働組合総連合）・愛知国民春闘共闘委員会]

愛知地方最低賃金審議会

労働者代表委員資料

令和 8 年度 愛知地方最低賃金審議会
2026年7月2日

労働者側 地域別最低賃金に対する主張

① 物価上昇の中、実質賃金は減少。最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態を直視すべきである

2021年度後半から物価上昇がつづく中、**2025年平均の名古屋市消費者物価指数（総合）は前年比3.4%の上昇となっており**、高い水準が続いている。

一方、2025年平均の愛知県における**実質賃金指数は前年比2.0%の減少**となっており、労働者の生活は非常に厳しい状態が続いている。（あいちの勤労 事業所規模5人以上）

最低賃金近傍で働く労働者も多くおり、その厳しい生活実態を直視し、生活水準の維持・向上の観点からも物価上昇を考慮した引上げが必要である。

② 賃上げの流れを最賃金額の引き上げにつなげるべきである

連合愛知2026春闘の5月末集計結果では、回答を引き出した組合のうち9割が賃金改善分（ベースアップ相当）を獲得し、**額・率ともに比較可能な2013年以降で過去最高の水準**となっており、昨年につづき賃上げの流れは一層の広がりを見せている。労使の懸命な努力により実現した賃上げの流れを最低賃金の引上げにつなげ、**労働組合の無い企業で働く労働者や最低賃金近傍で働く労働者の労働条件向上へ波及**させるべきである。

労働者側 地域別最低賃金に対する主張

③ 現行水準は働きの価値に見合った水準とはいえない

昨年、愛知県最低賃金 1,140 円となったが、年間 2,000 時間働いても **年収は約 228 万円程度であり、まだワーキングプアの状態**といえる。労働の対価としてふさわしい水準として、連合リビングウェイジや愛知県におけるハローワーク求人の募集時給など、**地域相場が示している様々な賃金の絶対水準も踏まえるべき**である。

④ やりがい・働きがいの向上による生産性向上に寄与

有期・短時間・契約等で働く方々の中には、最低賃金近傍で働く方も多くいる。働きの価値に見合った賃金へ引上げることは、**同一労働同一賃金の流れを社会全体で後押しすることにつながり**、愛知県労働者の約 4 割を占める有期・短時間・契約等で働く **労働者のやりがい・働きがいの向上につながり**、ひいては**企業の生産性向上に寄与する**ものである。

労働者側 特定（産業別）最低賃金に対する主張

① 特定（産業別）最低賃金の意義と目的

わが国唯一の法に基づく企業の枠を超えた労働条件決定システムであり、「労使交渉の補完・代替機能」を担っている。

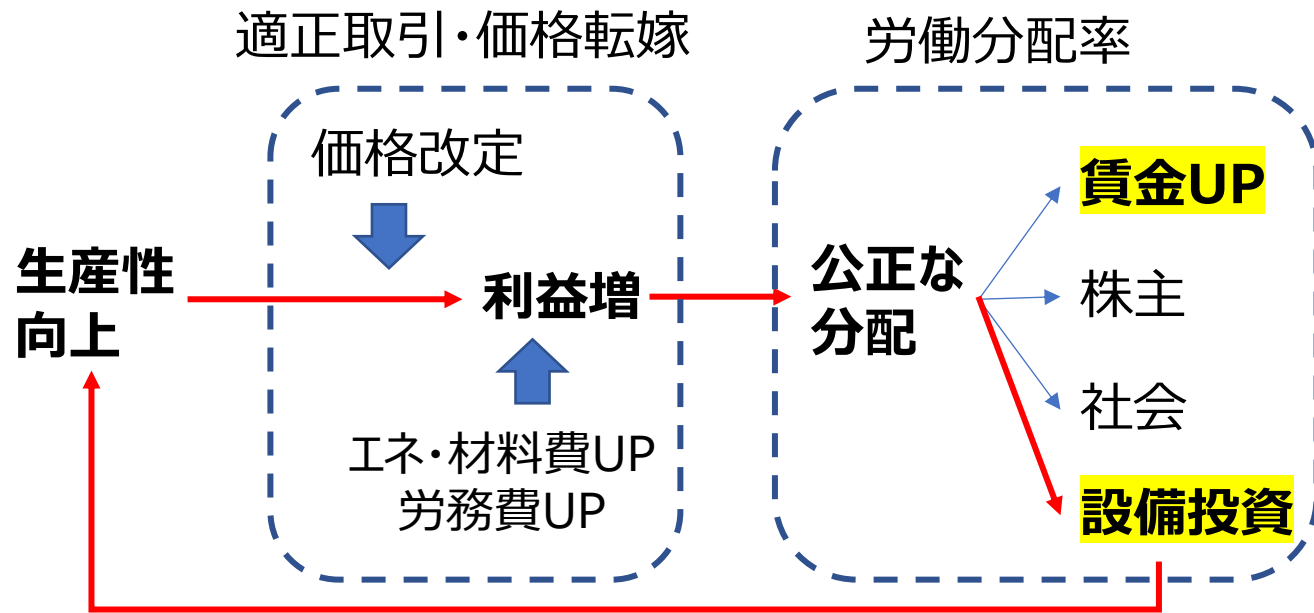
- ・ 組織労働者が労使対等の下で行われた交渉を通じて締結した企業内最低賃金協定を、**労使交渉の手段を持たない未組織労働者に波及させることによって、組織労働者と未組織労働者、正社員と非正規雇用で働く者の賃金格差を是正**する。
- ・ 賃金切り下げの防止や産業内の公正競争確保を通じて、産業全体の健全な発展を促すことをめざしている。労働の質にふさわしい賃金水準を確保することによって、**産業の魅力を高めて人材を確保**する観点、労使の社会的使命として**非正規雇用で働く労働者の処遇改善**を図る観点、**産業の健全な発展**を図る観点などから、特定（産業別）最低賃金は重要な位置づけである。

② 「労働協約ケース」で申出を行っている重要性

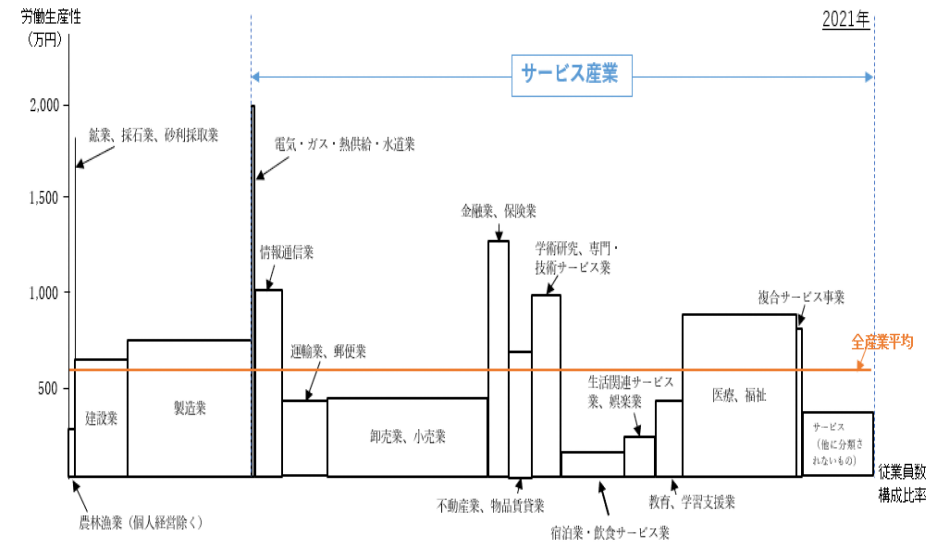
特定（産業別）最低賃金は、労使が締結した企業内最低賃金を基礎として、**企業の枠を超え、広く産業全体の賃金の底上げ・格差是正**に役割を果たしている。今年度においては**改正 6 業種は「労働協約ケース」で申出**を行っており、**適用労働者数の約 3 ～ 7 割を占める当該労使が合意**した企業内最低賃金協定（労働協約）のもとで申し出たものである。

産業を取り巻く情勢や課題を熟知している当該産業の関係労使の意思を尊重する審議を望む。

特定（産業別）最低賃金の重要性について



産業ごとの労働生産性に見合った賃金へ



生産性向上にむけた特定（産業別）最低賃金の利点

- ・ 労使が力を合わせて**生産性の向上**に取り組むきっかけとなる。
- ・ 特定最賃の設定や引き上げには各社の労使が企業の垣根を越えて横の連携をとる必要があるため、一企業では難しい**取引価格の適正化**や従業員への技能指導などを展開しやすくなる。
- ・ 特定最低賃金という手段を使ってその**産業の賃金水準**を上げること自体が、**人材獲得での競争力向上**につながる。

特定（産業別）最低賃金の重要性について



【愛知県地方版政労使会議】

開催日：2026年2月10日（木）

会 場：ルブラ王山



【取引適正化・価格転嫁促進シンポジウム】

開催日：2026年2月17日（火）

会 場：愛知県商工会議所ビル

- ・ 新たな成長を生み出す好循環を実現するためにも、中小企業や労働組合のない企業・分野において **持続的な賃上げを実現**することが重要。
- ・ 実現のためにも「生産性向上」と合わせて、「**労務費を含めた価格転嫁の実現**」が不可欠という **公労使が同じ認識の下、取り組みが進められてきている。**
- ・ **産業内の公正競争確保**のためにも、適切に労務費が転嫁されることが重要。

⇒価格転嫁の実現に向けて、特定（産業別）最低賃金の果たす役割も大きい。



愛労発基 0702 第 1 号
令和 8 年 7 月 2 日

愛知地方最低賃金審議会
会 長 中 山 徳 良 殿

愛知労働局長 小 林 洋 子

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、愛知県最低賃金（昭和 55 年愛知労働基準局最低賃金公示第 6 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いする。



愛労発基 0702 第 2 号
令和 8 年 7 月 2 日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中 山 徳 良 殿

愛知労働局長 小 林 洋 子

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和8年6月23日付けをもって申出代表者日本労働組合総連合会愛知県連合会会長
可知洋二から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添
のとおり下記6件に関する申出があったので、同法第21条により、その必要性の有無に
ついて、貴会の意見を求める。

記

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号）の改正決定
- 2 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第4号）の改正決定
- 3 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第5号）の改正決定
- 4 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号）の改正決定
- 5 愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業（平成20年愛知労働局最低賃金公示第7号）の改正決定
- 6 愛知県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第9号）の改正決定